

## 平成26年第3回西会津町議会定例会会議録

### 第1. 招 集

1. 日 時 平成26年6月6日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成26年 6月 6日
2. 閉 会 平成26年 6月12日
3. 会 期 7日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

- |            |             |             |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 小 柴 敬   | 6番 猪 俣 常 三  | 11番 清 野 佐 一 |
| 2番 三 留 正 義 | 7番 鈴 木 満 子  | 12番 五十嵐 忠比古 |
| 3番 長谷川 義 雄 | 8番 多 賀 剛    | 13番 武 藤 道 廣 |
| 4番 渡 部 憲   | 9番 青 木 照 夫  | 14番 長谷沼 清 吉 |
| 5番 伊 藤 一 男 | 10番 荒 海 清 隆 |             |

#### 2. 不応招議員

な し

## 平成26年第3回西会津町議会定例会会議録

### 議事日程一覧

#### 平成26年6月6日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告  
    請願・陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 例月出納検査報告
- 日程第5 付議事件名報告
- 日程第6 提案理由の説明

#### 平成26年6月9日（月）

- 日程第1 議長諸報告  
    陳情の受理、委員会付託
- 日程第2 一般質問（猪俣常三 三留正義 渡部憲 長谷川義雄 多賀剛）

#### 平成26年6月10日（火）

- 日程第1 一般質問（青木照夫 清野佐一）

#### 平成26年6月11日（水）

- 日程第1 議案第1号 西会津町空き家等の適正管理に関する条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町快適環境づくり条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第3次）
- 日程第6 議案第6号 平成26年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）

#### 平成26年6月12日（木）

- 日程第1 議長諸報告  
    請願の受理・委員会付託
- 日程第2 提案理由の説明
- 日程第3 議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 報告第1号 平成25年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第5 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第6 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第7 請願第2号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書

- 日程第8 請願第3号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める  
請願
- 日程第9 請願第4号 小綱木寺線の改良工事に関する請願書
- 日程第10 陳情第1号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対の陳情
- 日程第11 陳情第2号 向原・村中線の改良工事に関する陳情書
- 日程第12 意見書案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第13 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第14 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第15 経常任委員会の継続審査申出について
- 日程第16 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第17 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第18 議会活性化特別委員会の継続審査申出について
- 日程第19 保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出について



平成26年第3回西会津町議会定例会会議録

平成26年6月6日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	農林振興課長	佐藤美恵子
総務課長	伊藤要一郎	建設水道課長	酒井誠明
企画情報課長	杉原徳夫	会計管理者兼出納室長	会田秋広
町民税務課長	新田新也	教育委員長	田崎敬修
健康福祉課長	渡部英樹	教 育 長	新井田大
商工観光課長	大竹享	教 育 課 長	成田信幸

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

### 第3回議会定例会議事日程（第1号）

平成26年6月6日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告  
請願・陳情の受理、委員会付託

日程第4 例月出納検査報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会活性化特別委員会小委員会）

（議会広報特別委員会）

○議長 　ただ今から平成 26 年第 3 回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望しますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○議会事務局長 　報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 6 件の議案及び 3 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願 2 件、陳情 1 件であり、請願・陳情の要旨等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、7 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 　以上で諸報告を終ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、長谷川義雄君、9 番、青木照夫君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 7 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 12 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

3 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願・陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は2件、陳情は1件であります。会議規則第90条及び第93条の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、多賀剛君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、皆さんに申し上げます。このあと、10時50分より全員協議会を開催いたします。そのあと、議会活性化特別委員会小委員会を開催してください。そのあと、議会運営委員会を開催してください。そのあと、議会広報特別委員会を開催してください。

以上、本日はこれで散会いたします。(10時38分)



平成26年第3回西会津町議会定例会会議録

平成26年6月9日(月)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	農林振興課長	佐藤美恵子
総務課長	伊藤要一郎	建設水道課長	酒井誠明
企画情報課長	杉原徳夫	会計管理者兼出納室長	会田秋広
町民税務課長	新田新也	教育委員長	田崎敬修
健康福祉課長	渡部英樹	教 育 長	新井田大
商工観光課長	大竹享	教 育 課 長	成田信幸

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第3回議会定例会議事日程（第4号）

平成26年6月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 議長諸報告  
陳情の受理、委員会付託

日程第2 一般質問

散 会

（保育施設運営に係る調査特別委員会）

（一般質問順序）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 三留 正義 | 3. 渡部 憲  |
| 4. 長谷川義雄 | 5. 多賀 剛  | 6. 青木 照夫 |
| 7. 清野 佐一 |          |          |

○議長 おはようございます。平成 26 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議長諸報告を行います。

6 月定例会開会日以降、本日までに受理しました陳情が 1 件あります。会議規則第 93 条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、経済常任委員会に付託いたします。

日程第 2、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議場の皆さん、おはようございます。6 番、猪俣常三です。

伊藤町政の新年度に向かって 3 月議会におきまして、平成 26 年度の予算が可決したことを受け、着々と施策が執行されておりますところであります。伊藤町政において、「住んでみたい、行ってみたい町へ」を目指して、実現のための懸命な努力をしていかななくてはなりません。そして一歩でも前進して行くことが大切であろうと思っております。

さらに地方の景気回復の動向や地域経済の活性化につながる人口交流、定住促進など、さらには加工農産物の販売拡大に取り組んでいる中、トップセールスのためめぬ努力に期待しているところであります。今、まさに支援員の方々が、それぞれの分野で日夜本町のために、東西奔走されております。

一方、現内閣におきまして、平和を重視し集団的自衛権行使容認の難題をはじめ、多くの課題に取り組みながら、6 月の 8 日には、経済財政施策の推進に骨太の方針を打ち出し、景気の底上げを図ろうとしております。いずれにしても、国会において活発な審議がなされている中、経済の再生が一番であるという認識のもと、雇用の拡大に取り組んでいくとしております。

県内において、東京電力福島第 1 原発が、東日本大震災による原発事故後に、その以来、多くの方々が被害を受け 3 年が過ぎました。避難された方々がふるさとに戻るようになってきたと報道されておりますが、まだまだ中間貯蔵施設の建設に問題解決にいたっておらず、風評被害の払拭にも時間がかかりそうであります。国の原子力施策に対して、再稼働の新聞報道がなされ、福島原発ゼロに対して、県内に民間主導で進められる国内最大規模の太陽光発電所、メガソーラーが建設されるとの報道がなされ、再生可能エネルギーの加速化に向けた福島県の復興が感じられます。

私は、わが本町において、防災、そしてまた減災の強化を願う観点から、住民の生活に関わる重要課題について、6 月定例議会に一般質問をいたします。

質問に入る前に、6 月の 7 日、郡山ユラックス磐梯熱海で開かれた第 67 回県消防大会において、西会津町消防団が県内の消防団最高の名誉である福島民友旗の表彰を受けられました。町と町議会、町民の皆さま、そして消防団長はじめ、団員や女性消防隊、そして支援隊と関係機関とともに喜びあいたいと思います。受賞にいたるまでのご苦労は大変なも

のであったと思います。本町において大きな被害をみまわれた年もあり、甚大な被害により土砂崩れや家屋の崩壊、河川の増水が原因で、農地が流出し、豪雨による災害への備えの重要性が求められたことではなかったかと思えます。その教訓を踏まえ、町民参加の防災訓練を実施し、消防団員の強力な絆が結ばれ、住民の安全確保に努められてきました。その緻密な行動力、機敏な判断力が実を結び、防災作業などに尽力され、貢献度が認められたものと確信しております。

今回、いくつかの質問を考えておりましたが、県道にかかるもので、町に直接関わる直轄事業ではありませんが、住民生活に影響があるので、豪雨災害に関連したことについて伺ってまいります。地震や豪雨、そして台風などの災害事象などの予想は難しく、いづどこで起きても不思議ではないと、新聞テレビ等で報道されております。6月7日には、関東地方に降った雨は予想以上の大雨になっていると報道されておりました。

そこで、災害に強いまちづくりの取り組みについてであります。わが本町においても、平成23年7月の新潟福島豪雨により、本町においても道路や河川、農地など多くの箇所に被害が発生し、住民生活にも大きく影響を及ぼしました。

現在では、被災箇所も災害復旧工事等により、安定した生活を取り戻すことができました。近年、異常気象によるゲリラ豪雨のため、局地的な災害が発生するようになり、町民生活の安全や安心を脅かすものとなっております。

今後も発生が予測される異常気象により、豪雨などから町民を守り、安全に安心して生活できる環境整備が必要であると思われることから、梅雨に入り、災害に強いまちづくり、防災施策などの取り組みについて町の考えをお伺いいたします。

まず、3年前の新潟・福島豪雨により河川が増水し、県道喜多方西会津線の尾登地内の釜の脇スノーシェッド内が冠水し、通行不能となり、道路下が洗掘される災害が発生しました。今後も同様の災害などの発生が予測されます。最近、スノーシェッド付近の県道改良計画として、トンネル化やバイパス化の調査が県で行われると聞いておりますが、その計画内容や今後の方針などについて、町として把握されておればお伺いをいたします。

また、同地内の災害時における町民生活の安全安心が確保されるよう、町として県に対してどのような要望活動をされているのかも併せてお伺いいたします。

以上をもって一般質問といたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 6番、猪俣常三議員の災害に強いまちづくりの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

平成23年7月27日から30日にかけて降り続いた豪雨は、町にも大きな被害を与え、特に一級河川阿賀川の増水による被害は甚大なものとなりました。中でも、尾登地区を通る県道喜多方・西会津線は護岸の決壊等により、長期間の通行止めや交通規制を余儀なくされることとなりました。

福島県においても、県道喜多方・西会津線が主要地方道に指定される重要な幹線道路であり、寸断された場合は社会生活に大きな影響を与える路線であることから、道路の路面高が低く、河川の影響を受けやすい、釜の脇スノーシェッド付近のトンネル化を計画しているものであります。しかし、当該地区は河川とJR磐越西線に挟まれた箇所に路線があ

ることから、計画については、J Rとの協議が必要不可欠となります。

現在、福島県では土質試験を実施し、その結果をもとにJ Rと協議を進めている状況にあります。協議ではJ Rの意見を十分反映させる必要があることから、現在のところ詳細については未定であります。

今後、町といたしましても、福島県喜多方建設事務所主催の地域課題検討会等あらゆる機会をとらえ、要望や陳情活動を行い、早期の完成を目指してまいりますので、ご理解願います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 詳細に説明を賜りました。確かにここの箇所については、町直轄事業ではないといたしましても、当地区の尾登地区、そこの住民の皆さん、またその道路を通る、通行される方々にかかなりの影響もあることから、かなり難所なところではあろうと、このようには理解はしております。しかしながら、いざ災害があった際に、あの釜の脇のスノーシェッドの部分が、本当に改良されていかなかったら、取り残されてしまうという部分。ただ高郷のほうへ回ればいいのかという姿の構想もあろうかと思うけれども、いち早く災害に強い路線を開発していただくには、どのようにまた再度J Rとの協議を進めていっていただけるのか、町としての考え方もある程度要望されているのであれば、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。町長。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かにこれは、先般の増水によって、冠水をして1年余りですか、ストップしたり、片側通行であったり、大変なご苦勞をかけたわけです。そこで、県といろいろ、まず最初は災害復旧の協議をしてきたわけですが、将来にわたって今後このままの状態で行けば、同じような被害が発生するであろうということの意見が一致をしまして、県では新たにバイパスをつくってみたいと、こういう話でありました。

町としては、どこをどう通してバイパスにするのかということところまでは、なかなかそういうところまでにはいきませんが、専門的な見地から、まず調査をして、そしてどうしてもトンネル付近でありますので、そのところについてJ Rと十分協議をしながら、これは行っていかなければならないということでもありますから、そういう作業には、現在着手をしているというふうに認識しております。しかし、具体的な図面上を持ってきて町に説明はまだございません。ですから、現在のところこの一番難所といわれる尾登駅の急こう配のところについては、今工事中でありますから、下の盤をだいぶ下げまして、急こう配をなくして、その次はいよいよ釜の脇ということで、県では計画しているみたいであります。

ですから、早急にそれが、J Rとの話し合いがつき次第、町のほうにも具体的な図面上で説明があるのではないかなというふうに期待をしておりますが、いずれにしても早い機会に、これが実現されるよう機会あるごとに県のほうには要望しておりますし、またそういう取り組みも今後していきたいというふうに思っています。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長からの説明をいただきましたこと、大変、当時の災害があった際、町長もすぐ駆けつけて、この実態を見られたあの豪雨災害が、おわかりのとおりであったと思

います。だからこそ、あそこのところ、われわれとしてはいずれにしても幹線、主要道路である限り、尾登地区の住民の皆さんばかりではなくて、今後、あらゆる面から働きかけをお願いしていただきたいと、こんなふうにも思います。特に私として、今後、質問的な部分は申し上げることなく、私の考えをお伝え申し上げて終わることにしたいと思っております。

いずれにしても、あそこに大きな被害をくい止めていただいたということは、先ほど申し上げましたとおり、消防団の皆さんのあの力がいろんな面で働きがあったと思っております。そういうことを考えたときに、私自身も、あのえぐられた釜の脇のスノーシェッドの下、あそこを私も写真を撮りまして見たときに、いやすごい、水の力というのはこれだけ住民の生活を脅かすものなのかなと、こんなふう感じたわけでありまして。であるからこそ、できればトンネル化ということが想定されているのであるとすれば、町としてもそれ以上のまた力を注いでいっていただきたいと、こんなふうなお願いを申し上げていきたいと思っております。

そしてまた、災害のことですから、本当に災害時の対応などについて、非常に認識は、私なりに皆さんと同じではあります。ゆえに消防団の働き方というのは、今後ますます大きな力にもなるかと思っておりますので、そういったところ。ただ消防団の皆さんにすべておかれて、災害を少なくするというところだけではなかなかできない部分があると思っておりますので、そういったところ、検討、町の協議は大事にしていっていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、まず要望を持って、私の質問を終わることにしたいと思っております。本当に私の質問に対しまして、長時間にお聞きいただきましたこと、またご答弁いただきましたこと、ありがとうございます。これで終わります。

○議長　　2番、三留正義君。

○三留正義　　皆さん、こんにちは。2番、三留正義です。

本町の田植えもほとんど一段落する時期かと思っております。しかし、私のつくっている田では、ちょうど除草剤時期に梅雨入りということで、多少難儀している次第であります。皆さんはどうでしょうか。また、今年はエルニーニョの影響を受けるということで、農家だけでなく皆さんの生活においても不安な一面があるのかなと、私も考えているところで。甚大な影響がなければいいと、ことさら祈っている次第であります。

さて、一般質問が許されましたので、通告順に質問してまいります。大きく二つ質問を提出しております。農業振興地域についてと、街路灯や防犯灯のLED化についてのテーマで質問をしております。

それでは、農業振興地域のほうから入りたいと思っております。平成26年度から減反補助金の減額、平成30年度には減反政策廃止の方針が決定されている中で、さらには高い高齢化率など、農業を取り巻く環境は急速に変化しつつあります。その中で、現在、西会津農業振興地域整備計画書によって農振地域が指定されているが、農地を農産物の特産化や地域振興の観点から、他用途を含む高度利用を考慮した計画の見直しの考えはないか伺います。

それでは、次の街路灯や防犯灯のLED化について。

この中で一つは、本年度の予算でコミュニティ育成事業補助金として街路灯や防犯灯のLED化を支援していくとのことでありましたが、現在までの街路灯、防犯灯のLED化

に向けた取り組みがどのようになっているかを伺います。

もう1点は、町が整備した街路灯について、新たな対策を講じるような考えがあるようですが、それはどのような内容なのかを伺います。

それでは、明確な回答をよろしくお願いいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 2番、三留正義議員の農業振興地域についてのご質問にお答えいたします。

農業振興地域は、西会津町農業振興地域整備計画により農業振興の基盤である農地を守るため区域を定めているもので、農地以外へ転用する場合や、開発行為については制限等があり関係機関の同意や許可が必要となります。この農業振興地域整備計画は、おおむね10年間の農業上利用すべき土地と施策について策定することとされており、本町の計画は平成16年に見直しを行い、本年が10年目となることから、今年度、総合見直しをおこなうこととしております。

ご質問の農産物の特産化や地域振興の観点から、他用途を含む高度利用を考慮した計画の見直しの考えはないかとのことでありますが、計画の見直しにあたっては、将来にわたる農地利用の意向を確認することが重要であります。そのため、今年度は町内農家の皆さんを対象に今後の農業経営の方向性や、農地利用についてのアンケートを実施する予定です。また、町の農業政策はもとより、各課から今後町内で実施が想定される予定の事業計画について調査を行い、将来にわたる農地の利用を見極めた計画として検討していきたいと考えております。

なお、農業振興地域の除外については、総合見直し以外に、計画内容が除外要件を充たせば、随時変更での見直しが可能ですので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 2番、三留正義議員の街路灯及び防犯灯のLED化へ向けた取り組みについてのご質問に、お答えいたします。

町では、各自治区で維持管理している街路灯や防犯灯の電気料金等の維持管理経費の負担軽減を図るため、コミュニティ育成事業補助金に、本年度4月から新たに二つの補助事業を追加したところであります。追加した補助事業につきましては、既存の街路灯や防犯灯をLED化するにあたり、費用の3分の2を補助する街路灯・防犯灯LED照明化事業と、既存街路灯のナトリウムランプの交換に要する費用のうち、1灯あたり8千円を補助する街路灯ナトリウム灯交換事業の2事業であり、自治区長会議や文書で全自治区に制度の周知を図ってきたところであります。

現在、自治区の意向調査を行っている段階ではありますが、申請自治区の実態等を考慮し、早急に配分を決定していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、野沢商店街の街路灯に関する質問にお答えします。

町では、野沢町内自治区においては、街路灯にかかる維持費の負担が重荷になっているとの実態を踏まえ、町が平成14年度に商店街振興を目的に整備を図った街路灯、2灯式が38基、1灯式が68基、合計106基につきましては、町が費用を負担しLED化の事業に取り組むとの支援策を決定したところであり、活用可能な補助事業についての検討を行な

ってきました。その結果、商店街組織が事業主体となれば、活用可能な補助事業が見つかったことから、今次のLED化事業については、町商工会が事業主体となり取り組んでいただくことといたしました。

今次、導入する補助事業は、中小企業庁所管の商店街まちづくり事業で、工事費の3分の2が補助されます。町商工会においては、現在申請に向けての作業を進めており、今月中には事業申請をしていくとのことでありました。工事の実施は事業採択が決まった後となりますが、現時点では10月上旬から11月下旬にかけて実施していく予定としております。

なお、今次のLED化事業にあたりましては、1,450万円程度の事業費を想定しております。国補助金を除く残額の約600万円につきましては、町が事業費補助金として町商工会に交付していくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 説明いただきまして、どうもありがとうございます。ちょっと順番が逆になりますけれども、LED化の質問のほうから切り出していきたいと思うんですけれども、全員協議会の資料の中で、4月28日に野沢自治区長連絡協議会に町の方針を説明したとあったんですが、区長さんたちに渡された資料には、23日付になっているんですけれども、ちょっとどちらかはっきりしなかったのが、全員協議会のほうの28日で話させてもらいたいんですが、4月28日に説明されたと、自治区長連絡協議会に方針を説明されたということですが、その説明された折の反応というのはどのような感じだったかを教えていただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

全員協議会資料が4月28日というふうになっておりました。詳細確認しましたら、4月23日でございます。町の自治区長会議がございまして、そのあと野沢自治区長協議会の総会があると、その席で説明してくれというようなことでございました。これ資料が間違っておりました。大変失礼しました。

それで、そのときの自治区長さん方からのご意見でございますが、まず、今回、町が補助制度を設けたということに関しましては、評価をいただいたということでございます。自治区長さん方に説明したのは、先ほど言いました、前段で申し上げました町のコミュニティの助成の制度に二つの制度を設けたということで、3分の2の費用を町が補助しますよ。それからナトリウムランプの交換については、1灯当たり約半分、8千円を助成しますよということ。それからさらに、それに加えて野沢町内の皆さんについては、街路灯の数があって、実施が大変だということで、商店街の部分については、別途補助事業で町が対応しますよということで説明したところでございます。

そういった事業に取り組んでいただいて、負担軽減を図ってもらおうというのは大変ありがたいというのが感想として出されておりました。ただ、そのほかにも、実際には、60灯の街路灯が野沢町内には残るということでございまして、これらについても補助していただけないのか、さらには一括して事業実施はできないのか、そういった意見も出されました。町としましては、町全体を考えると、こういった形で事業を実施させていただくしか



ないんだということで説明はさせていただきました。

金曜日開催の全員協議会の資料の中で、野沢地区自治区長連絡協議会への説明日程につきまして、4月28日と記載をしておりましたが、4月23日の誤りでございます。訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 私ももっと早く気が付けばよかったですね、この場で気が付いたので申し訳ありません。

私も実は、旧49号線沿い、まちなかがLED化になるというのは大変微笑ましいことだなと歓迎しております。しかし、今、後段お話があったとおり、一括という部分に私も引っかかってきたんですけれども、どうなんでしょう、平成14年に設置した、町が主体となって設置したものと、財産区等を利用して平成16年に設置した部分、これは今、自治区のものだと平成25年12月の議会で、確か議事録を見ると、地域に権利があるんだという答弁だったかと思うんですけれども、今般、まちなかの、かつて町が実施主体となってやったから、自治区のものを町がまた事業を起こすんだという考えだと、なんとなく平たく言うと、他人にあげたものでも町は権利行使ができるんだというようなニュアンスに私は感じたんですが、ちょっと違うのかもしれないけれども、なんとなくそういう温度に私は感じるんですが、町の方たちもなんとなくそういうような温度で受け取っている方も何人かいらっしゃったようです。その部分は、今ことさら言ってみても仕方がないんでしょうけれども、ただ、基本的な考え方として、自治区、今現実に自治区、各自治区には商店街に絡む部分と、住宅地というものを持っているのが普通ですよ。そうすると、自治区長さんもそうですけれども、当然住んでいる方も商店街区の街路灯、住宅地区の街路灯なんという認識はたぶん持っていらっしゃらないようです。どちらも街路灯だと。自治区の街路灯だという認識だと思います。

であるならば、私もいろいろ考えて、ちょっと悩んだ末、区長さん方にちょっとお話をおかけしたところが、先ほどの、できれば一括でお願いしたいという話に行きあたったわけなんですけれども、やはり皆さん、区長さん方だけではなくて、住んでいる方たち、住民の方たちも、ある種ほぼ同じような温度で考えてらる方がかなり多い、それは何かというと、今年、補助を受けて事業をする。町が600万出すよという、それはわかりました。でも町の負担分600万出す、今年出すんだと、そうすると、住宅地区であれ、これ一括で球の数で計算すると540万ですかね。60灯掛ける9万で、およそ540万と単純計算したんですが、であれば、本年度というわけにはいかないんでしょうけれども、次年度以降の予算でもってくることは不可能ではないはずじゃないかと、可能ではないかという私も考えにいたりました。やっぱり自治区長さんたちの話を聞いてみても、やはり同様の意見でありました。その辺について、町としては、私の考えというか、私の話と予算化へ向けた考え方、できるかできないのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですが。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

商店街の街路灯ということで、野沢町内、平成14年に先ほど申し上げました106灯整備をいたしました。これにつきましては、商店街を明るくして誘客を図っていくんだという

ような目的の中で整備ができたということでございます。それで今回、その後につきましては、おっしゃるとおり、もともと水銀灯があったり、そういったものをナトリウム灯に更新をして新たに整備したということございまして、地域の今まで管理してきた防犯灯であったり、街路灯と交換といいますか、新たに、維持管理はそのまま継続していただくとような形で管理につきましては、各町内会をお願いをしてきたという実態がございます。

それから、そのあと平成16年に、先ほど申し上げましたように60基整備をしております。これにつきましては、商店街というところからは除外されてしまった町内の裏通りだとか、そういったところに整備をした。その財源につきましては、財産区から支援を受けて事業実施をしたというようなことで、町としましては、ちょっとその部分できちんと区分けをさせていただいて、今回事業化を考えたということでありまして、これにつきましては、よその街路灯しか、防犯灯しかない集落との関係もあるということで、ここで一線を引くべきだろうというふうに考えました。

それから、今回の補助事業でございますが、商店街のまちづくり事業につきましても、やはり同じように商店街組織が事業主体になって、商店街を明るくするというような形で事業実施するものですから、やはりその裏通りには、この補助事業の中で裏通りの60基については盛り込むことができなかつたというのも一つの要因でございます。

それから、今回、60基やっちゃって3分の1、540万という金額があればできるのではないかとようなことございまして、それについては、まだ町として検討しておりません。ただ、町で今回、LED化のために防犯灯、街路灯含めまして、100万円のLED化の予算は当初予算に計上しておりますので、その予算につきましては使っていただくことは可能なわけですが、それを超えての検討は、現時点では行っておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　　2番、三留正義君。

○三留正義　おっしゃることはおおむねわかるんですけども、であれば、今のお話だと、町の中、商店街は明るくするんだ、じゃあ裏通りは暗くしてもいいんだというような、なんか話に聞こえるんですが、今、高齢化で人通りも少ない、ましてや犯罪抑止、いろいろ考えていきますと、やはりこの町を真っ暗にしていくことは、あんまり好ましい話ではないと思うんですけども、であれば、今の光度をやっぱり維持していく、明るさを維持していくということは、やはり大変重要な問題ではないのかなと、私は個人的に思うんですけども。だから自治区で色分けして、こっちは負担なしで補助事業でできるけれども、住宅街はお前たちで考えて、町で3分の2出すから考えてよと、それはちょっと公平感に欠けるのではないのかなと私は感じるんですが、というのは、自治区にある灯数が違う、基数が違うというのがありますけれども、自治区自体の構成が昔と大きく様変わりしている実態というのがまずあると思うんです。財務状態そのものが、非常に厳しい自治区もあるようなので、高齢者が多くて、なかなか若い世帯がないというようなところも私、ちょっとお話をうかがったんですが、やはり、その都度、何かことあるたびに集金をかけるような自治区もあるようなので、そういった中で、最初のコミュニティの事業だけであれば、70万の予算の中で街路灯を少しずつやる。この場合だとチャンスは等しく、どの自治区も

チャンスは等しくあったのかなと私は思うんですけども、これをやったから悪いというのではなくて、これはこれで大変いいことだと思うんですけども、ただ、やったことによって均衡というんですか、平等感が崩れるという部分。自治区、自治区によって受ける温度がたぶん違ってくると思うんですけども、暗くていいのであったら、もとの防犯灯に戻して、今の街路灯に防犯灯新規に付けてもらえばいいのかと、そんなような話になってしまうんでしょうけれども、現行あるものを活用していく中で考えていけば、やはり自治区みんなが等しく扱っていただけるように考えていくなれば、今の街路灯で町が施策していただければ、基本的に自治区のほうは平等感をもった受け入れができるのかなと私は考えるんですが、その辺についてもう一回お答えいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど来、申し上げておりますように、裏通りの所有者の方を差別するんだとか、分断するんだとかというような考えはなくて、今回の平成14年の設置の街路灯につきましては、ほとんどの集落でかなり維持費の軽減につながってくるのかなというふうに考えています。町内によっては設置基数が少なく、あまり効果が薄いという集落もございますでしょうが、今回この部分を町で整備をすれば、かなり町内の負担軽減というのにつながるのかなというふうに今回考えたということでございます。

そのほかの街路灯、あと残りが60基あるわけですが、それらにつきましては3分の2の補助事業を活用していただいて、LED化図っていただく。さらには電気の球の交換がなかなか容易ではないという話をうかがいました。そういった補助制度についても、今回新たに設けさせていただいたということでありまして、一気にではなくても、ゆっくりとLED化に移行していただければいいのかなというふうに考えたところでございます。

当初、この整備を図ったときには、町内、水銀灯だったということで、ナトリウム灯に交換した時点で、その時点でもかなり維持費が安くなったというようなことで喜んでいただいたところでありまして、それからまた経過すれば、高齢化も進んで、なかなか維持費負担が大変だというようなことで、今回、野沢自治区長連絡協議会から町が要望を受けました。そういったことで、最善の軽減策はどうかというふうに考えた結果が、このような形になったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 平成16年設置の一番多い9町内さんですか、見ると。だから、先ほど言われた大きく軽減される、経費が軽減される自治区と、そうではない自治区が現実に発生するのではないんでしょうか。だから一様に、皆さん喜んでいるという表現は、私はいささかちょっとびったりしたものではないのかなと感じるんですが、やはりばらつきがあって、当初、昔やったから、今回この事業をやる。まちなかをやる。それはそれでもやらないよりはやったほうがいい、当然皆さん喜んでいると思います。ただし、そのあとに残された部分、2期工事というか、平成16年のものについて、もう少し町として真摯に考えて、再考していただくことはできないのか、ここで終わりと言われてしまうと、自治区長さん方も、前段、私もいろいろ自治区長さんたちとお話しましたが、できればやっぱりさ

つきおっしゃったように、一括で処分して、高い効果を得たいという部分ですね。やはり皆さんも訴えているとおり、私もそう考えます。やはりできれば、一括でやって高い効果を得たい。やはり皆さんの声が届くとか、響くとか、そういった部分を、これはこれで最善なんだと切り捨てるのではなくて、やはり今後も考えていくことは必要なんではないんでしょうか。私はそう思うんですが、その部分ご意見いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

野沢町内につきましては、先ほど来、言っているように、16年で整備した106灯、そのほか60灯。それから、野沢駅通りに、また平成18年に16灯、これはもうLED化されているわけです。これらについては、9町内、かなりの基数があるわけで、そこから9町内についても、もうすでにLED化になっていることでありまして、今まで水銀灯があちこちついていたものを改修したわけでありまして、かなりそういう意味では9町内も軽減されているのかなというふうに考えているところでございます。

それから、野沢につきましては、そのほかに防犯灯いくつかは残っているのかもしれませんが、街路灯がもうほとんど主体的、ほとんどが街路灯というような状況になっている中で、よその地区につきましては、全部防犯灯しかないわけです。ほかのよその集落につきましては、その部分については、すべて3分の1の自己負担を出してLED化を図らなければならないというようなことになるわけでありまして、防犯灯と街路灯、当然単価も違いますし、単純に比較することもできないわけですが、そういった形で、よその地区については地域の負担の中で取り組むという実態がございますので、野沢の町内の負担につきましても、この60基の部分については、地域の皆さんのいくらかの負担をしていただいて整備を図っていただくようなことにしていただくことが、町全体のその公平な負担なのかなというふうに考えたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 確かに、3分の2という数字で表現すれば、ほかの集落にあるものと、そういったものとみんな自己負担があるんだよと、3分の2という数字は確かにそうなんですけれども、その3分の2だけが独り歩きすると、確かに3分の2という数字でしかないんですけども、実際に単価、単価で押していけば、やはり街路灯のほうが負担率は大きいんじゃないんでしょうか。私の計算とか、認識が間違っていたら正してほしいんですが。

それは3分の2と言いますけれども、街路灯の3分の2と防犯灯の3分の2で、自治区における負担割合というのは公平感があるのかどうなのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

単純に3分の2ということになりますと、当然、街路灯のほうが大きくなりますし、公平ではないというふうになってしまうということもありまして、野沢の町内、商店街の部分だけでも町として別立てして、野沢町内については支援をしようという方向で、今回の事業は取り組んだと、2本立てで考えたということでございます。確かにありますが、上

野尻だとか、下野尻だとかという大きな集落になりますと、街路灯についても何十基と、60基、70基という維持管理をしている集落もあるわけでありまして。それらで考えていきますと、町内の負担以上に総体経費はかかってしまうということにもなってくるのかなというふうに考えていますので、単純な比較ではないわけでありまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 自治区、自治区で確かに環境が違う、みんな横並び一線ではないのは私も承知しているつもりなんです、できるだけその凹凸をやっばり均せる、公平感があるような、というのは、町うちの自治区だと戸数が少なくて、例えばコミュニティを使つたとすると、それだけの街路灯に対して受益者がメリットを受けているのかな、戸数割にしていくと今度は逆に負担はさらに大きくなっていくような私は気がするんですけども、戸数がすごく多いところであれば、それは均等に割っていけばかなり小さくなってくるんでしょうけれども、特に集落もそうなんでしょうけれども、町うちなんか昔よりはぐっと戸数が減ってきている実態で、そういった中で、やはりもう少し自治区と一戸、一戸のバランスというか、戸数割ですか、そういったものもやはり公平感がもう少し出るように、もう少しなんか突き詰めて考えていければ私はいいのかなと感じているんですけども、なかなかこれ、やるやらないではなくて、私が今求めているのは、例えば、仮に何かの拍子に町が540万やるといった場合に、今のコミュニティの育成事業100万ですか、あれそっくり100万が街路灯に向けてもいいんじゃないか、だからいろんな考え方ができないわけではないのかなと、いくらか今後も検討していく部分は残されているのではないのかなと私は感じているんですけども、その辺、どのようにお考えなのか。これでびしっと、先ほどだと最高の策だというお言葉でしたけれども、今後も引き続き、やはり多面的に検討していただくような方向で私はあっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回3分の2のコミュニティの助成事業をつくりました。野沢の自治区長会の中では、一括してやってもらいたいといったのは、全額町が補助をしてやってくれということではなくて、3分の1の負担をしても、一緒にやってもらうことによって維持費が大幅に縮減できるので、そういう方法はないかということであとから話はちょっと聞いているところでございます。その辺、なかなか町がそれを全部負担をしてやるというような形になりますと、先ほど来申し上げておりますように、よその地域とのバランスという部分が出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

地域の声はそんなふうに、3分の1の負担はやむを得ないのかなと、だけれども、ならば街路灯については維持費が大変なんで、一括してやれるような方法はないのかというような話もございました。その辺については、これから十分検討させていただきたいというふうに考えております。現時点では、当然予算ございませんので、十分考えさせていただこうということでございます。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 であるならば、ある程度自治区で負担を考慮して事業を展開するということ

であれば、検討していく余地はあると、そう解釈していいですね。今後も100パーセント町がうんぬんでなければ、自治区で一定のものを負担する。そういう考えであれば検討はしていくと、そういう答弁だったと解釈してよろしいのでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この防犯灯と街路灯の区別で、一番問題にちょっとなったところなんですね。街路灯については、今ほど平成14年と16年の区別の中で方針として打ち出したわけですが、一番いいのは、議員がおっしゃるとおり、全部の町内プールで、加わった経費のプールで、そして私は3分の2の補助というのは、これは動かすことができないというふうに思っています。というのは、これから整備をしようとするところもどんどん出てきますので、やはりこの野沢町内だけではないところについての対応はどうするんだと言ったならば、野沢でやった街路灯の補助事業を該当しながら、3分の2の事業で行っていくという、この基本的な方針はやっぱり残しておくことは必要だと思うんですね。

ただ、確かに問題なのは、106灯が1町内から10何町内までの町内に割り振った場合に、本当にこのために恩恵のあるところと、ほとんど恩恵がないところと、そういう差があっていいのかということが、議員の一番この指摘をされる場所だというふうには思っているわけですね。ですから、平成16年度に設置をされた60灯、この部分について、この町内全体で、だいたいどのくらいずつ、やはりプールにすればその町内の負担分になってくるのかというようなこともあるわけですよ、これ。まだそこまでやっていませんよ。しかし、本当に町内ごとにプールであるならば、そういうところの応分にしていくことも必要ではないかと。例えば1町内で本当に、例えばの話ですよ、60分の1を持つとか何とかしながら、各それぞれのところに応分にしていくような方法というものも、これは町のほうで検討するのではなくて、町内全体の、区長会全体の中での、そういうバランスの取れたような対応方法ということはあるんだけど、こういうことを想定をしますので、だから60灯の分も一緒にこの事業の中で取り組んでいただきたいというようなことで仮にあるならば、もう一度、不公平感にならないようにやっていく考え方も、いろいろ検討すれば出てくるのかなというふうにはちょっと思います。

ただ設置するときは、確かに不平等性はなかったんですよ。106灯は町で街路灯整備でやったわけです。じゃあとどうするんだとなったときに、その財源の捻出を求めたのが財産区の支援で行ったわけですから、ですから、設置するときにはさほど問題ではなかったんですね。そういうことも含めながら、ひとつもう一度、各、これは自治区との、町内会との話し合いも必要だと思いますので、それが可能かどうかという、ちょっと話をしてみたいというふうには思います。

そうじゃなければ、この事業いつまでも引っぱっていくことはできませんから、どこかで線引きをしてやらざるを得ないときにはやっていかなければならないということなので、その点はご了解をいただきたいというふうに思います。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 いろいろな考え方をして、検討の方向で取り組んでくださるという温度で受け取りました。LEDについてはこれで終了したいと思います。

次の農業振興地域についてに入ります。農業振興地域の問題で、県営ほ場整備ですか、

基盤整備事業したところの背景等、私も昭和40年生まれなので、ちょっとはつきり背景がしない部分があるので、昭和45年に指定で、計画の策定が一番最初が46年、そして変更を何回か繰り返して、最終が16年、そこに至るまでのおおむねの経緯といたしますか、そういったものの概要を取りまとめてお話いただけると、お話いただきたいんですけども、お願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

昭和45年に、この農振制度そのものについては、国のほうの計画によりまして、県としての基本方針を定めまして、県が各市町村ごとに、その区域を定めるということで、西会津町内で約8,900町歩の農業振興地域が指定をされております。それで、今ほどご質問にもありましたように、これまで計画見直し4回ほどやっております、その都度、今ほどご質問にもありましたように、基盤整備を推進するために指定をする変更をしたり、あとは基盤整備が61年ころはおおむね完了したので、農用地として残す部分、それからそうでない白地とかというふうに、そういう見直しをしておりますし、平成8年については、町内の各種施策が大きく変わりました、高速道路だったり、交通網の整備等がありまして、その辺の農地の除外等の見直しをしております。

今回、10年が経過したことから、今後予想される農地の新たな活用等を含めて、農家の皆さんの今後の経営形態の希望などを含めた形で見直しを行っていきたいと考えております。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 ありがとうございます。農業振興地域については、私の家の前が49号線、塚田地区なんですけど、かつて住宅の宅地の転用が何回か出されて、実らなかったような記憶があるんですけど、ちょっとうつろなので、そのような経過があったならば、その辺の経緯を教えてくださいたいんですけども。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

平成18年だったと思いますが、住宅建設を希望される方が農振農用地の除外の申請がありまして、当時あの部分については、一団地の片隅であり、すでに隣接地に農地以外の建物が建っているということで、農業委員会のほうで審議になりまして、農振除外を決定されまして、県のほうに申請をして、農振除外の諸手続きを完了したわけですが、その後、その申請者の方が体調を崩されまして、本来の住宅建設の計画が破棄されたということで、実施できないというようなことがありましたので、それについては改めて編入をして、農振農用地ということで元の状態になっております。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 あと1点、基盤整備事業をやったところで、耕作放棄とまではいわずとも、荒廃の恐れのあるような農地があるのかなのか、その点も教えてくださいたいんですけども。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

基盤整備等した農用地として守るべき農地の中での耕作放棄地ではありますが、毎年農業委員の皆さんが、担当区域の農振農用地の調査を行っていただいております。またいろいろな事業等で除外等もありますので、町内全域で農振農用地としてみている分の耕作放棄地、昨年末の調査では約6パーセント程度が耕作放棄地ということで判定をしております。

○議長 2番、三留正義君。

○三留正義 ありがとうございます。私がさっきの塚田の話といろいろな農地の荒廃について伺ったのは、この計画の見直しを今後される方向であるという答弁だった、一番最初の答弁だったかと思うんですが、使える土地は、例えば塚田地区であれば、今、新規に商店の方が工事をはじめてらる業者さんというのかな、あるようですけれども、積極的に住宅なら住宅、その団地は宅地に転用を向けてあげられるのであれば、そういった部分の区画の見方といいますか、それももう少しある程度整理しながら、ここは本当に農地でのこすべきという水面下で色分けしたような形で、もう少しきちんとみていって、当初は塚田地区なんかには、商店街を建てさせないのかなんか、そういう昔は私も聞いていたんですが、結果、ここに至っていろいろなものが建ってくる。昔は高速の近辺に別の業者の倉庫だか何かが建つか建たないかとかいったこともありましたけれども、その背景には何を言いたいかという、私、昨今、年配の方とお話すると、農地を子どもにやりたくないという方がいらっしゃって、何ですかと聞いてみると、子どもさんが遠くにいる、住んでいる。それで、自分ちの田畑管理させるのが、ちょっと忍びないと、やっぱりそういったことで、自分の代である程度始末をつけたいというようなお話の方もいらっしゃったようなので、今後いろんな意味で、その計画の見直し的时候には、十分検討されて、できるだけいい方向で実りのあるものにしてほしいなと考えております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、おはようございます。4番、渡部憲でございます。質問に入る前に、わが町も大山祇神社の春の大祭が6月1日から始まりました。安座のおとめゆりがみごとに咲き誇っております。すばらしい季節になったこの頃でございます。やっと西会津町らしくなってきたなと思うこの頃でございます。

それでは、通告順に従い質問に入ります。

まず一つ、下小屋地内の町道1号線改良工事についてお伺いいたします。

一つ、下小屋地内のJR線路脇の町道下小屋1号線、道路の幅員が狭く、急なカーブ、冬の除雪や車の通行にも困難をきたしております。また最近、地元住民の方が、事故で怪我をされるということもあり、道路管理者として、早急に対処すべきと思いますが、今後の対応を伺います。

次は、本町の今後のキノコ栽培についてお伺いいたします。本町はこれまで、キノコの原木栽培や菌床栽培が行われてまいりましたが、東日本大震災による原発事故により、原木の供給ができない地域が発生し、原木不足が懸念されました。その中で広葉樹林再生事業などにより、原木供給を将来的にも増産することにしておりますが、数十年後にやると思われますので、それは今後どういうふうに対応してまいるのかお伺いします。

まず一つ、今後、本町のキノコ栽培のうち、原木栽培はどうなるのか。



二つ、また菌床栽培への取り組みも含めてお伺いいたします。

以上の質問でございますので、わかりやすく明快なる答弁を期待いたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 4番、渡部憲議員のご質問のうち、下小屋地内の町道改良工事についてのご質問にお答えいたします。

町道下小屋1号線につきましては、昭和59年度に、舗装幅員2.5メートルで現道舗装を実施し冬期間は除雪車により除雪を行い、交通の確保に努めているところです。町では、道路整備については、幹線道路や車両の進入できない路線、交通量や地域の方々の用地の協力に対する、合意形成の有無等により整備計画を建て、実施計画に盛り込み計画的に進めておるところです。

おただしの町道下小屋1号線は、住宅地とJR敷地の間を通る路線で、地域の方々が多く利用する、生活道路であります。本路線は、家屋が連胆しており、家屋の反対側はJR敷地であり、町道野沢西林上小島線との取り付けについては、急勾配で変則的な取り付けとなっております。本路線の道路の整備については、家屋移転を含めた道路用地の確保、縦断勾配の修正など、道路整備に必用な条件があることから、今後は地域の方々の要望をふまえ、合意形成を含めた検討を行なってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 4番、渡部憲議員のご質問のうち、本町のキノコ栽培についてのご質問にお答えいたします。

1点目のご質問の今後の原木栽培の見通しについてであります。現在町内では、6戸の生産者が原木栽培に取り組んでおります。東日本大震災により発生した原発事故により、県内の広い地域で森林が放射性物質で汚染され、キノコ用原木の多くが出荷できない状況となっております。西会津町は線量が低く、原木の供給が可能な地域ですが、一部地区で基準値を超える原木があったことから、自己調達をあきらめ、規模を縮小している生産者もおります。

このようなことから、町では原木の生産を継続させるため、今年度、広葉樹林再生事業に取り組んで行くこととしております。この事業は、原木に利用できない森林を皆伐し、原木林の再生により将来の原木安定供給と新たな森づくりを行っていく事業であります。町では、事業実施により、原木栽培に取り組む生産者が将来にわたって町内産の原木を利用できるよう条件整備を行ってまいります。

2点目の菌床栽培への取り組みについてであります。町内での栽培者は、若者を中心に増加しており、現在10戸の生産者がシイタケやキクラゲなどの栽培を行っており、町内での主要な農産物となっております。生産量は生産者の増加により順調に伸びておりますが、販売価格は原発事故の風評被害等により一時落ち込みましたが、現在は事故前の状況に戻りつつあります。

また、菌床栽培の生産拡大と意欲ある後継者の支援として、平成21年度よりパイプハウスのリース事業を行っており、平成25年度まで9名の生産者に19棟をハウスをリースし、初期投資の軽減を図ってきたところであります。また、本年度は高騰した燃料対策として

薪兼用ボイラーのリースも計画しており、菌床栽培振興のための支援対策を引き続き実施してまいりますのでご理解願います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 下小屋地内の町道改良工事については、今、課長から答弁いただきました。これはJRとの関係があると思われまますので、JRとの交渉なされたことございますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

下小屋1号線につきまして、昭和59年度に現道を舗装する際に、JRとのお話を一度しております。そのときにつきましては、JRの敷地については、お譲り願えないというようなお話でした。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 JRのほうに話をしても、JRは駄目だと、土地は譲れないんだということなんでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 最初に交渉いたしましたのが、昭和59年度でございますので、その後、随分年月が経っておりますので、交渉次第によれば、JRがお譲り願うかというのは、また別な問題になってくるかと思いますが、今のところ、59年度に1回交渉をしておるということでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 59年度に1回というと、だいぶ期間が経っておりますので、確かにあそこは大変狭くて、大変なんですよ、だから、この前も事故が起きて、年寄りの方が運転して軽自動車で怪我をされた。若い人ならいいんですけれども、やはり年齢とともに動作もいくらか悪くなってきますので、あそこ真っ直ぐくれば、急カーブになっているんですよ、こう真っ直ぐ来てガッと曲がるから、だからできればあそこ真っ直ぐに落としてもらいたいと思うんですけれども、なかなかこれもまた難しい話だと思うんですけれども。こっち側にどうにか2車線ということはないんですけれども、もう少し拡張できる何かいい方法考えたことがありますか、課長。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

下小屋1号線につきましては、町道野沢西林上小島線との落差につきまして、約3メートル近く落差がございますので、あれに合わせるということになると、あの道路を3メートルくらい下げなければならないということが発生します。それによりますと、JRの鉄橋の橋台部分を下げなければならないということがございますので、それについてはJRとの協議が必要ということになりますと、なかなか橋台の根足がどのくらいまで入っているのかちょっとわかりませんが、構造物につきましては、今、石で積んでいるような構造物でございますので、あまり強度的に期待できるものではないかなと、このように考えております。あそこを下げますと、たぶん仮設で橋台を1回守って、そのあとに構造物をつくるというようなことで、だいぶ大きな工事になってしまうというようなことで、なかなか工事的に難しいのかなというふうに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 大変なことは大変なこととわかります。ただ私も下小屋区長さんとお話しして、やはりあそこはなんとかしなければならぬと、冬も狭いし、すれ違うこともできないんだと、じゃあ何かいい方法はないかと、だからやっぱり辛抱強く、JRのほうとももう少しなんとかしてもらえないかと、やっぱり辛抱強く交渉して、そして地権者の方にも少し譲ってもらおうとかね、そしてある程度、その危険防止のためにも、住民の皆さんの安全安心をモットーにしておるんですから、町は。そのためにも、もう少し本気になって、解決の方法を住民たちと一緒に話合いをして、どうしたらいいんだと、そういうことも一回、住民の皆さんとも話し合う場所を設けるべきではないかと思っておりますけれども、どうですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。

先ほどもお答え申し上げましたとおり、取り付けで道路が下がるということになりますと、宅地のほうの地盤もだいぶ段差がつくと。またJRの敷地がお譲り願えないとなれば、宅地のほうにかかるしかないということになると、家屋の移転も含めて出でくるということでございますので、その辺のところを含めまして、地域の皆さま方と合意形成を含めた会合とか、その辺のところをもって、今後進めていきたいとこのように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 質問を変えます。本町のキノコ栽培についてお伺いいたします。課長に伺いますけれども、会津の森林空間線量というのは、今どのくらいありますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 会津全体の正確な数字というのはわかりませんが、西会津町で昨年、森林組合等がいろいろな調査、検討を行った中では、空間線量は0.06から0.05とか、まったくシイタケの原木の調査の際に、原木の調査と併せて空間線量も調査した14地点では、問題のない数値でありました。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、西会津の場合は森林空間線量は0.05から0.06くらいだということですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 公式に発表された数字ではないので、参考数値としてお聞きいただければと思いますが、0.05または0.08程度のところが14カ所の調査の数値はそのような内容です。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 西会津のほだ木、調べたことありますか、セシウム濃度とか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

原木栽培をするには、まずほだ木として使う原木のモニタリング検査をします。それから菌糸を埋め込んだあとの発生前の検査をして、出た部分のものの初期検査をして、4段階、5段階の検査をしておりますので、すべて販売にいたるものについては、原木の検査

をクリアしたものであります。町内的にはほとんどが原木の50ベクレルを超えるものはありませんが、箇所によっては何箇所か基準値を超えたものが発生しましたので、それらについては原木としては使用できないということでもあります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、西会津町の原木は、県の要請っておりますよね、この原木、50ベクレル以上あったらだめだとか、時間当たり。そうすると、西会津の原木は、シイタケには使ってはだめだということなんですか、それとも西会津は県のほうから、西会津の原木では栽培はできませんよというような要請はあったんですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 先ほどもお話しましたように、ほとんどの調査地点では、原木として使用は可能であります。ただ、何十点も検査をしておりますので、その中には、部分的に50ベクレルを超える地域もありますので、それについては、原木としては使用しないということで、今、森林組合が原木として出荷しているものについては、ほとんどその基準を下回っているものですし、現在、栽培をされている方についても、基準値の50ベクレルを下回ったものを使っておりますので、まったく心配はない状況です。ただ一部地域でそういう超えるものも出ていることから、今年度、事業を使って森林の再生をしていきたいということでもあります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 この森林再生事業では、雑木ですか、檜の木は皆伐するというので、全部皆伐するという事は、全部切ってしまうんだという、そういうことなんでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

皆伐ということでもあります。ただその皆伐したもの、する前にきちんと対象林については、空間線量の調査をして、これまで調査をした結果があれば、それによって該当するかどうかというのが事業対象の条件になりますので、それらをクリアして、それから対象林について間伐をする。その伐採した木材については、もし利用できるものであれば事業者が利用して、所有者に還元するという方法もありますので、その事業もうまく活用して、皆伐をしながら森林の再生を図り、さらには、できれば所有者の皆さんに還元できるようなことがあれば、この時期の効果が上がるのかなというふうに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 つまり、会津のブナ林とか、ほだ木というのは、20年後はもう0.023以下に下がると言われているんですよね。そうすると、今みたいにぶった切ってしまう必要は私はないと思うんですよ。だって新芽出したって、下の土が汚染されていけば意味がないんですよ、また出てきたら、また0.23とか23ではきかないと思うんですけども、その放射能に汚染された、つまりその木が、また新芽として出てきたら意味がないわけです。なんぼ切ったって。課長言われたとおり、雑木みんな皆伐してしまうんだと、切ってそこに置くと、そうしたら、西会津のほだ木は安全なんだから、全部皆伐する必要はないんじゃないんですか。使えばいいんじゃないんですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長　ご質問にお答えをいたします。

渡部議員がおっしゃったように、利用できるものは利用すべきだと思いますが、なかなか個人の負担でそれを伐採して、材として利用するというのが、現在まったく行われていない実態でありますので、また併せて、その安全な地域の原木であるにも関わらず、一律原発の影響を受けているということで、市場からは敬遠されているくらいがありますので、それらに対しても、この事業を活用して森林の再生と併せて、そういう対策をしてより安全な原木を生産している地域であるということを会津地域一体となって示していこうということで、この事業に取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　4番、渡部憲君。

○渡部憲　そうすると、西会津では原木栽培はできないということなんですか。もう一度お願いします。

○議長　農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長　先ほども説明させていただきましたが、原木は利用できる地域がほとんどであります。なので、引き続き原木栽培は継続は可能であります。一部地域において上回っているところがあって、自力の、自己所有の原木を使用できない生産者もおりますので、それらの対策のために今回事業を実施したいと考えております。

○議長　4番、渡部憲君。

○渡部憲　これなぜ、原木、原木と言うかという、やっぱり原木栽培している人は、自分で誇りを持っているんですよ、職人さんみたくね。そうするとやっぱり、本当のキノコ出すには、やっぱり身も厚いし、香りもいいし、食ってもうまいし、そうなると、やっぱり菌床栽培やりたくないなという人もいますよ、それで菌床栽培やるとなれば、だいたいノウハウに最低5年くらいかかって、金投資するにも3千万から5千万くらいかかるんじゃないかと、そうだったら、やっぱり原木を使えるんだったら地元の原木を使って出したいというのが、本当は原木栽培の人たちの願いだと思うんですよ。

それはそれでいいんですけども、ただ、今まで私、雑木を切ってね、新しい芽を出すというのはいいんですけども、あれ土砂崩れとか、その土砂が崩れたとか泥路に流れてきたとか、そういうことはないんですか、あのまま今の状態では山荒れませんか。

○議長　農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長　ご質問にお答えをいたします。

はじめのその原木栽培の継続の点ですが、原木栽培に誇りを持って取り組んでいらっしゃる方もいらっしゃいますので、町では引き続き、それらの皆さんが生産を、販売が継続できるようモニタリング等、それから条件整備を支援していきたいと思います。

また一方、市場においては、原木ですか、菌床ですかということ聞かれるそうです。原木だと言って断られるというケースも出てきておりますので、そういう方については、やむを得ず菌床栽培に今年度から取り組みを変えていくという方もいらっしゃいますので、それぞれの生産者の思いが実現できるような形で、町は支援を続けていきたいということで考えています。

山の荒れるのではないかというようなことですが、その点については、森林整備の面と関連がありますので、この事業に入っていくにも、きちんと林内の路網の整備等もこの事

業の中ではできることになっておりますので、そういうものがなくて、山の手入れに入っていけなかったという地域においては、路網整備を行いながら、その原木の再生事業を実施していけるというメリットもありますので、合わせてその点も活用していきたいと考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 本日に伐採するのはいいんですけども、そのあと、この土砂が川や何かに流れ込んだり、田んぼや畑や住宅まで流れ込まないようにしていただきたい。水害とか、そういう災害のもとになりますので、そういうことはちゃんと、切りっぱなし、ぶん投げっぱなしではなく、ちゃんと後始末はやってもらいたいと、そういうことは業者にちゃんと指導していただきたいと思うんです。

私は今後の菌床栽培の方、そして原木栽培の方に対しても、町としてできるだけ援助や支援をしてほしいとそう思いまして、簡単ではございますが、これで終わります。

質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議にします。(11時42分)

○議長 再開します。(13時00分)

3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町民の皆さん、こんにちは。議員番号3、長谷川義雄です。町内の田植えもほぼ終わり、ほっと一息ついていることとお察しいたします。この6月定例議会において、二つのテーマを持って質問いたします。

まず一つ目ですが、よりっせ周辺における商業団地整備について、町当局にお聞きしたいと思います。

その中の一つですが、自動車用急速充電器設置についてですが、なぜもっと早くできなかったのかと思います。昨年9月議会の私の一般質問において、町の答弁は、1月中旬頃には利用できると説明しています。町民の中で車の購入計画のあった方に対しては期待を持たせたと思います。議会で説明されているのですから、遅れるなら放置せず、理由をきちんと町民に知らせるべきだと思います。このような経過より、商業団地整備の質問の一つとして、

(1) 現在工事中の自動車用急速充電器はいつ頃利用できるのか。なぜ25年度内にできなかったのか。また、案内看板は設置するのか、管理体制についてもお聞きします。

また、道の駅よりっせに併設される施設整備については、町長が3月議会の提案理由の説明の中で、実施設計に着手するほか、入居者募集についての検討を進めるとありましたが、今後は入居者募集の内容や施設計画において、町民の意見がどの程度反映されるのか。また、農産物の販売についてはどのようなものかなど、多くの課題がありながら、まだ話し合いの場が多くありません。このような状況では、生産農家は野菜の生産計画もできません。

このようなことから二つ目として、道の駅の新施設整備は、現在どの程度進んでいるのか。今後、入居者等の募集はどのように進めるのか、計画やスケジュールをお伺いします。

二つ目として、大きなテーマとして、私たちが生活する上で発生するごみの問題について考えてみたいと思います。町では、燃えるごみ、燃えないごみ、空き瓶、空き缶、ペッ

トボトルなど、町民の皆さんに協力してもらいながら収集、運搬、処分等、行っていますが、その費用は毎年増加しています。平成 26 年度のごみ費用にかかる費用の予算、いわゆる清掃費は約 1 億 2,400 万円です。毎月町全体で 1 千万円となっています。それをさらにみると、町の人口 5 月 1 日現在では、7,200 人、世帯数 2,769 世帯であり、1 人当たり年約 1 万 7 千円、1 世帯当たり約 4 万 5 千円となっています。町の人口は減少しているのに、ごみなどにかかる費用は逆に、ここ数年 5 パーセントくらいずつ増加しているのです。このまでは町の財政を圧迫しかねます。町民の一人とひとりの協力も今以上に必要かと思いますが、ごみの減量を考えることは必要と思い、町の考えをお聞きしたいと思います。

それで、一つ目として、町が行っているごみ収集、運搬、処分費が毎年増加しているが、その要因は何か、今後の見通しと、その対応策を伺います。

二つ目として、喜多方広域組合の埋め立て処分場は、今後何年くらい利用できるのか。その後の対応については、どのような計画があるのか伺います。

以上、私の今回の一般質問といたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 3 番、長谷川義雄議員の商業団地の整備に関するご質問にお答えいたします。

まず、電気自動車用急速充電器のご質問についてであります。急速充電器の設置事業は、国の次世代自動車充電インフラ整備事業補助金を受け整備するものであり、補助率は 3 分の 2 であります。総事業費は 765 万 3 千円で、補助金額は 456 万 8 千円を見込んでおります。また、自動車メーカー 4 社から補助対象事業費の残り 3 分の 1 のうち、170 万円の支援も受けられる見込で、町の持ち出しは 138 万 5 千円の見込となっております。

設置事業につきましては、昨年 9 月議会定例会におきまして、設置にかかる予算のご議決をいただき、設置に向けた作業を進めてまいりました。しかしながら、自動車メーカー 4 社の支援内容の決定が遅れたことや、設置を予定していた急速充電器が製造中止となったため、新たに課金システムを搭載した機種を設置することとなり、当初と比較し価格が 2 倍を超えることから設置基数を 2 基から 1 基に変更し、設計を組み直したところあります。

また、よりっせの高圧受変電設備の変圧器についても、取り替えることで作業を進めておりましたが、変圧器の規格が、平成 26 年納入分から変更となり、納品まで 3 カ月以上かかるということから、平成 25 年度内での工事完了が見込めなくなり、繰越事業としたものであります。

工事につきましては、本年 7 月 31 日までとしており、案内看板の設置のほか、課金システムの通信テストなどの調整などを行い、8 月中旬までには供用を開始していきたいと考えております。また、管理運営につきましては、よりっせの指定管理者である振興公社が運営することで、現在調整しておりますので、ご理解願います。

次に、地域連携販売力強化施設についてのご質問についてお答えいたします。

地域連携販売力強化施設につきましては、3 月議会の重要施策の審議等の説明において、ご説明申し上げましたように、農林水産省の補助事業である農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の採択を受け、平成 25 年度繰越事業として、本年度実施設計業務を実施するも

のであります。

現在の進捗状況につきましては、施設の実施設業務に着手したところであり、今後、施設整備にかかるワークショップを実施しながら、レイアウトなどを検討し、12月中旬までに実施設計を完了していきたいと考えております。また、入居者の募集につきましては、本年4月に検討委員会を設置し、施設の管理運営や施設の利用料、入居者の募集に係る要項の内容などについて、検討を進めているところであり、本委員会等の意見や関係機関との調整などを踏まえ、利用料等を規定した施設設置条例を制定した後、募集要項に基づいて、募集を開始したいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、ゴミ対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、はじめに町が行っております一般廃棄物の収集運搬費についてであります。平成21年度に空き缶、ペットボトル、紙パックの収集回数を増やしたことから、委託料が前年度と比較して約40万円の増額となりました。それ以降につきましては、平成21年度と同額の3,440万円を予算計上してきたところではありますが、本年4月から消費税が8パーセントとなったため、平成26年度の委託料は3,532万5千円となり、92万5千円の増額となったところであります。

次に、ゴミの処分費についてであります。ゴミの処分は、喜多方地方広域市町村圏組合が行い、町がその費用として、ごみ処理費負担金、粗大ごみ処理費負担金、埋立処分費負担金として支出しております。この負担金は、それぞれの処理に係る人件費や燃料、施設修繕料などの管理費と施設整備等に係る借入金の償還金いわゆる公債費の合計により積算いたします。その積算方法であります。管理費につきましては、必要額の35分の7を基本割とし、喜多方市が35分の5、西会津町と北塩原村がそれぞれ35分の1を負担いたします。また、残りの35分の28につきましては、ゴミの搬入量割として、3市町村の搬入量の実績按分により算出いたします。なお、公債費につきましては、3市町村の人口按分で積算いたします。

処分費が年々増加しているが、その要因はとのおただしであります。本町の場合、毎年ゴミの搬出量が増加しておりますが、その変動により広域の処分費負担金が大きく増減することなく、増減の一番の要因は、施設の大規模修繕等によるものであります。町といたしましては、今後さらなるゴミの分別とリサイクルの推進に取り組み、ゴミの減量化を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

次に、広域の埋立処分場についてのご質問にお答えいたします。

喜多方市にあります羽山最終処分場につきましては、平成15年度に稼働を開始したところであります。当初の計画では15年間で埋立が終了する予定でありましたが、構成市町村の徹底した分別の取り組みや、環境センター山都工場の減量化対応などにより、計画容量8万8,300立方メートルに対し、平成26年3月末現在3万8,352立方メートルの埋立量となっております。

このことから、今後10年以上は埋立が可能であると考えているところであります。なお、環境センター山都工場に問い合わせたところ、現在の処分場が閉鎖された場合の新たな処



分場建設地については、現在は未定とのことでありますのでご理解願います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 現在、よりっせの前で工事がされているのは確認しています。それで、先ほどの説明でもありましたけれども、なぜ4月1日から7月31日、4、5、6、7、4カ月間がかかる工事とは思えない状況です。なぜうまく調整してできなかったのかお聞きします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 質問にお答えしたいと思います。

繰越事業ということで、26年度に繰り越されたわけですけれども、実際にこの補助を出す機関ですけれども、経済産業省の外郭団体で、次世代振興センターという団体なんですけれども、こことやり取りをしております。結局、着工指令といいますか、出ましたのが4月末というようなことで施工命令、施工決定が来た状況なわけです。4月末に施工決定を受けまして、実際に5月から、今工事が始まったというような状況でございます。それで、今現在7月末までの完成に向けて、今工事を進めているという、そういう状況でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それはわかりました。4月末施工ということですが、入札なり工事契約は終わって保留にしていたということですか、その辺。なぜかと言うと、道の駅よりっせは、説明のとおり年間30万人の観光客が来る場所において、なぜスピーディにできるような、工事看板をいつまでも掲げているんですかということですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えします。

先ほども言いましたように、今回の補助を実施する主体、補助を出す機関というのは、外郭団体の次世代振興センターという国の外郭団体なわけですけれども、そちらと昨年からいろいろやり取りをしながら進めてきたというような経緯でありますけれども、実際に25年度事業を26年度に繰り越してやりなさいというようなことで、実際に工事の施工命令が来たのが4月末だったというような、そういった状況で工事が5月から始まったというような状況であります。

ただ、その前に備品等の購入等があったものですので、それが購入について、なるべく早く工事を進めたいということで、その外郭団体にいろいろ交渉をしていたわけなんです。その際に、備品等について購入するにあたって、そういった作業は進めてもいいですよというような許可をいただいたものですので、それは工事施工命令が出る前に着工させていただいたという、そういった事情がございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ではもう1点その件についてお聞きしますが、西会津町では充電器というのは初めての設置だと思いますが、この説明によりますと、高圧受電設備の変圧器が納品まで3カ月かかるというのはいつ頃知ったんですか。事前に調査はしておかなかったんですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　　お答えしたいと思います。

この高圧受変電器の規格の見直しについては、最初の急速充電器、これが旧来の急速充電器が製造中止になったというような、会社のほうからお話がありまして、これを受けまして、結局、新しい急速充電器に設計を組み直したわけなんですけれども、その際に、また変電器、その設計を入れようとした際に、今度、平成26年から変わりますよというような、そういった内容のこを受けましたわけでありまして、ですから、実際にそのことがわかったのは26年の1月の段階ということでございます。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　工期のことばかりあまり詰めてもしょうがないですけれども、やっぱり今後いろんな事業が町であると思います。わかった時点で他町村との情報なり、調べて、スピーディにやるべきではないかと思うわけです。それはいいです。

その次ですけれども、急速充電器が稼働した場合の利用料なんですけれども、前の説明では、2台設置して500円程度、協力金ということになっているんですけれども、それは現金なんですか、カードですか。というのは、今、みんな若者はカードの時代です。たぶん利用するひとは若い人がたぶん多いのかなと思うんですけれども、また、夜間は利用できるのか、その辺のところも合わせて、あと管理は、さっきは振興公社ということですか。

○議長　　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　　お答えしたいと思います。

今回の急速充電器は、新しくなったわけですけれども、新しくなった理由は、課金システムが付いたということなわけです。前のシステムは課金システムがなくて、いちいちその管理者というか、例えば道の駅の職員が来て鍵を開けたりとか、そういうようなシステムで充電するわけですけれども、今度の充電器は、そういう課金システムがあることによりまして、カード等をつくりまして、そのカードを読み取ることによって利用できるというような、そういった新しい仕組みになります。それらのカードの管理についても、全国で一律にそういった管理をしている団体がありまして、そこで管理をしていただくというような形ですけれども、実際に電気料等は、今の道の駅の電気料を使いますので、当然その利用料に対するカード利用料、例えば500円だとすると、そのうちのいくらかは道の駅のほうにお支払いするとか、そういった形で維持経費なども進めて行くというような、そういった内容になっております。

○議長　　3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　　では課金システムの付いた機器だけで稼働すると、それで、その故障とか防犯対策はどのようになっているんでしょうか。例えば機器が故障したとか、防犯上どうしても、いたずらをする人は少ないと思いますが、その辺のところ。

○議長　　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　　先ほど説明一つ漏れましたけれども、利用は24時間対応できます。そういったカードを使うことによりまして、旧来は職員がいちいち対応しなければならないようなシステムでしたけれども、今回の課金システムが付けられたことによって、24時間対応だということ。

それから、今おっしゃったように、そういうシステムの故障につきましては、その課

金システム、そこを管理する会社のほうでサポートしていただけるということで、当然そこに対してはメンテナンス料をお支払いして、24 時間体制でそういったメンテナンスをしていただくと、そういった仕組みになっております。

○議長 3 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、現在私を見る範囲だと、あくまでも充電器の利用できる範囲かなと思うんですけども、西会津町は雪が降りますので、例えば吹雪の日とか、雪に埋もれるということも考えられますけれども、そのような対応は今後やるんでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

急速充電器の管理自体というか、機器の管理自体、全体のですね、それはこれから振興公社のほうに管理をお願いするというので、当然、維持管理経費とか、そういったかかる経費については公社にお支払いするような形で、例えばそういった除雪体制とか、そういうのにも対応できるように、いろいろと協議していきたいというふうに考えております。

○議長 3 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今、私の質問は、管理体制ということですけども、雪国ですから、例えば吹雪の日は何ぼ機器があってもできないわけですね、充電。だから雪、建物みたいな囲いはするのかと私は聞いたつもりですけども。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 ご質問にお答えしたいと思います。

囲いのお話ですけども、これについては、今現在建設するという計画ではないわけですけども、今後そういった状況も、もしあり得るということであれば、十分検討していきたいというふうに考えております。

○議長 3 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 実際ほかを見ても、屋根の付いている場所もあります。結局、大雨と吹雪の日は行っても使えないと私は思います。機械は雪で大丈夫だとしても、その辺を早めに考慮するべきではないかと思って質問したわけです。

それでは、次の質問に行きます。道の駅の新施設、建物についてに入ります。町の実施計画では、26 年が基本設計、27 年が施設建設、28 年が販売計画策定となっておりますが、3 月議会に町長の提案理由の説明では、実施設計に着手するとありますが、基本設計なのか実施設計なのか、両方行うということですか、その辺。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

本年度実施する業務は実施設計であります。それで、基本設計につきましては、平成 24 年度に行いまして、これは議会等にもご説明させていただいたところがございます。今年度は実施設計、具体的な設計業務に入るというようなことでございます。

○議長 3 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、同じ建物の中についてですが、26 年度中において、入居者等の募集を検討するとありますが、入居者以外は何かあるんでしょうか。お聞きしますが、入居者の募集とあれば、入居者。入居者等とありますから、それ以外、何か含まれているの

かなと思ったんです。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

今回、新しい施設の中には、農林産物の直売施設、これらもあります。それからあとは、出店者関係のそういった入居者等の関係もございます。それからあともう一つ、フリースペースというようなことで、交流施設ということで、そういった施設もありますので、そういった出店される方々の利用料等、また管理形態、例えば指定管理にするとかそういった形の形態について、そういったものも合わせて入居者等ということで検討していきたいというような内容でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それと、実施計画の中に、28年度販売計画策定として400万円とありますが、それはどのようなものですか。例えば建物が27年度中に完成するというお話ですので、農家の方が、例えば品物を納める方のためにパンフレットをつくるのか、例えば400万円の使い道はこのようなものですから、早めに準備をしてくださいとか、促すべきではないかと思えます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

現在のこの新しい施設は、農林水産省の補助事業を活用しているわけですが、この事業の中では、施設の建設、設計から建設、それからこの施設を使って、いわゆる販売促進なり、あとはそういった地域の活性化にするなり、そういったソフト的なことを、そういったものも計画業務ということで、認められておまして、それが400万というようなことでございます。この事業については、25年から29年度までの5年間、その計画全体が認められておまして、建設は27、28で、残り1年についてはそういったソフト的な事業計画を立てるということで400万計上させていただいたということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その400万円というのは直接、生産、販売者には関連なく、事務経費というふうに考えるんですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

400万の経費ですが、これは具体的に、例えばそういった販売促進につながる計画をつくったりとか、そういった、いわゆるこれからどんな形にして店を、利用客を増やしていくとか、そういった計画業務の委託料というような、そういった形ですので、直接、生産者のほうへ結び付くような経費ではございません。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それは生産者ではなく、計画策定委託料というふうに、わかりました。

それで、その中でいろんな計画をすると思うんですけれども、今度新しくなる観光協会に関わるんでしょうか、関わらないんでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

観光交流協会については、この4月新しく設立されて、これから町の観光振興ということで進めていくわけでありまして、またこの施設にも、当然、観光情報の発信というような、そういったコンセプトもございますので、当然いろいろな施設のこれからの利活用などについても、観光協会も含めて、いろいろと検討していきたいなといふうには、現在考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今度は施設が大きくなり、お客を呼ぶにしてもネットワークも必要だと思いますので、観光協会も含めますが、そのころまでに原町ポケットパークと、最近どうなんでしょうね、ふるさと自慢館との結びつきなんかは考えておりませんか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

この新しい施設については、その整備目的の一つの中に、野沢町内の誘客を図るような、そういった趣旨、目的も含まれておりますので、いかに野沢町内にその道の駅を利用した方々が流れて行くかとか、当然、自慢館とか、そういう商店街の方々といろいろ連携を図りながら、そういった、今後どんな形をしていけば流れていくかとか、そういうのは十分検討していきたいなというふうを考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 道の駅の施設については、ぜひ町の中の施設とつながるように、よろしくをお願いします。

次に質問を変えまして、ごみ対策についてに移ります。今回の広報にしあいつ6月号に、ごみについての分別について載っていましたが、減量化についての取り組みなどがあまり載っていないように感じました。紙面の都合なんでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 6月号の広報でごみの関係の特集記事を掲載したところであります。今回、掲載した内容でございますけれども、やっぱりきちんとした分別をして出していただくというのが一番大切なことというようなことで、紙面に掲載したところであります。せっかく今町ですと、13種類の分別を行ってございます。燃えるごみ、燃えないごみ、缶、瓶、ペット等々で13種類の分別をしておりますが、燃えるごみとかは別にして、資源ごみについては、例えばきれいに中をゆすいで出していただかないと、せっかく分別しても再利用、再資源化できないというようなこともございますので、そこら辺、きちんと分別をしていただいた上で、きれいな状態で出していただくと、そういった部分に重点を置いて掲載したところでございます。

あと、これが1回で終わりということではありません。6月に町内120人のクリーン推進員の方、委嘱してございますけれども、クリーン推進員の会議、6月の末に予定してございまして、その中でもクリーン推進員さんに、そういった分別、それから出し方の徹底をお願いしていくつもりでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、今クリーン推進員の話が出ましたが、担当課長はたぶん山都工場の分別の状況を見ていると思います。私も見ましたが、大変を超えて、非常に苦しいよう

な状況でやっているのを見ました。それで、例えば課長以外に担当の職員とか、あとは今話に出たクリーン推進員にも、せめて各方部で3人から5人くらい見てもらうべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

最近、クリーン推進員さんの会議では、本当に机上のお願いという部分がかなりでございまして、そういった山都工場の見学等々については、やっぱり行けば感じるものがあると思います。そういったことで、今後推進員さんの意見をお聞きしながら、そういった研修ができるのであれば、町としてもどんどん研修をしたいと考えてございます。

なお、例えばペットボトルでありますけれども、町のペットボトル、最終的には再資源化されるわけでございますけれども、かなり状態がいいといえますか、例えば100キロ塊にした場合に、その中で使えない汚れたものとか、そういったものははじかれるというか、結局ランクが落ちちゃって単価が下がるんですけれども、西会津町のペットボトルについては、かなり物がいいということで、それは間違いない事実でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今の課長の説明は、たぶんべール検査のことだと思います。そういったのをクリーン推進員なり、町の広報に載せたほうが私はいいと思うんです。というのは、今の課長の説明にあるように、結局、処理費用が軽減される、払い戻しになる、そういったのがもっとわかってもらえばよいと思います。

あと、今ペットボトルの話が出ましたが、キャップについても、あまり積極的に集めているとは思えない状況です。べール検査と併せてお願いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まずペットボトルの再資源化の部分でありますけれども、実績を申し上げますと、平成25年度、有償入札拠出金という名目でペットボトルが再利用された部分で町にお金が入っております。この入り先でございますけれども、財団法人日本容器包装リサイクル協会、そこから町にお金が入っております。ちなみに平成25年度は48万ほど、24年度は51万ほど、それから23年度が34万ほどということで、町の財源にもなっております。

あとそのほか、空き缶、アルミ、スチール、ございますけれども、25年度で185万円ほど町の収入になってございます。それから24年度で150万程度と、毎年やっぱり150万円くらいの町の収入になってございます。

それから、ペットボトルの収集でありますけれども、議員のおただしのようなことは、町では一生懸命がんばっているつもりでございますけれども、さらに最資源化を進めるために、皆さんに出していただける、きれいな形で出していただけるような啓蒙普及は、今後推進してまいる考えでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今、課長が話したように、実際きれいにしなさい、分別をきちんとしなさいと言われても、町民にとっては苦痛なんです。でもその苦痛の分として、町に還元されているということを数字で示せば、ピンとくると思います。広報とか、都合がありました

らよろしく申し上げます。

あと、この前の議会報告会において、冬期間における不燃物、ペットボトルについてですが、例えば収集をしていないので、町役場の一角に一時保管できるような場所を設けてほしいという町民の声もありましたが、どのように考えていますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

現在のいろんな、さまざまな種類のごみの収集であります。基本的には、まず可燃ごみについては毎週1回ないし2回、それから不燃につきましては毎月1回、今申し上げているのは全自治区であります。それから、瓶につきましては、毎月1回、ただし12月、1月、2月は収集しない。今ほどお話の出ましたペットボトルであります。これにつきましては、毎月1回から2回、収集してございまして、ただ、12月と2月だけは収集しない。それが現状でございます。

この前のお話にもありましたけれども、そういった地区、地区によって1回のところもあれば2回のところもあり、また、12月、2月が収集しないことによって不便だというような自治区がございましたら、当然あれでありますけれども、ただその1カ所、1自治区とか、少数の自治区からの要望については、全自治区が、そこだけ収集するというのは、かなり収集にとっては不効率でありますので、そこら辺の兼ね合いもございまして、ただあとほかのやり方があるのかどうかということは、収集業者、町内の業者でありますけれども、そこらと話して、可能であれば、それは今後十分検討できる、収集を2月とか12月にやるというのは、それは可能かどうか、可能であればやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ちょっと私、言葉のずれがあったと思うんですが、例えば、先ほど申しましたように、不燃物、ペットボトル等について、役場の後ろ側というんですかね、一角に置けないかと、置く場所があれば助かりますという意見でした。というのは、その主力としております荒川産業の本社の前には、いつでもペットボトル、空き缶を持ってきてもいいというスペースがあるわけです。そういったものをたぶん町民は想定しているんだと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 結局、町で集めたペットボトルは荒川産業に今持って行っています。荒川産業だけが扱える、ここら周辺の業者では扱えるということで、町で収集したペットボトル、瓶等について、荒川産業にすべて搬入をしております。今、議員が申されました、町の例えば裏の駐車場の一角にストックできる場所ができればというお話ですけれども、そこら辺は、今できるできないの話はちょっとできませんので、十分検討させていただくということでご了解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それはわかりました。

あと、例えば振興公社が運営している施設で、大量のごみとかが、段ボールとかが出ると思っています。それはたぶん契約していると思うんですけれども、そのほかの事業所などは

町のごみ収集に出す場合もあると思いますが、それは、きちんと出している事業所からは不公平感があるという声もありましたが、どのようなものでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 今のご質問であります、事業系の廃棄物のことだと思います。町は、一般家庭からの廃棄物、可燃、不燃、その他については町が収集をし、例えば山都分工場とかに持って行って処理をさせていただきます。それが、町が広域負担金として出している経費でございます。ただ、事業系の廃棄物につきましては、基本的に事業者が処理するのが原則でございます。ですから町のごみ捨て、町が収集している町内のごみステーションに出したり、そういったことは原則、原則といいいますか、できません。ということであります。

それで、そういった事業系のごみにつきましては、町のほうに来ていただいて、可燃ごみは8円、キロ当たり8円、それから不燃ごみは20円、粗大ごみもキロ当たり20円を出していただいて、山都工場に直接持って行く方もおれば、あとは収集業者に委託して、その金をお支払いいただいて処分している事業所もでございます。昨年ですと、25年度でだいたい325万ほど事業系のごみの処理ということで、町に納めていただいています。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 あともう1点、ごみについてですが、6月のごみの後ろのほうに、今回、燃えるごみと燃えないごみだけのデザインを変更するとありましたが、それはどのような考えでしょうか。こゆりちゃんのイメージアップなのか、または例えば、他地区のごみ搬入を見分けるためなのか、その辺のところ。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ごみ袋のデザインを今、変えるということですが、現在、皆さんがお使いになっている、町内で売っている可燃ごみ、あと燃えないごみ等々のごみ袋につきましては、喜多方市が合併する前の町村入っていると思うんです、塩川町、高郷村、かなり古い形でございまして、今、在庫、相当、以前はあったんですけども、在庫がもうすぐなくなるということで、今度は町独自のごみ袋をつくるということで、もう半年まではいかない間に、在庫がなくなりますので、新たな町のごみ袋として、今度、出回るようになると思います。

ただその、当然、町のイメージキャラクターもごみ袋には印刷してございますし、あとほかの町村はもちろん入っていないわけございまして、あくまでも町内のごみ袋だということで、今、版をつくったところであります。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは最後の質問で、町長にお聞きしますが、広域連合の羽山の処分場については、もう今10年くらいはなんとか可能ということだと思います。それで、処分場をつくるには、10年も20年もかかると思います。計画とか用地交渉とか、その辺のところも、現在の町長の考えもお聞きしたいです。

合わせて、広報にしあいつ6月号にクリーン推進員のごみに対して努力している方のお話があって大変よかったと思います。それで、西会津町の目標の一つとして、日本一ごみの出さない、1人当たりの出さない町とか、日本一ごみのない町を考えてはどうでしょう



かね。町自体にごみがなくなれば、昨年同僚議員が話されたように、日本で最も美しい村連合から、ぜひ参加してくださいと、申請するよりも、そういう誘いがあるくらいにするべきと私は思います。これから6月議会に提案される西会津町の空き家条例とか、快適環境づくり条例、町民一人ひとりが、私ぐらいではなくて、私だけでもとがんばれば、日本美しい町になると思います。町長の思いと考えを、私は最後にお聞きしたいと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　一つは、埋め立て処分場の件でありますけれども、広域の中で、今、処分場等、例えば埋め立て処分をどうするかということ、その埋め立ての部分については、今、さほど大きな課題として現在あがっておりません。それは、一部これまで、若干問題としていろいろ出されてきましたのは、放射能に関して除染の問題がありまして、それは喜多方広域の中で、一括してそれを仮置き場をどこにするかというときに、いろいろ置き場の問題で周辺の自治区の了解ということなどについて、いろいろ時間を要して対応してきましたけれども、その中で、どの部分をじゃあ仮置きにするかといったときに、そのとき、私も実際、現在埋め立てしているところ、あと将来この敷地全体をまだまだありますというようなことで、その今後将来埋め立ててもいい場所の一部に、放射性物質の除染をしたところ、あれはいくらでしたか、ちょっとキロ数はさておいて、そこに仮置きをしているわけがあります。ですから、これからまだ10年ぐらい先は、これは往々にして埋め立ては可能だろうというふうなことであります。これは私、直接確認したのではなくて、喜多方広域で、議員の質問に対して、現状を確認させていただいたところであります。

それで、いかにごみを少なくするかということの一つに、現在、処分場、いわゆるごみ焼却場、これの課題というものも今あがっております。毎年、相当その設備的な費用というものが、だんだんかさばってまいりまして、高温ですから、煉瓦が焼けたり、あるいはいろんな焼却灰の問題等々がございますけれども、今後はそういう効率のいい焼却施設というものを設置をすれば、もっと焼却灰なり、あるいはそうした減量というものは、埋め立てする量というものは少なくなってくるのではないかという、一つの考え方であります。

それともう一つは、やっぱり分別の徹底であります。今、西会津町で、この民間で、若干取り組みを進めているのは、食物残渣をリサイクルできないかと、これは肥料等にできないのかということで取り組みを進めている企業もありまして、私は非常にいい発想だというふうに思っております。今後そうした、いわゆる経済的な効果性、さらには、もう少しそれが実用化、さらに大きく拡大しようとする取り組みなどができてくれば、そういったことを往々にして、西会津町の取り組みの一つとして、私は大いにやっていくべき課題の一つだろうというふうに思っております。

ですから、まだまだそれが、どこまで今波及されているかということ、今後、各家庭から出される食物残渣の分別がまた、非常にその場合に問題になってまいりますので、そうした町民全体的なコンセンサスが図られるということであれば、埋め立てする量も私は少なくなってくるのではないか。しかしこれ広域全体で取り組むべき課題だというと、なかなかこれ厳しい面がありますけれども、なんか一つのきっかけで、そうしたリサイクルやさらには費用等に利活用できるような対応方法というものを全体で取り組めたならば、非常に将来的な課題として、私は有効なごみの分別のあり方ではないかなというふうには思

っておりますし、そうした一つの知恵といいますか、あるいは取り組む課題というのものも、これは広域全体の中でも若干提起をしてもいいのではないかなというふうに思っているところでもありますから、今後、機会あるごとであれば、いろいろ相談をしていきたいというふうに思っています、広域の中です。

それから、ごみのないまちづくり、美しい村の憲章とか、町の憲章という取り組みがありますが、これは、確かにごみの問題も一つはあると思います。しかし、これ全体的なまちの景観とか、あるいはそれに対してどう取り組んでいるのかというのが一つ評価をされる所でもあります。ですから、美しい町や村に、それが載ることによって、一回それがクリアすればいいかという、そうではなくて、やはり毎年そういった対応というのが一つの基準に合致するように取り組んでいかなければならないという基準もございまして、それはそれとして取り組むべき課題は、私はあるというふうに思います。

いずれにしても、町民一人ひとりがごみに対する姿勢というものを明確にしていけばいいのではないかと、それには、古くて新しい用語の一つの、いわゆる、捨てればごみ、そして分ければ資源、これを徹底していくことが必要なんだなというふうには思っております。そんなまちづくりを目指していきたいなというふうに思っております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ありがとうございます。以上で私の一般質問を終わります。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。8番、多賀剛でございます。本日最後の一般質問となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今定例会に3項目の一般質問通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

まず1点目の質問といたしまして、教育行政方針について、教育長の所信をお伺いするものであります。この3月、佐藤晃前教育長が一身上の都合により辞職なされました。佐藤前教育長には、本町の教育行政全般にわたり多大なるご尽力をいただき、教育行政の進展向上に寄与されましたことに、改めて感謝を申し上げます。また、長年の懸案でありました西会津小学校の新校舎での開校を来年に控えての辞職というのは、少なからず心残りではなかったのかなとご推察する所でもあります。一日も早いご回復をお祈りする次第であります。

さて、佐藤前教育長の辞職を受けまして、4月の教育委員会臨時会において、新井田教育長がご就任されました。新井田教育長には佐藤前教育長の残された仕事を進めながら、今後の難しい教育行政のかじ取りを任せられることとなりました。新井田教育長は県のボート協会の役員をされるなど、スポーツ界やまた謡いなどの民俗芸能など、多方面でのご活躍を聞き及んでおりますし、長年の教育者としてのご経験を活かし、本町の教育行政の進展に大いに手腕を発揮されまして、また、私も期待する所でもあります。そこで次の点をお尋ねをいたします。

一つ目として、学校教育については、学力向上策について、スポーツ技術向上策について、アントレプレナーシップ教育について、また施設一体型小中連携教育に向けてなどについて、現状の課題は何なのか、今後の対策はどうか、また全体的な方針についてお伺いするものであります。

また、本町の未来を担う子どもたちが将来どのような人間になってほしいのか、人間として成長する上で今、何が必要とお考えになるかお伺いするものであります。

二つ目として、社会教育についてであります。公民館活動について、生涯学習について、また伝統文化の継承などについて、現状の課題は何なのか、今後の対策はどうか、また全体的な方針についてお伺いするものであります。

2点目の質問といたしまして、Iターン、Uターン、定住人口の増加対策についてお伺いいたします。本町の重点施策の一つに、交流人口の増加があげられております。友好都市との交流など、町の施策としての交流人口の増加対策もさることながら、最近では、町のいたるところで、いろいろな団体による交流イベント、あるいは地域おこし事業が行われて、以前と比べれば相当多くのお客さまが本町を訪れるようになったと感じているところであります。

しかしその後、イベント時以外にリピーターとなって本町に足を運んでくださる方は、残念ながらまだそう多くはありません。ましてや他の地域から本町に移住される方はもっと少ないのが現状であります。一時の来町から、ある一定期間町内に居住することによって、本町の魅力を体感していただき、定住につながるような対策も必要ではないかと考えます。

また、町外からの定住人口増加対策と並行して、本町の若者の町外への流出防止対策も合わせて必要と考えます。今は会津若松、喜多方、坂下、あるいは津川など、町外の職場へ通勤している若者が相当数いらっしゃいます。車社会である現在は、通勤圏内であれば住むところはどこでもよくなっているのが実情であります。どの町に住むか、この辺りにスポットが当たるような対策も必要と考えます。そこで次の2点についてお伺いいたします。

一つ目として、町内の空き家等を利用して、町外から移住を考えている方や、若者が集える、一定期間安価に居住できるようなゲストハウスやシェアハウスを整備する考えはないかお伺いいたします。

二つ目は、町内在住の若者の流出を防ぐためにも、青年団組織のようなものの再構築が必要と考えます。組織育成のための支援はできないかお伺いするものであります。

3点目の質問といたしまして、個人情報管理についてお尋ねをいたします。役所は大変多くの個人情報を管理し、取り扱っております。また、情報を集めやすい環境にもあります。特に個人情報保護法が施行以来、その取り扱いには、当然最新の注意を払い、西会津町個人情報保護条例に則り、適正に管理運営されていることと思います。大変多くの個人情報を取り扱っている中で、すべてをお尋ねするわけにはいきませんので、今回は、先月5月に行われました生活習慣と健康に関する調査について、具体的な管理状況をお尋ねをするものであります。

一つ目は、集められる際の個人情報の管理状況について、どのようにされているのかお伺いいたします。

二つ目は、データに入力、集積する際の手順、管理状況はどのようにされているのかお伺いいたします。

三つ目は、データ入力後、データを収録したあとの情報の処理、処分方法はどのように

なっているのかお伺いをいたします。

以上の3点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願い申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 8番、多賀剛議員の質問のうち、私からはIターン、Uターン、定住人口の増加対策についての中で、空き家を利用した居住の整備、また青年団のような若者の育成の取り組み、これについてお答えをしたいと思います。

まず、本町の重点施策の一つであります交流人口の拡大については、議員もただいまご指摘のとおり、最近、各町内で、各地域の中でいろんな取り組みを行いながら、活発な地域おこしが行われているところでありまして、その成果が私は表れているというふうに思います。

今後、町では交流人口のさらなる拡大や定住促進に向けて、昨年度、空き家バンク事業を立ち上げたところであります。町内外からの移住・定住、この促進につなげようということで、ホームページ等によって周知活動に取り組んでいるところでもあります。また、本町の自然、食、住環境を体験していただく田舎暮らし体験ツアーや、あるいは四季折々のモニターツアーなどを実施しているところであります。

おただしの体験住宅であるゲストハウスや、シェアハウスについては、空き家の有効活用、移住、定住促進の一つの方策であるというふうに考えているところであります。町といたしましても、こうした宿泊施設等の整備というのは、これからの大きな課題であるというふうに認識しておりまして、今後、空き家や町所有施設、こうした利活用をしながら、交流人口の拡大や移住・定住につながる取り組みをしてまいりたいと考えております。

次に、青年団組織のようなものの再構築についての質問であります。現在、町では将来を担う若者の育成、集う場として、若者まちづくりプロジェクト会議を平成22年度に創設をして、メンバー同士の交流や、まちづくりに向けたアイデア、企画などを実現させる場として、活動してきたところであります。今年度につきましても、第3期のプロジェクト会議を開催しまして、35名の若者が参加しております。

このプロジェクト会議では、メンバー間のネットワークづくりをはじめ、町行事への参加やまちづくりへの企画、提案など、さまざまな活動をとおして、町の魅力の再発見やまちづくりへの関心を高めていただいて、町への愛着や郷土愛の高揚を図って、町への定住促進につなげていきたいと、こう考えております。

今後は、テーマの設定や運営内容などについて十分検討しながら、多くの若者が参加できるような組織づくりに努めてまいりたいと思います。また、こうした参加者などからの自主的な組織の立ち上げなどについても支援を行い、若者同士のネットワークづくりにさらにこれが推進されるよう、町として取り組んでいきたいと考えております。

その他のご質問等につきましては、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、教育行政方針のご質問にお答えいたします。

私は、教育行政を執行するにあたって、教育基本法に示される理念、教育の目的等を踏まえ、町及び教育委員会の教育目標を実現していくよう、全身全霊を傾け取り組んでまいります。その上で、学校教育に対し保護者や町民の皆さんが最も期待していることは何か

と考えたとき、個々の子どもたちが持つ能力や可能性を最大限に伸ばしてほしい、自立して社会生活ができる基礎をしっかりと身につけさせて欲しい。このことに尽きるのではないかと考えております。

これらを効果的に実現させるためには、小・中学校が緊密に連携しながら、義務教育9年間を見据えた教育計画を作成し、それを確実に実践していくことが必要であると考えています。平成27年度には、小中学校の校舎が隣接する施設一体型の恵まれた教育環境が整います。これからも小中連携教育をさらに進めていくため、教育課程、学校行事、スポーツ・文化活動などを幅広く効果的に、より具体的に進めてまいりたいと思っています。

学校は、学習や部活動等さまざまな活動をとおり、子どもたちの良さを引き出し、さらに伸ばしていく場であります。さまざまな活動を通し、成功や失敗体験、達成感や挫折感を味わいながら、少しずつ高いハードルに挑むことで、知的で心身共に逞しい子どもに育っていきます。私は、保護者の皆さんや多くの関係者の皆さんとともに、子どもたちが、知的で心身共に逞しく育っていく環境を整え、子どもたちがそれぞれの夢を実現していく姿をしっかりと見守ってまいりたいと思います。どうぞご理解をお願いいたします。

次に社会教育については、町民の皆さんが楽しく豊かな人生を送ることができるよう、公民館や図書館等においてさまざまな講座等を開設するとともに、学習成果を発表する機会も設けております。また、町が推進している、健康がいちばんのスローガンのもと、誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、一人一スポーツを推進しています。しかしながら、社会教育活動への参加者は高齢化、固定化していることや、伝統芸能や地域の文化の継承が大変困難な状況にあるなど、さまざまな課題があることも事実であります。

このため、町民の皆さんからのご要望や社会からの要請を受けながら、将来を見据えた生涯学習の計画を策定し、生涯学習の推進と伝統文化の継承等に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、個人情報の管理についてお答えいたします。

今回実施しました生活習慣と健康に関する調査につきましては、30歳以上から64歳までの方を対象に行いました。これは、先に行ないました、65歳以上を対象にした日常生活圏域ニーズ調査とあわせて、町民の皆さんの現在の生活習慣と健康の実態を把握するためのものです。今まで蓄積したデータと経年で比較対照することで、現在の健康に関する課題を明らかにして、健康寿命の延伸のために、今後町が町民の皆さんと一緒に取り組むべき健康づくりの方向性を健康増進計画に反映させてまいりたいと思っております。

ご質問の個人情報の具体的な管理状況ですが、まず調査票を集める際の個人情報の管理につきましては、調査票は地区の保健指導員に配布と回収をお願いしました。その際に回収票は個別の封筒に入れて管理をしており、回収した調査票は、本人から確認を頼まれたもの以外はそのまま提出するように指導しております。

次に、データ入力をする際の手順、管理状況ですが、回収した調査票のデータ入力作業につきましては、外部委託を予定しており、業務委託契約を取り交わす際に、個人情報の保護のために必要な措置を講じさせることといたします。

次に、データ入力後の情報の処理、処分方法についてであります。入力を終えた調査票につきましては、西会津町文書取扱規程により、文書保存期間が経過するまで書庫で保管し、その保存期間を経過した後に廃棄処分いたします。

個人情報の管理につきましては、議員ご指摘のとおり、個人情報の保護に関する法律に基づき、西会津町個人情報保護条例等の個人情報を取り扱う措置の規定に則り、細心の注意を払い管理しなければならないと認識しておりますので、ご理解願います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは順番に再質問させていただきます。

まずはじめに、定住人口の増加対策について、町長にご答弁いただきましたので、その辺からお尋ねをしたいと思えます。いろいろご検討していただけたということですから、それは大変いいことでもあります。その中で、今、都会の若い人の一つのトレンドとして、週末は田舎体験をしてみたい、あるいは古民家で暮らしたい、昔の田舎の恰好をしてみたいというのがあるようでもあります。私も若いと思っていましたけれども、なかなかそういうトレンドには、なかなか気づかされることがなかったんですが、これは最近テレビの影響なんかも結構あるのかなと私は感じております。私も好きで見ているんですが、NHKの晴れ、ときどきファームだとか、鉄腕ダッシュ村だとか、ああいうのが結構影響しているのかなという思いをしております。

その中で、私、いわゆる若者が集えるゲストハウスやシェアハウスのようなものと言いましたけれども、この空き家等を使って整備をしたいというのが、私もそうなんですが、なかなか現状を見るとそう進まない、これはいろんな要因があると思えます。年に1回くらいお墓参りに来る、あるいは仏壇がまだ飾ってある等々、いろんな難しい問題があると思うんですが、私、あまりこのシェアハウス、ゲストハウスは難しいことを考えないで、町長もご答弁で申し上げましたけれども、町有施設等をまずやってみるのもいいんじゃないかということを考えております。それには、今、保育所等の移転計画なんかありますけれども、私は保育所跡なんかは、最適な場所ではないかなと思えます。それで、いわゆるこういう新しい施設を整備しようとする、意外と大仰に考えがちなんですが、あまり難しく考えないで、本当にいわゆる、われわれが若いころアパート暮らしをしていたときなんかは、本当に4畳半一間で、トイレだとか炊事場なんかは共同で、当然風呂なんかなかった。本当に今の時代もバックパッカーがごろんと横になれるようなスペースがあればいい、ただしその施設には必ずみんなが集まれる、交流スペースがあるというようなことを考えると、私は保育所なんか確かにいいところじゃないかなと、いうところであります。

そんなところで、いわゆるいきなり田舎暮らしに興味はあるけれども、そういうトレンドに流されて来る人もいますけれども、いや行ってみたら、なんかすごく楽しそうだと、それで、ある一定期間というのは、1カ月になるか2カ月になるか、半年になるかわかりませんが、都会から地方の田舎暮らしを体験したいとして来た人が、いろんな不安を持ちながら来ると思うんです。気候、風土、食生活等々あると思うんですが、一番の心配は、やっぱり地域での人間関係だとか、人のつながりだとかというのがあろうと思うんですが、そういうのをうまく取り除いてやるには、そういう施設が一番手っ取り早いのではないかとということでご提案を申し上げたわけです。まずその町の施設でそういうことを考えられ

ませんか、町長、お願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 多賀議員のゲストハウス、あるいはシェアハウスの考え方というのは、私も非常に賛同いたします。なぜかという、今の若い人は、例えばグループで4、5人、男でも女性の方でもいいんですが、来れば、いわゆる、あまり拘束されたくない、その地域に行って、自分たちで、まず食事ができるところと、そして居住できる、寝るところ、こういうところがあれば、食材は自分たちで行って、その地域のものをいろいろ物色しながら求める。それで、あとはその町を自由に自分たちで散策をする。こういう自由性を求めて来ていただいて、そしてそれが3日、4日、あるいは一週間、あるいは1カ月、こういう期間を滞在していただいて、そして自ら、そのいろんな体験を通して感じて行っていただくというようなツアーというのは、非常に田舎にとっては非常にいい、ご提案ではないのかなと、あるいはそういう政策ではないかなというふうに思います。

一方、都会型になりますと、シェアハウスのように、ある程度業者が入って、賃貸マンションやアパートの中で、本当に住むところはあるけれども、共有施設が台所であったり、風呂場であったり、そういうような建物も、確かに低料金で、2万か3万くらいで泊まれる場所も確かに都会ではあります。そういったことを考えたときに、それに見合うような対応方法というのを、これからの、いわゆる田舎の制度の中につくっていく必要も私はあるんじゃないかなというふうに思います。

そこで今、具体的に公共施設などが手っ取り早いところおっしゃいましたけれども、それは一つのアイデアだというふうに思います。ただ、これ完全に寝泊りをすることになってくると、クリアしなければならない課題があるんですね。例えば消防法の問題もありますし、あるいは衛生管理の問題もありますし、そうしたことを、ある意味ではクリアした段階で、どこどこだところ指定をされているような場所であれば、そういうのも可能ではないかなというふうに思います。

もう一つは、現在、保育所とかスペース的に空いてしまっているような場所もあるわけです。例えば新郷のように、実際、中に入ってみて何かできないかなというふうに思ったときに、集落のサロンの集まりの場にも使えるし、あるいは今おっしゃったような宿泊的なものにも一部活用できないかという考え方もございますので、各地域にそれぞれつくるとするのは非常に難しいんですけども、なんかこの一つのモデル的なものを活用しながらやってみてもいいのではないかと、その点、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 検討していただくと、大変ありがたいことであります。私一つ申し上げるのを忘れてはいたけれども、このいわゆるゲストハウスの中には、若い人が集える場が欲しいということを申し上げたのは、今の町内の若者もなかなか集まれる、集えるところがない。飲み屋等がありますけれども、決まった、われわれ行っても、たいがい決まった人しか行っていない。それで今は、みんな車で来る。そうしたときに車で帰らなければならないから、なかなかしつかりとしたというか、濃い話ができない。私は、だからこういうゲストハウスなんかあれば、そこでみんなで缶ビールとか、割りイカ持って集まれば、本当に朝

まで酒が飲める。それで、酒飲んだらそこに部屋が空いていれば、ごろんと泊まっていくこともできる、そういう施設というのは、昔あったけれどもなかなか今はないので、これから必要なのかなという思いで、そのいわゆるゲストハウスの一部、そういう使い方もご提案しました。これは町長、ご検討していただけるというようなことで、これは今いろんな、先ほど言いましたけれども、地域からいろんな、地域おこし事業にいろんな人が来ておられます。今うちの町にも、地域おこし協力隊の方が3名になりました。彼女たちの話をいろいろ参考にさせていただきながら、これは早急に進めていただきたいという思いでおります。

次、教育行政について教育長にお尋ねをいたします。私の多岐にわたる質問にご丁寧にご答弁いただきまして、ありがとうございます。私、この教育行政に関しましては、教育長と議論をしたいという思いで質問したわけではありませんで、いわゆる教育長となられましたので、これから本町の教育行政を担う上でのお心づもりをお尋ねしたかったということでもありますので、ご容赦いただきたいと思います。

その中で、私もお話を聞いていて、一昨日ですか、教育目標、重点目標及び重点施策、教育委員会の目標を拝見いたしました。私もこれ読ませていただきまして、教育長が、今一番大切なのは個々の子どもたちが持つ能力や可能性を最大限に伸ばしてほしい。自立して社会生活ができる基礎をしっかりと身に付けさせたいというようなことを申し上げております。私もこれ、まったくそのとおりだと思います。その中で、この教育目標にもありますけれども、いわゆる生きる力、一言で言うと生きる力、これだと思うんですね。これを伸ばすのは、口で言うのは簡単なんですけど、なかなか現実的には難しいと思います。その生きる力につきまして、いわゆる本町の子どもこちを伸ばしていく上で、教育長として今何が必要だと思いますか、その点をお尋ねいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 私は先ほど、多賀剛議員のご質問にお答えいたしましたけれども、その中で一番大切にしたいところは、西会津町で育っている子どもたちが、知的で心身ともに逞しい子どもに育てほしいというところなんです。この知的というところは、単に学力を身に付ければよいということだけではなくて、いろいろな知恵も身に付けてほしいと。例えば、自分で危険を回避することのできる知恵だとか、それから、いろんな人と人間関係をしっかりとつくっていくことの知恵だとか、生きる上で必要な知恵というのは、学力を単に身に付けるだけではなかなか身に付かない。そういう知恵も含めて知ですね、それをしっかりと身に付けてほしいと。

じゃあそれはどういうふうにしたらずつ付けていくことができるのかなということ考えたときに、学校というところは、私は社会の中で唯一と言ってもいいくらい、いろんな失敗がいろいろ経験できる場所だというふうに思っています。子どもたちはさまざまな活動をとおして失敗をする。失敗をすることで初めて、ああこういうことはしてはいけないんだと、そこで実感としていろいろな知恵を学んでいきます。そういうことをできるだけ多く体験させるような、そういうふうな場であってほしい。それは授業の場であっても、部活動の場であってもまったく同じだと思います。

そして、またいろいろな活動をとおして、成功することも体験するだろうし、挫折感を



あじわうこともある。それはその気持ちを強くしていく、そこにつながっていきます。何かこう自分で夢を持ってやろうとしたときに、やっぱりその気持ちを強く持って、私はこれを絶対やりたいんだというような気持ちで取り組んでいかないと、なかなかこれは実現できない。そのときにいろいろな知恵も必要だと、体力も必要だと、そういうことを簡単な言葉で言い表すにはどうしたらいいのかなといろいろな考えたときに、ここで知的で心身ともに逞しい子どもたちに育ってほしいなということを、ここにあげさせてもらいました。

もっともっといろいろ考えれば考えるほど、いろんなことはいっぱいあるんですけども、こんなところをお答えしたいと思います。また何かありましたらよろしく願いいたします。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 教育長、ありがとうございます。私もそのとおりだと思います。それで、この生きる力というのは、まさしく基本的な知識を習得して、それを活用して問題を解決する思考力、判断力、表現力を付けていくということでもありますから、まさしくそのとおりでございます。

それともう一つ、何事にも、今教育長、言いましたけれども、夢を持って気持ちを強くもっていくということが大切だということでもあります。私たまたま、昨日テレビを見ておりましたら、テレビの話ばかりで申し訳ないんですが、来週から始まるワールドカップの本田圭祐選手の話が出ました。彼は子どものころの、小学校の卒業文集にちゃんと書いてあるんですね。自分はセリエAに行って10番を付けて、何億円ものギャランティをもらって活躍するんだと、本当にそういうことを有言実行でやってこられたということでもあります。いわゆるその裏付けというのかな、そういうのは、自分では、自分は弱い人間だということを彼は認識していたと、だから、いわゆる退路を断つ意味でも、友達に、親に、先生に今までやってきたということであるということをおっしゃっていました。私はその積み重ねは、いわゆる私が常々思うんですけれども、自信につながっていくということであると思います。その自信を付けるということは、何事にも大切なのかなという思いをしております。

もう一つ、先週の新聞の中で、今月発表される子ども若者白書の記事が載っておりました。主要7カ国の若者、13歳から29歳の男女に質問した内容でありますけれども、日本というのは、自国のために役に立ちたいという意識はものすぐ持っているだけけれども、全体的に自信がない、自分に満足していないというようなデータが発表されておりました。私はこれも国の流れでこういうことになってきているのかなと思いますけれども、本町に関しては、ぜひこういうことのないように、ないよというか、少しでも是正できるような方向に向かってほしいなという思いで、私、記事を見ていたわけなんですけど、40歳になったときに幸せになっているとか、そういうのが7カ国のうちで一番下のランクだったという、大変寂しいデータが載っておりましたので、そういうことにならないように、今しっかりやっておくべきだなと私は思いますが、教育長のお考えを、その点をお尋ねします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長　　今、多賀議員さんが指摘されたこと、まさにそのとおりだと思います。アンケートを取ったときに、世界の主要国と日本が大きく違っているところはどこかというところ、自己肯定感が非常に低いというところですね。そこが非常に低いんです。ほかのところではさほど大きな差はみられないんです。なぜなのかなというふうに考えてみたときに、日本では子どもたちのいろんな能力を測る物差しが意外と少ないのではないかなと、いろんな物差しで子どもたちのところを測ってやる。それは別な言葉で言うと、子どもたちの持ち味をきちんと活かしてやるような、そういうふうな教育がなかなか現場ではできていないところがあったのではないかと、子どもたちがどういう持ち味をそれぞれ持っているのかと、それに合わせた物差しで子どもたちを測ってやって、そして、ここはほかの人に負けないところなんだよということをいろんな活動をとおして、子どもたちに実感させるようなことが数多くあれば、自己肯定感は少しずつ、私は高まっていくというふうに思います。

これは西会津町においても私は同じかなと思っています。子どもたちは大変素直で、人の話をよく聞きます。ですが、あまり自分に自信を持っている、強い自信を持っている子どもはそれほど多くはないように思いますが、やっぱり一人ひとりの子どもたちの持ち味を活かしながら、さまざまな活動をとおして、これは誰にも負けないと、そういうふうなところを一つでも二つでも多くつくっていきけるような、そういうふうな教育活動が西会津町の小学校、中学校でできることを、私は先生方と一緒にやっていきたいなというふうに思っています。

○議長　　8番、多賀剛君。

○多賀剛　　ぜひ、ちょっと前の歌にもありましたけれども、ナンバー1はもちろんいいんですけれども、ナンバー1でなくても、いわゆるオンリー1を伸ばしていけるような教育、こんなところを心がけてやっていただければ、本町の子どもたちはいい方向に必ずや行くと思いますので、教育長にはその点をよろしくお願ひしたいと思います。

質問を変えます。最後に個人情報の管理についてお尋ねをいたします。今回は、たまたま健康福祉課長の事業内容の質問でありましたので、健康福祉課長がご答弁いただきました。私は適正に管理していないとか、何かそういうことを決して申し上げるつもりはありませんけれども、一つ気になったのは、いわゆる回収する際、保健指導員の方にお願ひして回収をされているということでもあります。おそらく回収される方には、それなりのレクチャーをしながら、しっかりと対応されていると思いますが、私、一番気になったのは、結構な情報量のある大変な、こんなことまで書かなければいけないのかなというような思いで私も実際記入しましたけれども、いざ回収する上には、これこの封筒、封をしなくていいのかなと、あれ開きっぱなしでみんな回収しているんですね。だから考え方によれば、回収する方の、いわゆる保健指導員の方の気遣いというのは大変なことになるんじゃないかなと、出す方よりも。私そんなことを感じた点ありましたけれども、なぜあれは封をさせなかったのか、その点をお尋ねします。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　　今回のアンケート調査の回収方法で、保健指導員さんに回収をしていたのだということではありますが、当然、保健指導員の皆さんには、町のその他の職員とい

うか、町の委嘱された職員でありますので、その委嘱の際に、個人情報の保護の問題ですか、守秘義務等についてはきちっと指導しながら、またあと年間4回ほど保健指導員の研修会ということも実施しておりますので、その中でそういったこともお話をしながら、町の行政に対して協力をいただいているというところでございます。

それで今回の回収の際に封をしなかったという部分につきましては、町、高齢者、大変多ございまして、中には1回開けて、ちょっと確認してほしいというような方も大勢いるものですから、1回封をしてしまいますとなかなか大変だという部分もあって、今回テープなんかは付けなかったんですが、ちょっとその辺で町民の皆さんにも言われた経緯はございますので、今後については、その辺についてはちょっと検討しながらやっていきたいというふうには考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 まさしく町民の方から言われたということですから、実は私も同じことでもあります。適正に管理しているというのは、あの情報量というのは大変な情報なんですよね。それで、私も書いた、最初は同意書名をしてから当然書いているわけなんですけれども、これは封をするしないというのは、このアンケートには協力したくないよというのも一つの意思表示であると思うんです。だからこれは名前を書かないで封をして返すことも可能だったのかなと。今、こういう田舎町ですと、何でもかんでも役場から来た、役所から来たのは回答してやらなければならないというような思いがあるようですけども、私はそればかりではないなという思いをしております。

今朝のニュースを聞いておりましたら、今、個人情報に関する改正案、改正作業が進んでいるというような話がありました。これは個人情報の民間活用に関するテーマが主だったようでもありますけれども、その役場で集められたこういう情報、本当に本来使用目的だけに使われているとは思いますが、ほかの用途に使われているようなことは、確認の意味ですけれども、ありませんよね。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今回の調査の際の調査票にも記入しておりますが、ご記入いただきました調査票につきましては、個人の秘密を厳しく守りますし、また、このアンケート以外には使いませんということで書いてございますとおり、町としましては、この生活習慣と健康に関する調査については、これ以外にも使いませんし、町のほかのものにつきましても目的以外には使用されていないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 当然そうであるし、そうであるべきであるし、当然そうであろうと私も思っております。その点しっかりと、この個人情報に関しては管理をしていただきたいと。

それともう一つ気になったのは、データ集積後の処分状況なんですけど、ご答弁では、文書取扱規定によって経過年数が経つまでしっかり保管しているということですが、これ廃棄処分というのは焼却処分ですか。それとも、例えば出したデータを私、返してほしいなんていう場合は返してもらうことも可能なのか、ケースとしてはないと思いますが、シュレッダー処分でもいい、あるいは焼却処分をしてほしい、そういうご要望はないのかあ

るのか、その辺をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 今回のデータの最終的な処分についてのご質問でございますが、このデータにつきましては、先ほど言いましたように、入力が終わったならば、データすべてまた町のほうに戻していただきまして、書庫にしっかりと保管をしまして、その保存期間を経過したのちにつきましては、焼却処分ということでさせていただいております。それも町の職員が焼却場まで持って行って処分をしていくということでやっておりますので、ほかの人に頼んだりというようなことではなく、そういうような処理をしているということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひその点もしっかりとお願い申し上げます。

私の一般質問は明快なご答弁をいただきましたので、以上で終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

皆さんに申し上げます。このあと保育施設運営に係る調査特別委員会を開催してください。時間は、特別委員長、あとから指定してください。

本日はこれで延会します。(14時45分)

平成26年第3回西会津町議会定例会会議録

平成26年6月10日(火)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	農林振興課長	佐藤美恵子
総務課長	伊藤要一郎	建設水道課長	酒井誠明
企画情報課長	杉原徳夫	会計管理者兼出納室長	会田秋広
町民税務課長	新田新也	教育委員長	田崎敬修
健康福祉課長	渡部英樹	教 育 長	新井田大
商工観光課長	大竹享	教 育 課 長	成田信幸

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第3回議会定例会議事日程（第5号）

平成26年6月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（各常任委員会）

（一般質問順序）

1. 青木 照夫
2. 清野佐一

（各常任委員会会場）

- 総務常任委員会……〔議員控室〕（第1会議室）
- 経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 おはようございます。平成 26 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

9 番、青木照夫君。

○青木照夫 おはようございます。9 番、青木照夫でございます。

質問に入る前に、この頃の気候は真夏を思わせる暑い日が続いていたかと思うと、この夏は冷夏の前報がされており、不安な天気が気になるところであります。同時に、国内における社会情勢も対外的に安全保障問題から、生活を左右する年金減額問題まで、予測のできない不安要素が目前にあり、さらに 2025 年問題がささやかれております。つまり、2025 年は団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になる歳です。日本は急速な高齢者社会になり、2,200 万人に、4 人に 1 人が 75 歳以上という超高齢化社会が到来します。これまで国を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側にまわるため、医療、介護、福祉サービスの需要が高まり、社会保障の財政バランスが崩れるとも指摘され、避けて通れない大きな課題であります。自立した町村として存続するためには、今から 10 年後、実効性のある政策立案を、国県に示す努力が重要です。まちづくり基本条例に沿った、町民が主役のまちづくり、町民、議会、行政、3 者協働のまちづくりの提案が必要であります。

現町長は町政 5 年目になりました。「みんなの声が響くまち」町民にとって弾みのあるいい言葉だと思います。しかしその響きがウィンウィン、つまり町全体に広まり、町民が主役であると肌で感じている町民の方は何人おられるでしょうか。私は未だ道半ばと感じている一人であります。このことを町民の代弁者として、今次の定例会の中で質問をさせていただきます。

今次は 3 点ほど質問をいたします。一つ目、快適環境づくりについて。二つ目、温水プールの利用について。三つ目、地方移住型特養施設について。順次項目に従って質問をさせていただきます。

まずはじめの快適環境づくりについてお尋ねをいたします。町の平成 26 年度から 28 年度総合計画の実施計画の中で、重点目標、新規見直し事業など、町の将来像が示されております。その中で、野沢町内の快適環境づくりの一つに、26 年度予算に野沢原町ポケットパークとして、物件調査費と用地補償費として 3,125 万円が計上されております。その実現に向け、どのような形で進められているのか、現在の進捗状況などをお伺いいたします。

快適環境づくりの二つ目として、27 年度より整備が進められる野沢駅通り公園整備事業であります。約 800 坪以上の土地に 6 メーター道路が整備され、その一角に公園が造成されることを元副町長が委員長在籍中に進められ、野沢まちなか活性化委員会の中で説明がなされました。その後、委員長不在のまま委員会が開かれておりません。この計画は快適環境づくり事業としての全体的計画及び年度別計画ではどのようなものになるのかをお伺いいたします。

次に温水プール利用についてをお尋ねいたします。今や健康増進施設は県内各地においても数多く見られ、目的に沿った利用者が増え続けております。一方、公共施設の温水プールは、県内でも数少ない施設であります。しかし、温水プールとして利用していただくには十分ではないようであります。そこで温水プールの有効活用についてお伺いいたします。

一つ、温水プールの最近3年間の利用人数はどのくらいの方々が利用しておられますか。また、町内、町外別と利用されている人数などを教えてください。

また、そこにかかる経費は膨大であると聞きますが、維持管理費はどのくらいの額になっているのかをお尋ねいたします。

三つ目、温水プールは30年近くになろうかと思われませんが、耐用年数は目前とみられますが、あと何年先になりますか。今後の改修工事などの計画があればお伺いいたします。

最後の質問であります。地方移住型特養施設についてお伺いをいたします。東京都のある区において、特養待機者数が2千人を抱えているようです。一方、地方の協力と受け入れで人口減少化の解決策を取っている自治体もあります。

そこでご提案をいたします。本町も現在の友好都市のほかに、将来を見据えた地方移住型特養施設に取り組む必要があると思います。現在、町の人口は7千人を割りました。人口減の推移から、5千人の町になることは明白であります。企業誘致の努力も数年間経過していますが、未だ誘致に至っておりません。なぜなら、人口減はわが町だけの問題ではないからです。

そこで伺います。地方移住型特養施設を導入することで、人口の増となり、雇用の確保が図られます。先日の全員協議会の質問の中で出された介護保険事業計画を及び福祉計画に取り入れるには、制度的に無理であることの説明がありました。がしかし、もともと制度は自治体の必要性から生まれ出たものであり、国がそれに応じて定めたものです。だとすれば、地方自治体の特徴を活かした町のニーズに即した独自性を逆に提案をしていくことが大切であります。

2000年に地方分権一括法が施行されています。国の機関委任事務、つまり国からの指示が廃止されています。国と地方との関わりが大きく変わりました。2025年をクリアするには、自立した町村として存続するためには、政策、立案の努力が重要です。交付税交付金は、その政策内容によって額が決められているのです。つまり、努力しない自治体には決められた交付税しかいただけないシステムになっていることは承知のとおりであります。であるとしたら、制度にははまらなくても、特区を設けてでも地方移住型特養施設を導入するべきと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたしまして、私の一般質問といたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 9番、青木照夫照夫議員のご質問のうち、快適環境づくり、具体的には野沢地区都市再生整備事業に関するご質問にお答えいたします。

野沢地区都市再生整備事業につきましては、宿場町としての歴史・文化を活かしての誘客の拡大や、幅広い世代が集い交流を深められる場の確保と防災面の強化などを目的に、国土交通省所管の交付金事業を活用し事業実施するもので、実施期間は平成25年度から



28年度までの4年間を予定しております。本事業に盛り込んだ事業でございますが、町事業としましては、町道上原中央線新設事業、野沢駅通り公園整備事業、原町ポケットパーク整備事業、町内観光サイン設置事業の4事業であり、そのほか町商工会の事業として、ふるさと自慢館整備事業を計画しており、全体事業費は2億1,950万円となっております。

まず、1点目の質問の原町ポケットパーク事業の進捗状況についてであります。本事業は本年度、建物の撤去補償・用地取得・実施設計業務等を計画しております。整備予定地の居住者の方との協議を現在進めている段階でございますので、ご理解願いたいと思います。

次に、野沢駅通り公園整備事業についてであります。本事業にあつては、平成27年度に実施設計を行い、28年度の公園整備工事を予定しております。また、公園に付帯し実施する町道上原中央線新設事業については、昨年度、測量・設計・支障物件調査業務等の事業を実施しました。本事業につきましても、28年度に整備を計画しておりますことから、27年度までには用地取得などの作業を終えたいと考えております。

野沢駅通り公園は、地域住民の憩いの場や交流の場として整備する考えであり、子どものみならず、高齢者の方も健康づくり等に取り組める施設整備を図る考えであり、地域の現状を考慮し、緊急時の避難場所としての機能も盛り込んで行きたいと考えております。そうしたことから、実施設計を行う際には、地域の皆さんとの十分な意見交換を行い、地域の声を反映させた公園整備を図ることとしていますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 9番、青木照夫議員のご質問のうち、温水プールについてのご質問にお答えいたします。

屋内温水プールにつきましては、冬期間積雪のため運動不足に陥りがちな本町において、年間を通して運動できる、健康増進施設として、平成5年に建設されました。

まず、第1点目の3年間の利用人数であります。平成23年度は1万9,158人。平成24年度は1万8,100人。平成25年度は1万6,309人となっており、町内者の割合は、おおよそ半数程度であるとのことであります。維持管理経費については、人件費、光熱水費、修繕費などを合わせ、平成23年度が約2千万円。平成24年度が約2,200万円。平成25年度が約2,100万円となっております。

次に、第2点目のプールの活用についてのご質問にお答えいたします。屋内温水プールについては、開設当初より、60歳以上の高齢者を対象とした高齢者水泳教室や一般町民を対象としたスイミング教室、水中ウォーキング教室を開催するなど、広く町民の健康づくりに活用してまいりました。

現在、町では、健康がいちばんをスローガンに健康づくりを進めておりますが、運動の推進では町民一人一スポーツの定着を推進しており、その中でも水泳は、健康増進や体力向上、また介護予防にも大変効果的で、年間を通して運動できるスポーツであることから、広く普及を図る上にも、屋内温水プールの有効活用努めていきたいと考えております。

次に、第3点目の耐用年数、今後の改修工事等の計画についてであります。建築の標準的な耐用年数では、鉄筋コンクリート部分については65年、鉄骨部分が50年、屋根が30年となっております。また、町では、平成21年度に温水プールの大規模修繕を実施し、

1,709万4千円の事業費で、プール棟の鉄骨・野地板塗装工事や、更衣室の床や壁ボードの張替え、天井塗装を実施したところであります。町としましても、屋内プールについては、建設から20年以上経過し、老朽化が進んでいることから、今後、改修工事に向けた計画等の策定を検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 9番、青木照夫議員の地方移住型特養施設についてのご質問にお答えします。

地方移住型特養施設については、昨年、東京都杉並区が静岡県南伊豆町に、杉並区民を優先的に入所させる60人から80人規模の特別養護老人ホームの施設整備構想を打ち出し、注目を集めました。東京都内の自治体では、用地確保の難しさなどから特養などの施設整備が追いつかず、入所待機者の増加が深刻な問題となっています。

一方、地方では人口減少対策や雇用の確保の観点から、大都市圏の介護需要の受け皿として施設の誘致に名乗りを上げる自治体も出てきております。

国では、高齢や要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしができる社会を目指すとして、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めております。また、厚生労働省が設置する都市部の高齢化対策に関する検討会においても、その報告書の中で、地方の市町村が不特定多数の都市部の高齢者の入所を期待して特養を整備することは、都市部の高齢者本人の意思に反して地方の施設入所を強いる恐れがあり、慎重に検討すべきとの考え方が示されています。杉並区と南伊豆町の事例は、長く自治体間の交流があり、災害協力協定を締結するなど、住民同士のつながりも強く、今回の施設整備計画も杉並区の保有する施設の跡地利用ということで、特例的に国の支援が認められるようです。

このようなことから、地方移住型特養施設については課題も多く、現在のところ国からの支援も限定的でありますので、今後介護保険制度の改正や国の動きを注視してまいりたいと考えております。なお、今年度策定します平成27年度から3カ年の第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画においては、町の実情に即した効果的な介護サービスや介護予防サービスの整備、さらに地域における高齢者の支援体制の整備などを盛り込んだ計画を策定してまいりますので、ご理解願います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 まずはじめに、快適環境づくりの点ということで、原町パーク、上原野沢駅通り公園事業についてお尋ねいたします。ただいまの課長の答弁でありますと、現在も進行中であるということでもあります。しかし今、6月になっておりますが、その進捗状況を、今後100パーセントはたして達成できるのかということで、まわりからは、その内容については危惧されている方もいらっしゃると思います。その中で、私がこれを取り上げたのは、当然、この考えは大賛成であるという中で質問であります。ただ、私が最初に申し上げた中で、町の住民との話し合いの中で、本当に進められているのか、それが第1点であります。

その中で、本当に今この答弁書の中でもありますように、まちなかの再生、自慢館を軸としたこれからの町、また防災計画もその中で進んでいるということでもあります。それに

関しては何も言うことはありませんが、ただ、今言いましたように、住民との話し合いが本当に、私は原稿読みの中で、まちづくり基本条例の中で、町民が参加、町民が主役であるということを述べさせていただきました。その中で、上原駅前通りについては、地区住民には一切知らせておりません。先日、私は町内の各役員の方に集まっていたいて、いんろな問題があったことから、質問がなされたことから、集まっていたいて現状を説明させていただきました。その中で、ほとんどが知らない、そういう中身は知らないということでもあります。一部の方、もちろん実行委員のメンバーの方もいらっしゃいます。まあ、上原に今限定してお話すると、上原は、自治区長さんが2人いらっしゃいます。9の1、9の2と分けられていらっしゃいますが、その中でも、その上の会長である方もまったく知らないということで、9町内のある集まりの中で、どうなっているんだということを持たされました。私も実行委員の中のメンバーであります。先ほども申し上げたように、元副町長が実行委員長でありましたので、ただ説明された、今課長がここで述べられたようなとおりであります。しかし、その中身については、住んでいるまわりの方が、せっかくつくってもらえるのに、何で説明がないのかということでもあります。その点については、課長、十分説明されておられると思いますか、9町内において。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

野沢まちなかの都市再生整備事業につきましては、何年か前から、地域の皆さん、それからまちづくりに関心をお持ちの皆さんにご参加をさせていただきまして、まちなか再生プロジェクト、そういった組織をつくりながら、皆さんのご意見をいただきながら、いろいろ野沢町内を活性化するためには何をすべきかというような意見をいただいていたところでもあります。

それから、具体的にこの事業が採択になりまして、先ほど議員からもお話がありましたように、11月20日の日に野沢まちなか活性化委員会というような組織も立ち上げまして、自治区長さんの代表であったり、商店街の代表であったり、あと老人クラブの代表であったり、若い世代、子育て世代の代表であったり、そういった方々に委員の皆さんになっていただきまして、こういった計画について、今後いろいろな角度から意見をいただいているという形での組織化をしたところでございます。

あと、このまちなか活性化委員会の立ち上げの、もう一つの観点というのが、なかなか先ほどから質問の中にもあります原町ポケットパークであったり、そういったものについては、なかなかその用地の承諾という、そういったものにもなかなか得られなというようなことでもございまして、そこに住む地域の皆さんにも、そういった用地の取得とか、そういった関係でご協力願いたいというような意味合いもこめて、この活性化委員会というのを組織させていただきました。

それから、まだ公園、今、上原の駅通り公園の計画について、地域の皆さんの声を聞いていないんじゃないかというような話でもございます。この事業については4年間のスパンでございまして、おおよそこんな整備をしたい、駅通り公園をつくる幼稚園跡地は、町の用地になっておりますので、町でこんな公園をつくりたいという、今まで皆さんからいただいていた意見をたたき台にして、おおよそのレイアウトをつくりまして、事業申請をして採

扱を受けたわけでありませんが、これから施設整備にあたって、実施設計にあたっては、地域の皆さんとワークショップ的にお集まりいただき、自由にどんな公園が地域にとって望ましいのかという意見を聞きながら、実施設計を進めるというような段取りをしております、その際に地域の皆さんのご意見をいただいているというふうにございます。また、そういった段階まで至っていなかったものございますから、全然聞いていないという話があったというございます、そういった事情ございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 まったくそのとおりであります、ただ、ある一部の人は、公園に何で道路が必要なのというございます。本当は目的があつて道路があるんだと、例えば今、公園整備がされるということございます、以前はコミュニティホールをつくるという、私が以前、3、4年前にはそんな答弁をいただひてあります。内容がころころ変わつてあります。それは今、課長が言われた4年間の間に整備内容が変わる可能性もあるかも知れませんが、住んでる方は、道路があるなら何で公園なの、今公園に誰が、子どもがひるの、高齢者、そこで、公園でたわむられるのというございます、集まつたときに単純に質問されるわけですね。

それはそれとして、とにかく先ほど言つたように、私も実行委員であります、ただ説明されただけであります。その中で、皆さんの意見を聞いたり、質問を、それをしたりすることはまったくありません。その中で計画でありますので、整備計画でありますので、質問されるわけございます。質問されれば、私はお答ひするしかありません、現状の中で、ありますので、十分、これから4年間ということを伺ひました。その中で、まず住んでる方の希望や、これからの全体的なそういうことのあるを、構想というものをやっぱり示していただきたい。その質問の中で私が言ひました全体的な、町の全体的なものはいつたいどうひうことになるわけございますか、この上原、そつちの道路に関してはそこでストップなんございますか。その将来性にはどうひうことになるか、その辺りもしわかつてひる時点で教えてございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 駅通り公園、それに付帯して整備します道路の件ございます。今、公園、町の用地になつてひる元の幼稚園跡地につきましては、実際、野沢の駅通りとはつながつてひるないといひますか、民地を通らなければ公園に行けひるないということございます。公園をあそこに整備したいというございます、プロジェクトの中でもひるいございます意見が出たわけございます、野沢の町内には、まったく子どもを遊ばせるような施設がない、まちなかに大きな都市ではなくても、ひるいございます、公園のひるつや二つは整備されてひるいございます、西会津町の場合は、まったくそういうものがないということの意見が出されたということございます、できれば、公園整備をしたいというございます。

その公園の中では、本当に遊ぶ子どもがひるいございますかというございます、子どもたちも遊べる、さらには高齢化が進む地域の皆さんにも利用してひるいございます。

それから道路の話にまた戻りますが、駅通りと連結されていないような公園をつくっても、本当に地域の皆さんしか利用できない、野沢町内に住んでいる方、さらにはそこに遊びに来ていただけるような公園にしなければ、公園の意味がないのではないかとということでもあります。

それから、今回の公園整備は、商店街の活性化、まちなかの活性化という意味合いも込めているところをごさいます。野沢のまちなかを歩いていると、利用できるトイレもないというような話もよくごさいます。駅通りからさっと入って、公衆トイレなんかも利用できるような形、町歩きなんかにも利用していただけるような公園にしていかなければ、公園を整備する意味がないだろうというような、皆さんのご意見などもいただきながら、駅通りと裏通りを連結するような道路整備も合わせて計画したということをごさいます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 これからの4年間ということではありますが、十分住民の方の意見をお聞きいただきたいと思います。

それから原町パークであります。今年原町パークではなくて、自慢館に非常に来場者がいらっしやっております。リアル宝探しイベント in 福島F4という県のイベントであります。現在までに約3千人の方が、3月から今まで3千人の方がいらっしやっております。ただしその中で、あそこは駐車場がありません。今、原町パークがそれに向けた整備だと思っておりますが、ほとんど歩きで帰られている状態です。私もあそこにちょこちょこ訪ねさせていただくと、頻りに、土日などは若い人がいらっしやいます。そういうことですので、これからのまちなか再生というのはイベントの内容で、やはり足を向けてくれているんだと、自慢館を軸とした、やはりまちづくり、それを起点としたまちづくり、これから期待されると思います。ぜひ原町パークを実現できるように進めさせていただきたいと思います。答弁は結構です。

次、質問変わります。温水プールのごさいます。利用人数も1万5千人以上の方が利用されていらっしやるとのことです。ただ夕方の方のせっかくの温水プールに利用されている、私も半年間、5千円コースで利用させていただいたことがあります。ほとんど夕方はほかの方は貸切状態のようなことがありましたもので、これはもったいないということでもあります。もちろんほかのスポーツ団体、各グループ、いろんな方が使用されて、西会津町の少年団は水泳の成績もよいようです。であるとしたら、そういう個々のグループや利用するものではなく、健康増進という名目であれば、町主催の、主体の催しものというか、陸上であれば、老人の方はゲートボール、グラウンドゴルフなどで一生懸命健康のためにやっぴらっしやいます。その点、町側の主催をしていらっしやる現在の内容というものはどういうものがありますか。町側主催で、あつたら。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

町が主催といひますか、今現在、先ほども申し上げましたように、高齢者の方々を対象にしました高齢者水泳教室、それから一般町民の方を対象にした、公民館あたりが実施していますスイミング教室、あとウォーキング教室とか、具体的にいへばそういった教室もの、そういうものを開催しながら、健康増進なり、水泳に親しんでいただくというような、

そういったことを実施している状況でございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 私、申し上げたのは、個々の参加で健康増進をされているということのほか、健康がいちばんであるということでもありますので、やはり名前は大会とか、そういう競い合うということは別としても、町独自のやはりそういう健康がいちばんということでの催し物も、これから今ないとすれば、それをほかの自治体との交流、また競い合うということもゲートボールと同じように、グラウンドゴルフと同じような内容で温水プールも冬期間利用される可能性があるのではないかと思います、その点いかがですか、今後については。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 そもそも温水プールというのは、冬期間であっても体を動かす。あるいはそういうプールに入っていて健康増進を図るというようなことから、この温水プールというのが設置をされてきたわけでありまして。それと、小学生とか中学生でも、それを利用しながら水泳に親しむというようなことでもあります。したがって、高齢者の皆さんには高齢者の水泳教室とか、あるいはスイミングスクールとかということで、あまりハードにならない程度の中で、今指導されているということでもあります。ですから、高齢者の皆さんについては、泳ぐということもありますが、水の中で歩くということも健康につながるということで、そうした緩やかな取り組みから、今、対応されているということでもあります。全国集まって、これを利用して、例えば高齢者の水泳大会をやってみたらなんていう話にはなかなか、私はそこまでには行かないのかなというふうに思います。

しかし、水泳連盟とか、そういうところが町のほうに来まして、そういう事例もあります。ですから、この会津管内の水泳大会等々に使わせていただけないかとかという場合については、それは町としても公民館のほうといろいろ教育委員会と連絡しながら、対応しているところでもありますから、西会津町の目的という部類からすれば、現状の中で十分とは言わなくても、それに見合った対応は取っているのではないかなというふうには思っています。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 2,200万円以上の年間の経費がかかっているということでもありますので、もっともっと有効活用していただければと思ったわけでもあります。今、子どもたちは、会津坂下町で大会などでは参加されているそうでもあります。それはオープンで、記録も参考記録というような形で、それは喜多方市が合併されたから、そういう大会の内容ができないのかと思いますが、その中でも、やはり冬でも一生懸命練習されておられる子どもが成績がいいということでもありますので、有効活用をもっともっと進めていただきたいと思えます。

質問変わります。最後の特養施設のことでもあります。これは、この答弁の中でも、これからの受け入れということに対しては慎重な国の構えもあるようでもあります。ただし、冒頭に私が読ませていただいた中では、制度的なことで、いろんのはみ出しがあるわけですね。その中で、もしできれば、人口減となっているのであれば、私は一つの選択肢ではないかなということでもあります。

今、東京都は75歳以上の人が45万人、特養入所待機者は4万人いらっしゃるそうです。そのために、今現在1万5千人の方がほかの自治体に入所されている。それは先ほど杉並区以外の方ではありますが、そういう制度を超えたもので契約していらっしゃるそうです。わが町にとっては、考えてみると空き校舎があります。そういうところを、もし可能にするならば、お互いにお金を出し合って、それでやっていくと。ここの自治体では、東京都の区が出し合ってやっているそうでもあります。それは活かし方の方法であります。一つの人口減ということでもありますので、議会報告会の中でも、ある地区では、言葉は非常に受け入れられない言葉でありましたが、姥捨て山ぐらいやる本気があるのかというような言葉が出たぐらいであります。それは、今言ったように言葉自体は歓迎されない言葉であります。非常に関心のある言葉だと思います。思いのある言葉だと思います。

これからのまちづくりは、やはりここに私も述べましたが、もう自治体が努力すればするほど国の考えで交付税を出しますよと、自治体ばかりではなくて、わが町でもあるNPO法人が高齢者のために、地域のためにということで3千万何がしが総務省から交付されております。今はそういう時代であります。中身は別としても自治体であれば、私はそういうことは、今後可能であると思います。その点について、今すぐ返事はどうのこうのでも、人口減に対する町側の取り組みということに対しては、どういうふうにお考えですか、町長お願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これは人口減少の歯止め策とか、あるいはそういう観点からとらえるということもそれはあるでしょうけれども、私はそうではなくて、確かに議員が当初、この移住型の特養施設ということの意味ということについての対応については、ある程度、私は将来的にこういう形というものは、やっぱりつながって、あるいはそういうことが現実的になってくるのではないのかなというふうには思っています。それは、やっぱり議員からも指摘ありましたように、都市部での高齢化率が、それこそわれわれと同じ団塊の世代を迎えるときに、後期高齢者、それ以降になって、いわゆる健康寿命ではない、平均寿命の中におけるいろんな課題を背負ったときに、はたして都市部だけで用地の問題から、あるいは待機者すべてが満足いけるような対応にあるかということ、私は決してそうではないだろうと。そうした場合に、こうした地方に対する連携というものが出てくるのではないかなというふうに思います。

さて、今回、これに限って申し上げますと、いろいろ課長会議の中でも議論をいたしましたけれども、これは特例中の特例だったと、南伊豆町で受け入れたというのは、それは杉並区のほうから、いわゆる積極的な働きかけをもって、そして施設整備は私のほうでしますと、こういうことの対応を求められながら、そこでいろいろ話し合いをした結果、こういう施設も特例的にできたのかなというふうに思います。

ですから、こちらから積極的に働きかけて、現在の介護福祉計画の中に入れて、福祉計画の中に策定をしながら取り組むという中には、現在はまだまだそこまでは至らないのではないかなというふうに思います。これも県や国の、いわゆるレクチャーもしなければならぬわけですから、そうした場合に、本当に財産、予算の面から何から、すべてこれに対する対応が取られるかどうかということも、これは具体的に事業を取り入れて

行う場合に、一番そこが大切なところでありますから、今後こういった制度が確立をされてくるということであれば、現在、友好都市を結んでいるようなところ、あるいはこれから結ぼうとするようなところについて、いろいろこうした経済交流や福祉の関係というのはお互い結びついてくるのではないかなど。そうした場合に、こういった課題についても、私はなんらこれ問題視せずスムーズに受け入れられるような、そんな政策、制度的なものを考えていってもいいんじゃないかというふうに思っております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 これは将来にわたっての私の提案であります。そういうことありますので、ただ、制度ということではありますが、私はある25年前の話です。ちょうどある友人が、ちょうどいいところに来た、手伝ってもらいたいということで、そこに行ったら、隣近所の老人の方、一人暮らしの方、その家に介抱して食事を提供して、それはデイサービスという、英語の先生の方でしたが、そのときに、25年前にデイサービスをしているんです、ちょうどいいから手伝ってもらえませんかという言葉が25年前だった。これが制度化されて、おそらく12、3年で、今どこでも介護関係では当たり前のように使っています。というのは、私が言ったのは、制度というのは地域のニーズにあったものが、そこで区で認められたのか、都で認められたのか、全国にそれが制度化されていったのか、そのルーツは定かではありませんが、確かに私はその言葉をうかがっています。であるとしたら、私は町のニーズにあったまちづくり、これからの人がいなくなるまちづくりを目指すなら、やはり特区でもつくって、それに挑戦するということが、私は必要ではないかということであります。その点についてもう一度、町長、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 現在の過程の中で、いわゆるこれがすぐ受け入れられる対応が、うちの町でできているかどうかということになると、まだまだ西会津町町民自体に対する、これからの介護の問題というもの、あるいは福祉全般にわたる課題というのは、解決しない問題がたくさんあるわけでありますから、まずそこをしっかりと対応していきたいというふうに思っています。

それから、こうしたいわゆる国の制度なり、あるいは制度的にこうしたことも可能だよと、今ほど提起があった内容についても、そういう受け入れ態勢が整うところについては可能ですよというようなことで、そうした制度がしっかり確立されれば、西会津町としてもそれに対する対応というものはとってもいいのかなというふうに思っております。今、こういったことが特区として認められるかどうかということについては、私は何とも言い難いわけでありますから、この点については、今後十分検討させていただきたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 これは2025年を見据えた団塊の世代が75歳、後期高齢者になると、確実に高齢者が増えるということの中での、私の提案であります。そこに至っての計画では間に合わないから、私は10年後を目指した町の計画づくりが必要であるということでありますので、あくまでもこれは提案でございますので、それとしてご提案を申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。



○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、おはようございます。11 番、清野佐一でございます。私は今定例会に副町長人事についてと、指定管理者制度について、そして町政への取り組みについての 3 点について通告をしておりますので、順次質問をいたします。

平成 26 年度がスタートしてから早 2 カ月が経過いたしました。学校では 4 月に入学した児童生徒たちが、学校の生活にも慣れ、元気に勉強や運動に日々過ごしている時期と思われます。また、会社等においては、新入社員の方たちが、仕事や会社の雰囲気にも慣れ、楽しく希望に満ちた毎日かと想像しているところがございます。そして役場内に於いても、新採用の職員の方や、異動により仕事の内容が変わられた職員の皆さんにも同じようなことが言えるのではないかと考えております。このように、活気にあふれて躍動を感じる時期にあって、残念ながら本町には副町長不在の日々が続いております。そこで副町長人事についてお伺いをいたします。

去る 3 月末日をもって藤城副町長が県庁に戻られてから、本町では今日まで副町長不在の状況が続いています。昨年 12 月定例会において、8 番議員が副町長人事について質問をしております。そのとき町長は、副町長の重要性について、町長の意を体し事務方のトップとして職員を指揮し、事務事業全般を総括する重要な役割であると言われております。そして藤城副町長に対して、立派にその職務をまっとうしていると評価をされております。そして、町民からは、県に戻られたあと、今もなお副町長の功績に対して異口同音に大きな評価の声が聞かれます。と同時に、今後の副町長人事はどうなっているんだという声も聞かれるのも事実であります。

このように、副町長の不在の状態が長く続くことは、町民にとっても、町長にとっても、そして職員の皆さんにとっても決してよい姿とは思われません。町民サービスを最優先に考えたとき、一日も早く新たな副町長を迎えるべきと思いますが、考えを伺います。

次に指定管理者制度についてお伺いをいたします。この制度は公の施設について、平成 15 年の地方自治法の改正により、指定管理者制度が創設されました。以来、公共団体及び町の出資団体等に限られていた施設の管理委託が民間の業者、NPO 法人などにも委ねることが可能となり、公の施設の管理では、直営もしくは指定管理者制度のいずれかで行わなければならないになりました。

本町では、平成 18 年 4 月 1 日からの 3 年間で第 1 期、平成 21 年 4 月 1 日からの 3 年間で第 2 期として、現在は第 3 期目となっております。そして、指定管理者の指定を受けている団体は、西会津町森林組合、社会福祉法人西会津町社会福祉協議会、社会福祉法人にしあいづ福祉会、そして株式会社西会津町振興公社であります。公の施設を円滑に管理運営をしていくためには、指定をする者、受ける者、両者の信頼関係が必要不可欠と思われませんが、町の基本的な考えを伺うものであります。

また、契約の中で 10 万円以上の費用のかかる事案については、両者が協議を行うとのことですが、本来、町の施設である限り、全額町が負担すべきと思いますが、これらは守られているか否かを伺います。

次に町政への取り組みについてお伺いをいたします。

まず一つ目ですが、本町の現在の人口は、人口減に歯止めがかからず、大変町民

の皆さんが心配しておられます。町もグリーンツーリズムやイベントをとおして交流人口の増加や地域活性化のための努力をされているところです。本町における最大のイベントであるふるさとまつりにおいて、長年イベントのメイン行事となっていた桐ゲタマラソンが、平成24年からなくなり、昨年それを知らずに参加しようとした町外の方ががっかりして帰られたとのことでした。町の特徴を活かしたユニークな桐ゲタマラソンが中止になった理由は何かをお伺いをいたします。

次に、本定例会に西会津町快適環境づくり条例が提案されました。「住んでみたい、行ってみたい町」を目指す上で、ごみのない美しいまちづくりが必要不可欠ということから、ポイ捨てのないまちづくりをするための条例です。そして、ごみの分別や減量化に対しての意識の高揚も図られるものと期待をしております。そして本町のごみの分別は近隣市町村の中でも大変良好だということで定評があります。町民の中には、せっかく分別した資源が、どのように再利用されているのかを知りたいとの声もあります。ケーブルテレビ等で放送してはと思いますが、考えをお伺いいたします。

以上で私の一般質問といたします。明快な答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11番、清野佐一議員のご質問のうち、私からは副町長人事についてお答えをいたします。

おただしのお通り、4月1日から副町長が不在となりまして、町民の皆さんや議員各位には、ご不便、ご心配をおかけしているところであります。私といたしましても、副町長は事務方のトップとして、そして職員を指揮し、事務事業全般を総括する重要な責務を担うものであると、認識しているところであります。できるだけ早い機会に選任していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 11番、清野佐一議員のご質問のうち、指定管理者制度について、お答えをいたします。

公の施設の指定管理者制度につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、本町においては平成18年度から導入したところであります。これまで、各種福祉施設やさゆり公園、よりっせなど、町内14施設について、それぞれ施設の設置目的・規模・機能等を考慮し、効率的かつ効果的に管理運営ができるよう、指定管理者選定委員会において、ヒアリングや書類審査等の手続きを経て、指定管理者を選定し、委託してきたところであります。

平成24年度から第3期目となる現在では、14施設全てにおいて、公募によらない方法により、指定管理者を選定いたしました。これは、町が選定作業を行う中で、それぞれの指定管理者となった団体が、公の施設の設置目的や制度の趣旨を十分に理解し、事業計画等に基づき適正に管理していることが確認できたことによるものであり、また、これまでの2期6年間の実績の中で、町と十分な信頼関係が構築できていると判断したことによるものであります。

公の施設の管理運営にあたりましては、町の政策との整合性を図ることが大変重要であることから、今後とも、町と指定管理者双方が定期的な話し合いの場を設け、事業の方向

性や諸課題等について協議や意見交換を行い、相互の信頼関係をより一層築いてまいりたいと考えております。

次に、10万円以上の費用のかかる事案に関するご質問に、お答えいたします。

10万円以上の費用、特に修繕にかかる費用負担につきましては、各施設の管理運営に関する基本協定書のリスクの分担表において負担区分を定めているところであり、基本的には町がその修繕に係る費用を負担することとしております。しかしながら、介護老人保健施設と高齢者グループホームにつきましては、両施設とも町の施設を使用して、にしあいつ福祉会が利用者からの利用料と介護報酬で事業を運営しており、この介護報酬の算定基礎には施設の維持管理費も算入されていることから、10万円以上の修繕や大規模改修にかかる費用負担につきましては、その都度両者協議の上、決定することとしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 11番、清野佐一議員のご質問のうち、桐ゲタ健康マラソンに関するご質問にお答えいたします。

桐ゲタ健康マラソン大会につきましては、西会津ふるさとまつりのイベントの一つとして平成元年から実施してまいりました。中止の理由はとのおただしであります。町ふるさと振興推進委員会では、毎年イベントの実施にあたり、多くの方々に参加、来場いただけるよう、イベント内容の精査や見直しを図っております。

おただしの桐ゲタマラソンについては、参加者が年々減少していることや、参加者の固定化などマンネリ化が見られることから、参加者の増加に向けて、学校や企業、団体への参加依頼や賞品を豪華にするなど、対策を講じてきたところでありますが、なかなか参加者の増加が見込めないことから見直しすることとし、新たなイベントを検討したところ、こどもからお年寄りまで、無理なく手軽に参加できるウォーキング・イベントを平成24年度から開催することとしました。

このウォーキング・イベントは、地元の団体である西会津ノルディックフィットネスクラブの協力を得て実施しており、平成24年度が100人、平成25年度は221人と参加者も増えてきており、宮城県や新潟県、いわき市の団体からの参加もあるなど、イベントを通じた交流も深まってきているところであります。

ふるさと振興推進委員会としましても、ふるさとまつりや雪国まつりの開催にあたり、多くの方々に参加、ご来場いただけるよう、また、町民の健康づくりと交流人口の拡大に向けた各種イベントを企画、実施していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 11番、清野佐一議員の町政への取り組みについてのご質問のうち、資源ゴミの再利用の周知についてのご質問にお答えいたします。

本町におきましては、平成9年4月より、ペットボトル、空きビン、空き缶の分別収集を開始し、現在では、段ボールなどの紙類やプラスチック製容器包装、紙製容器包装など、13種類の資源ゴミの分別収集を行っております。これらの分別収集された資源ゴミの再利用であります。ペットボトルはカーペットや作業着などに、空き缶は再びアルミニウム缶やスチール缶に、また、プラスチック製容器包装は擬木やパレットなどに再製品化され

るほか、燃料などにも再利用されております。

現在、国では環境に配慮した持続可能な循環型社会の形成のため、さまざまな施策を行っております。これを実現するためには、適正なゴミの分別など、国民一人ひとりの取り組みが必要不可欠であります。このことから、町といたしましては、議員おただしのよう  
に分別した資源ゴミがどのように再利用されるのか、ケーブルテレビ等で周知し、町民の皆さんにご理解をいただくとともに、さらなるゴミの減量化とリサイクルを推進してまい  
る考えでありますので、ご理解願います。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 まず町長にお伺いをいたします。昨年 12 月の定例会の答弁では、十分熟慮を  
し、適切な時期に示すと言われておりました。私としては、3 月こそが適切な時期ではな  
かったのかなというふうに思いますが、その 3 月、適切と思われる時期に示されなかった  
ということについてはいかがお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 人事というものは、人選、時期、タイミングとがありまして、大変難しいものと  
感じているところであります。本来であれば、3 月あるいは今回の 6 月等々で本来出すべ  
きであったのかなというふうに思いますけれども、今後、私の責任において、早い機会に  
選任をしていただくように、現在、鋭意努力中でございますので、ご理解をいただきたい  
と思います。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 実は、副町長人事につきまして、町内で議会が反対したから副町長人事が進  
まなかったとの噂が流れていると聞いておりますが、町長はご存知ですか、そしてまたど  
のように思われますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私のほうには直接そういった話をしてこられたというか、そういう話は聞こえて  
はおりません。ですから、どういう噂とか、いろんなところでいろんなことが、こういう  
場合になりますと出てまいりますから、そういう話をいちいち私の口から、何と申します  
か、これは弁解まがしく言うつもりは毛頭ありません。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 今の件についてですが、私も議会の一人として、議会に示されて反対したう  
んぬんではなくて、そういう噂の域であったということでありまして、議会としてはそう  
いう事実はなかったということも、これは町民の皆さんにもご説明をしておきたいなとい  
うふうに思います。

続きまして、副町長という立場、役割、町長の補佐役というようなことで、大変重要な  
ポストであります。先般、ある町民の方からちょっと話をいただきまして、これはその方  
の言葉をそのままお伝えするのであれば、職員の一部であろうかと思いますが、中に窓口  
なり、電話の応対なりの、どうかなというような感じのことがあったというようなことで、  
私がそういう苦言みたいなものをいただいたというようなことであります。そして、そ  
の方にすれば、どのような職員の教育をされているのかというようなことも言われており  
ましたので、この際ですから、それらも。そしてまた、これらも事務方のトップである副

町長不在のためのそういうことがあるのかなど、余計なことも心配したわけですが、それらについてご答弁いただければと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 職員には、職員教育をとおして、職員の規範というものも現在つくっておりますので、そこにはきちっとした挨拶の励行や、あるいは町民に対するサービスの提供うんぬん書かれてございます。ですから、どういう内容であるのかは、私、定かではないので何とも申し上げることはできませんが、町民の皆さんが職員に対して、不愉快な思いがあったとか、そういうことであれば、直接、担当課であれば担当課長に申し上げていただきたいし、またそうでなければ、私にも直接そういう話をしていただければなというふうに思います。

ですから、それがイコール、副町長がいないからそういうふうになってしまうというようなことでは決してないというふうに思っております。事務方のトップなり、町長がすべてをみるなんていうことはなかなかこれ困難でありますから、そうしたことが副町長人事に絡めて、いろんなわだかまりが出てくるようなことであれば、それは修正をしていかなければなりませんので、早い機会に、そういった正常になるように努力をしてみたいというふうに思います。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 町長のほうからは、早めに新しい副町長を迎えたいというようなことであります。それにつきましても、今までの藤城副町長という存在、町民の皆さんからも大きな評価をいただいたすばらしい方でありました。今後、町長の人脈をもって、前副町長に勝るとも劣らない、すばらしい副町長を迎えていただければと思いますが、もう一言お願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私が提案することは、イコールそれを選任していただくのは議会の皆さんでありますので、仮にその人選にあたっては、十分に議会の皆さんとコンセンサスを図りながら、識見、そして人柄、やはりそういったことに適応できるという人材であるという確信のもとに、私はご提案をしてみたいなと、こんなふうに思います。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、指定管理者制度についてお尋ねをいたします。それぞれの指定管理者との協議をした、しているということでもございますが、例えば 10 万円を超えるような、そういうことがそれぞれの指定管理者との、町と指定管理者の中で、今までどのくらいあったのか。また、管理者によって、業種によって違うのかわかりませんが、それはちょっとわかりませんか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 10 万円以上の件数につきましては、かなりの件数がございますので、それと先ほど申し上げましたように、施設も 14 カ所、指定管理をしております。それぞれの施設によりまして、老朽化の進み具合もさまざまでございますので、今、手元にその件数が何件というところはちょっと持ち合わせておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一　それでは、先ほど維持管理費を含めてあるから、負担をしてもらうというような内容の話だったかと思いますが、算定基準ですね、介護老人保健施設と高齢者グループホームについては、町の施設を利用して、福祉会が利用者から利用料と介護報酬で事業を運営していると、その介護報酬の算定基礎には、施設の維持費も算入されているということですが、これはその年、年によって、たぶん耐用年数なり、そういう老朽化ですか、によって違うと思うんですが、基本的にはどのくらいの見込みをして算入させているというか、金額的にお願いします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　介護報酬の質問でございますので、私のほうから答弁をさせていただきますが、介護報酬につきましては、当然その特別養護老人ホームですかと、養護老人ホーム、あるいはデイサービスとか、いろいろこうサービスによって、そのサービスを提供するために必要な経費を見込んだ報酬になっているわけですが、当然、人件費ですとか、あとはその人に対する処遇のため、デイサービスだったらおやつを出したりだとか、そういったものも含めた部分でなっています。その事業を継続するために必要な経費ということですので、当然、施設の管理費、あるいはそこにかかる電気代、電話代、そういったものも含めて計算になっておりまして、全国の平均的なものを基準に、毎年国のほうで算定をしているということでありまして、本当に内容につきましては、定数ですとか、行っているサービスですとか、そういったものによって、同じデイサービスでもいろいろな段階がありまして、一概にいくら入っているということではなくて、全国の平均的にこの事業を継続していくために必要な経費ということで算定をされております。

最近につきましては、介護職員が辞めていく人が多くなっているということもありますので、そういう人件費に多くというか、増やすような動きもあるというようなことで、全体的なことでの算定になっているということで、その管理費にいくら入っているかということまでは、ちょっと具体的にはわからない状況でございます。

○議長　11番、清野佐一君。

○清野佐一　今の説明ですと、先ほどの総務課長の答弁の中身はわかりました。私が申し上げたいのは、今回、この質問をするに至った経緯といたしますか、これは老人保健施設の屋根の塗装であります。これを町長が、これは町の施設だから塗装をすると、やると、町がやると言いながら、現在、福祉会がやるようなことになったんですね。その経緯をまずお伺いしたいと思います。町長は町でやるんだというふうに言っていた中で、そのように話が変わってきているというのは、その経緯をまず。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　介護老人施設憩いの森の屋根の塗装についての経緯ということでございますが、この屋根の塗装につきましては、一昨年あたりから話があったようでございます。その後、町とにしあいつ福祉会とこういろいろ協議をしてきたところではありますが、特に昨年、協議をしたところではありますが、基本的に老健についてのこの運営なり、今後の考え方について、町と福祉会と、それから所長であります診療所のお医者さんも含めて、3者で一昨年からいろいろな協議を進めてまいりました。当然、その設置者としての町の立場、それから指定管理者としてのにしあいつ福祉会の立場、それから入院施設のない西会

津町において、医師が考える老健の役割、そういったものも含めて、何回もこういろいろな協議を重ねてきたところであります。その中で、その修繕の話も当然出てまいりまして、今ほど申しましたように、基本的には町の施設ではありますけれども、その町の施設を使ってにしあい福祉会が運営をしていると、そこに繰越金等が当然出てきます。そういったものにつきまして、じゃあこの繰越金の使途もどうするんだというような話し合いもしながら、それについては、当然これから老健を運営していく上で必要な経費、流行り病なんか出た場合ですと、休所になったりすると収入が入ってこないとかということもありますので、そういう緊急的な運営経費や、そういったものでどのくらい必要で、あと備えとしてどのくらい必要でというようなことも含めてやりまして、それで、その備えとして必要なく運用できるもの、そういったものをじゃあ今後どうするんだというような話し合いもさせていただきました。

それで、その話し合いの結果、今回の、これから老人保健施設、だいぶ老朽化しておりますので、これからも屋根の塗装ばかりでなく、いろいろな修繕、エアコンの交換ですとか、パネルヒーターの交換ですとか、いろいろこう出てまいります。そういった年次計画も踏まえて、今後どうしていくんだというような話し合いをした結果、今回につきましては、その屋根の塗装につきましては、今回、にしあい福祉会のほうで実施するというような話し合いを行ったところでございます。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 協議ということで、そういういろいろ話をされるわけですがけれども、指定を受ける側と、指定をする側と、協議と言いながらも、どうしても私はその上下関係というか、出てくるのではないかと思うんです。そうすれば、町側から言われれば、やはり半分以上いやいやながらもやるしかない、そういう状況に私はあると思います。

そして、今のお金が余っている、剰余金というか、の話になりました。それで、これは平成 20 年の 12 月、伊藤町長が議員でおられたころの、伊藤町長の質問の中の答弁があるんですが、これは伊藤町長があつた当時、石油、ガソリン関係、燃料費が高騰したと、それに対する補てんはないのかというような質問をされているんです。そのときに、答弁そのものものは、それは補てんはするということになっているんですが、それらについて当時の経済振興課長が答えておりますので、これをちょっと読ませていただきます。

契約する場合に、一定の収入、支出を持って契約するわけですが、単純に使用料が予定より入らなかったとか、減収になったというものについては、あくまでも指定管理者の責任であるということで、仮に利用料が減少になっても、その 3 年間の契約の間は補てんはしないと、その分についてはね。逆に指定管理者が経営努力をして、予定以上の収入があった場合は、当然それは指定管理者の企業努力であるので、それは指定管理者の収入とするということになります。ということなんです。

ですから、金が余ったって余らなかったって、こっちが、町側というか、第 3 者がお金についてどうのこうの言うことではないと思うんです。人の財布の中にお金があるから、ちょっと俺のを立て替えてくれないとか、買ってくれないとか、そういうふうな感じにしか私は取れないんですね。だから町でだって財政調整基金を貯めていて、これをまた仮に第 3 者から、そんなに貯まっているんなら何かに使ったらみたいなことを言われ

たらどうしますか、そういうことと俺は同じじゃないかと思います。

だからそこまで、ましてこれ先ほど言ったみたいに、10万前後とか、せいぜい100万以下とか、何かでちょっと出してくれないとか何かというならわかります。これ大変なんですよ、高額なんですよ。だから本当に、そして今課長が言われた福祉会のこれからの維持管理、いろいろ私も思うには、職員の待遇改善なり、あとさゆりの園も持っていますよね、特別養護老人ホーム、その維持管理費だって大変だと思うんですよ。だから、町の施設は町でちゃんと直してやる。これが最大の原則というか、それはやるべきことではないかと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

介護老人保健施設の指定管理に関しまして、委託料は年度協定で結んでおりますが、年度協定の中で、委託料については、老人保健施設の管理及び運営業務に係る経費については、利用料及び介護報酬を乙の、乙ですので、にしあいつ福祉会の収入として運営に充てるため、甲、町は委託料を支払わないというふうに規定をしております。ですので、基本的には、その利用料、それから介護報酬の中で、介護老人保健施設については運営をしていただくということでございます。それでその介護報酬の中に、言いましたように、施設の維持管理経費についても含まれているということでもありますので、その維持管理のための経費については、繰越金なりの充当も当然必要になってくるのかなど。

それと、あとその福祉会、社会福祉法人につきましては、その繰越金、剰余金につきましては、社会福祉事業ですとか、そういったものに充当をする、それしか充当できないというふうになっております。施設の増設ですとか、改修、あるいは人件費等に充てることしかできないということになっておりますので、その現在使えるものについては、そういった協議のもとで、当然やっていただいて、今後、そのことができないような状態になれば、当然、町が施設管理、先ほど言いましたように年度計画に基づいて町が修繕等も実施していくというようなことで考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 じゃあ、協議によって施設を直す、一般常識として、どのくらいまでの金額というか、その辺はお考えですか。というのは、委託料に、維持管理費も算入されているんだということでもありますけれども、だからどの程度までできるくらいの委託費。でも今の課長の説明だと、本当に日常的に使う電気、水道とかであって、本当に本体の大金のかかるものまで、はたしそれが入っているなら別ですよ、積み立てと同じく、これいずれ10年後に塗装をするから、その分、毎年10万ずつ積むとか、50万ずつ積んであるよというなら別ですけども、そうではなくて、ただ、企業努力、その自助努力で剰余金が出た中から、持っているから出してくれという話は、これはちょっと誰が考えたっておかしいでしょう。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、どのくらいの金額という部分では、今後その介護老人保健施設が運営していく中で、今は繰越金がありますけれども、当然このあといろんなことがあって繰越金がなくなるという状況も考えられます。そういっ



た場合は、当然、町が負担していくのは当然のことだと考えております。

それから、基本的な考えでございますが、介護老人保健施設につきましては、指定管理者になる前は、町の特別会計の中で運営をしてまいりました。人件費、施設修繕費等についても、特別会計の中で介護報酬と利用者の報酬を含めて、特別会計の収入という形でやっています、それで、その修繕費、その当ても屋根の修繕ありました。そういったときにつきましては、その屋根の修繕、それから施設の償還金についても、その介護報酬、あるいは利用者の利用料、その中から基本的にはすべて支払ってまいりました。町の一般会計からは基本的には入れなくて、その建物の修繕についても、その特別会計の中でまかなってきたという経緯がありますので、基本的にはそれと同じ考え方でやっていただくということでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 どうもそれは納得いかないですね。だって指定管理者という別の会社ですよ。町が直営でやっているならいいですけども、ただ、会計の分だけその事業費の中でまかなうというならいいですよ、そうではなくて、その人たちが本当に努力をして、利益を出して、まして今までのそういう介護関係の仕事というのは大変で、本当にその割には給料が安いというようなことの問題もいろいろある中で、皆さんが努力して今日を築いてきたんでしょ。それを、あるからどうだとか、これはもう一度よく考えていただきたいですね。納得はいきません。

それで、今、老人保健施設だけの話ですけども、いろんなので、今度は職員の例えば待遇改善、あるいは特別養護老人ホームの修繕も同じようなあれで、町は、もし福祉会がお金なくなったときやってくれるんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 修繕の管理に関する考え方ではありますが、さゆりの園のお話を出されましたが、さゆりの園と介護老人保健施設の会計はまったく別の会計でございます。でありまして、さゆりの園の剰余金を憩いの森で使うこともできませんし、憩いの森の剰余金をさゆりの園で使うこともできません。それは会計上きちっとそうっておりますし、その剰余金については、先ほども言いましたように、社会福祉法人でありますので、社会福祉事業ですとか、そういった公益事業、そういったものにしか使えないということになっております。

何回も同じことになりますが、町の施設ではあります、その町の施設を利用して介護サービスを実施していただいて、剰余金という形で繰越金があるわけです。それにつきましては、国が定める介護人の人件費も支払い、決まった職員定数とかそういったものも当然国が定められたものをして、支払って、それでなおかつ残っているものについては、基本的にはその修繕なり、その事業の維持管理する、継続していくために使うというのが当然だと思います。ですので、その分については修繕費に使っても当然であるという考えで、今回そういうことでさせていただきました。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 だからそれと、先ほども言いました指定管理者が経営努力で収入があった場合は、それは指定管理者の収入だということとの整合性は取れますか、その中で自由にな

らないとなれば。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

指定管理者の中でも、今回二つだけということでは言わせていただいておりますが、そのグループホームと介護老人保健施設の二つの施設についてのみこういったやり方をさせていただいております。これにつきましては、先ほど言いましたように、その介護報酬の中で修繕費なり、そういったものも含まれているという考え方でありますので、二つの施設のみについてだけそういう考え方でやらせていただいております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今の二つの施設だけだということでもありますので、私は指定管理者との中で、利益のあったところのね、先ほど振興公社よりっせ等の話もありましたけれども、そういうところまでの利益のあったから出すべというように、これはもう際限なく広がるんではないかというような心配はしたんですね。それはないということで大丈夫ですね。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 指定管理の関係の基本的な考え方につきまして、先ほど私のほうから説明させていただきましたので、若干補足をさせていただきたいと思っております。指定管理の方法につきましては、今、健康福祉課長のほうからもお話ありましたように、通常は、いわゆる利用料が入ってくる、それから維持管理経費が歳出のほうであると、それで入ってくる部分が少ない、それで出て行くのが多いという場合については、町が委託料を払って指定管理をお願いしていると、それが現在の指定管理をやっている14の施設のうちの12の施設がそういった形になっております。

それで、そのほかの、今ほど申し上げました介護老人保健施設、それから高齢者グループホーム、この二つにつきましては、利用者の利用料とそれから介護報酬、この二つでもって収入が十分に入ってくる。それから、支出としてもそれでまかなっていける。収支をいたしますと、最終的には繰越金が生じてまいります。議員がおただしのよう、そこで働いている人たちの経営努力といったところも確かに充分ございます。そのほかに、やはり制度的に繰越金が生じるような状況もございます。そういった毎年繰越金が生じておりました。それが何千万という金額になっておりましたので、今回、介護老人保健施設につきましては、その何千万かの繰越金に対して、いわゆる流行り病だとか、緊急に支出が必要な経費を差し引いて、あるいは通常の管理部分で必要な部分は除いて、そのさらに差額があるわけです。それを年次計画の、いわゆる10万円以上の修繕、あるいは大きな改修には、それを計画的に使っていきましょうというふうに、福社会と町とで話し合いをさせていただきました。それが年次計画でやっていって、その繰越金がなくなってしまうというときには、それはもちろん町が大規模修繕等については支出をしていくということで、今後はそういうことで繰越金が無くなった場合については、そういう形でやっていきましょうよということで、福社会と町のほうで話し合いをさせていただいて、両者それで納得をしたというふうに、われわれは理解しているところであります。

そういうことでもありますので、基本的には町が、一般的な指定管理については、一般的には町がその修繕料を持っていきますけれども、こと介護老人保健施設とグループホーム

の二つについては、そういった介護報酬、利用料が入ってくると、それで今のところまかなって繰越金が生じているということでもありますので、その繰越金をきちんと活用した中で、それが最終的になくなった場合は、町が大規模修繕等についてはきちんと責任を持ってやりますよということでもありますので、その点については十分ご理解をいただきたいと思いをします。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 まだまだ私も勉強不足もあったかもしれませんが、今後にもまだ課題を残して、やっていきたいというふうに思います。

次に移ります。リサイクルのほうで2つほど質問をしたいと思いをします。ケーブルテレビで広報していただいて、やはり皆さんが、こんなふうにご利用されているんだとか、何かということがわかれば、より一層、やった甲斐があったなということにつながると思っています。

あと、これらさらに推進をしていくための課題として、昨日もちょっと話が出ましたけれども、ある程度、努力して分別してくださる人はいいいんですが、やっぱり煩わしくなる、年配の方とか、いろんなこともこれからの一つの課題かなというふうには思いますが、それに対する何か、今後はこういう方法も取り入れるというか、考えていくということがありましたら。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ごみの分別につきましては、きちんとやればやるだけ町にとってごみも減る、かつ昨日もお話しましたが、資源ごみについては町の収入になるということでありまして、町民の方には、なかなか洗ったり、きれいに拭いたりということで、ご不便はおかけしますけれども、特に今ほどお話ありました高齢者の方は、なかなかそこまでできないという方もおられると思います。ただ、今、日本の世の中がそういった流れで動いてございますので、そこら辺、やっぱり町にとって分別をすれば、これだけメリットもありということで、そこら辺を広報活動しながら、ご理解をいただいていくような取り組みをしていきたいと、そう考えてございます。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 今、その資源ごみも販売というか、それがお金になるというようなことありまして、これらを町の広報誌とか何かで、今月このくらいとか、グラフみたいな形で表示をすれば、またこんなに、皆さん普段は知らない部分が、こんなにお金が入っているんだとか、努力の甲斐があるなというようなことにもつながるのかなと思いをしますので、そんなことも、もしできたらやっていただきたいと思いをしますが。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず町の収入になる金額、それは年度ごとに出ます。それから量、搬出量についても出ますので、そこら辺、広報なりケーブルテレビなりで皆さんにお知らせして、今年度は昨年度よりもこれだけ量が増えました。で、収入も増えましたというようなPRは当然できると思いをしますので、今後検討させていただきたいと思いをします。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど、桐ゲタマラソンの取りやめとなったのはわかりました。やはりいろんなイベントで誘客というか、お客さんに来てもらうということは、やはり特徴的なというか、珍しいとか、そういういろんな要素があってはじめて、皆さん楽しみにしていただけるんじゃないかなと思います。この前、在京西会津のときに、私たまたま同級生と会いまして、彼が新聞か雑誌かの何か仕事をやっています、それらの経験の中で、やはりそういうのをうまく使う方法でやってはどうかと、というのは、一つの話題をつくるというか、やってはどうかというようなことを彼は言っていました。

私なりに思ったのは、イベントの中に、よそでもやったりするんですけれども、ギネスに挑戦みたいなことで、あれもそんなに大それたことではなくても、ギネスブックに載るようなことがありますよね。だからそんなのも研究していただいて、こんなことで世界一だとか、こんなことをやったとかというようなことも一つの話題提供で、皆さんが関心を持ってくれるのかななんて思ったりしましたので、そんなのも研究方、お願いをしたいと思いますが、いかがですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

ふるさとまつり、雪国まつりにつきましては、イベント等の内容につきまして、先ほども申しあげましたように、開催前には企画委員会というものを設けまして、それぞれの所属団体の方々とか、若者の団体とか婦人団体とか、そういった方々から出ていただきまして、前年のイベントなどを振り返りながら、また今年のふるさとまつりとか、雪国まつりはどういったイベントをやったらいいとか、そういったことを企画しながら、3回か4回ほど開いて、新たなイベントを考えているような状況であります。

今年もこれから、そういった企画委員会を開く予定でありますので、今、議員ご提案の内容等も踏まえまして、またこう多くの方々に参加、来場いただけるような、そういったイベント内容を考えていきたいなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

皆さんに申し上げます。この後、各常任委員会を開催し、請願・陳情等の審査を行って下さい。委員会会場を申し上げます。

総務常任委員会、議員控室、第一会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

本日はこれで散会いたします。(11時58分)

平成26年第3回西会津町議会定例会会議録

平成26年6月11日（水）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	農林振興課長	佐藤美恵子
総務課長	伊藤要一郎	建設水道課長	酒井誠明
企画情報課長	杉原徳夫	会計管理者兼出納室長	会田秋広
町民税務課長	新田新也	教育委員長	田崎敬修
健康福祉課長	渡部英樹	教 育 長	新井田大
商工観光課長	大竹享	教 育 課 長	成田信幸

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第3回議会定例会議事日程（第6号）

平成26年6月11日 午前10時開議

開 議

- |      |       |                           |
|------|-------|---------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町空き家等の適正管理に関する条例       |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町快適環境づくり条例             |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町税条例等の一部を改正する条例        |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例   |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第3次）   |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成26年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次） |

散 会

（議会活性化特別委員会）

（議会運営委員会）

（議員互助会世話人会）

○議長 おはようございます。

平成26年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号、西会津町空き家等の適正管理に関する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第1号、西会津町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、管理不全により町民の生命や身体、財産に危険を及ぼす可能性のある空き家等に対処するため、対策や手続き等を体系化し、倒壊等の事故や犯罪、火災等を未然に防止することにより、安全で安心なまちづくりを推進することを目的に制定するものであります。なお、全員協議会でご説明申し上げましたとおり、本条例の制定にあたりましては、まちづくり基本条例第3条の規定によりまして、意見公募や説明会の開催など、町民等の意見を踏まえ策定したところであります。

それでは議案書をご覧ください。

まず第1条は、目的であります。ただいま申し上げました内容を目的としております。

第2条は定義でありまして、空き家等、危険な状態、所有者等のこの条例において使用する用語の意義を定めるものであります。空き家等の定義につきましては、建物や工作物のほかに、敷地や農林業用地を除く空き地についても対象といたしました。また、危険な状態の定義につきましては単に倒壊等により、人の生命、身体、財産に害を及ぼすおそれがある状態だけでなく、ネズミ族や昆虫等が繁殖し周囲の生活環境に害を及ぼすおそれがある状態も対象といたしました。

第3条は民事による解決との関係であります。個人や法人が所有する空き家等は、当然、その所有者等が管理義務を負わなければならないことから、問題が発生した場合は、当事者間における問題解決を基本とする旨を規定しております。

第4条は所有者等の責務でありまして、空き家等が危険な状態にならないように、所有者等が自らの責任において管理しなければならない旨を規定しております。

第5条は情報提供でありまして、何人も町に対して空き家等の危険な状態に関する情報を提供できる旨を規定しております。

第6条は実態調査でありまして、町は必要に応じ、空き家等の有無や危険な状態の程度を調査することができる旨を規定しております。

第7条は立入調査でありまして、前条の実態調査だけでは危険な状態か否かの判断が困難な場合、立入調査できる旨を規定しております。

第8条は助言または指導でありまして、町は空き家等が現に危険な状態にある場合、または危険な状態になるおそれがある場合は、所有者等に対し、必要な措置について助言や指導することができる旨を規定しております。

第9条は勧告でありまして、前条の助言または指導に従わない場合や緊急度が高い場合

には、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる旨を規定しております。

第10条は緊急安全措置でありまして、危険な状態が切迫しているなど、緊急に応急措置を講じなければならない空き家等について、町が必要最低限の措置をとることができる旨を規定しております。なお、緊急安全措置に要した費用は、町から所有者等に請求いたします。

第11条は助成でありまして、第8条の助言もしくは指導、または第9条の勧告に従って措置を講ずる者に対し、助成することができる旨を規定しております。なお、補助の要件や内容等については、条例施行規則で規定いたします。

第12条は公表でありまして、空き家等の所有者等が第9条の勧告に基づく措置を期限まで講じないときは、氏名等を公表することができる旨を規定しております。

第13条は命令でありまして、空き家等の所有者等が第9条の勧告に基づく措置を期限まで講じないときは、必要な措置を講ずるよう命令することができる旨を規定しております。

第14条は代執行でありまして、空き家等の危険な状態を回避するための最終手段として、行政代執行法の定めるところにより、代執行を行うことができる旨を規定しております。

第15条は関係機関との連携でありまして、必要に応じて警察や消防等の関係機関と連携を図り、必要な措置について協議できる旨を規定しております。

第16条は規則への委任でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定しております。

次に附則であります。施行期日でありまして、この条例の町民等への周知期間を踏まえ、本年10月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　まず最初に、全員協議会で説明を受けましたが、規則の抜粋も提示されました。常に私、お話ししていたわけですが、規則も条例と同じように提示してもらえれば、議論がしやすいということ言ってきました。早速、規則の重要な部分を提示していただきましたので、これからもそのようにやっていただければと思います。

この空き家に関しては何回か一般質問等されております。その説明の中で、住宅の空き家は把握しているが、その他、土蔵だとか、作業小屋だとか、それはその時点では把握していないというような答弁だったと思っておりますが、今回、この条例をつくるにあたっては、そういう建物まで実態を把握していると思っておりますが、実際、空き家の状態に今、まちうちではどの程度あるのか、把握しておると思っておりますので、それを知らせていただきたいと。

それから、実際、今までに隣のとか、いろんな空き家で迷惑を被っているとか、被害を受けたとかというような相談があったのかないのか。

それと、いわゆる周知をこれからしていくということですが、決して町民の皆さんがこの件に関して関心が高いとは言えないのではないのかなと、説明会の参加人数なんかから推し量ればそういう気もしますので、やはり周知徹底には最新の心構えでやるべきだと思います。



いますが、どのような方法で周知徹底をされるのか。

それから、いわゆる空き家を処理するという場合には、これは産廃になるのか、それとも産業廃棄物なのか、どこでというふうに家の屋材の処理はなされるのかと、その場合、どの程度のお金が必要とするのか、あるいは材木を、ただ処分するだけではなくて、今、チップ等にして活かしている例もあるみたいですから、そこら辺のお考えもお聞かせいただきたいと思います。

それから、やっかいなのは私は相続放棄された家屋であろうと、町内にも何件か関係者が相続放棄をしてしまったと、人たちもおられるとも聞いておりますので、この相続放棄者の対応はどんなふうになるのかということと、そういう人のために財産管理人という制度があるわけです、制度といいますか、あるわけですが、この財産管理人という人は、どのような資格があってやって、この財産管理人にお願いをすればどの程度の費用が要するのか、そこら辺も把握しておるならばお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず第1点目のご質問であります、住宅の空き家は一般質問等で約200件ほどというお答えをしてございました。住宅以外の土蔵でありますとか、付属屋でありますとか、その空き家の件数は、申し訳ございませんが把握してございません。ただし、この条例がご議決いただければ、町として自治区長さんを通しての調査、それから現地調査ということで、きちんとした住宅、その他付属屋等の実態調査をして把握する考えでございます。

それから第2点目のご質問であります、危険な空き家等で実際に相談があったのかというご質問でございますが、実際、昨年度、2件ほど、隣の空き家がかかなり崩れそうで危険な状態だというような相談を受けまして、1件については、どちらも最終的には所有者の方、1人の方は首都圏に住んでいらっしゃる方ですけれども、連絡をし、現地に来ていただき、その上で町としての、こういう状態なので通行人にも危ない、隣の家にも危険を及ぼす危険性がありますので、解体撤去をお願いしたいというお話をしまして、1件はきれいに片づけました。それについては、町としてできる限りのご協力をするということで、その方、こちらに住んでいないものですから、解体業者わからないということで、町内の解体業者、何社かご紹介をして、その中でご本人がこの業者でということで、そこまで町はご協力はしたということであります。もう1件についても、最終的には解体をして、倒壊等により人に危害を及ぼすとか、道路っばたにあったものですから、そういうことはなくなったということでございます。

それから、この条例ができましたあとの周知徹底ということでありますけれども、町としましては、この条例、ご議決いただきましたら、この条例の中身だけでは町民の方は分かりづらいと思いますので、それぞれ全員協議会でご説明しました逐条解説的なもので、わかりやすい、町民の方にもわかりやすい形でお知らせをしたいと考えてございます。なお、これにつきましては、町民だけではなくて、空き家等の所有者、町外の方にもお知らせをしていく考えでございます。

それから、取り壊した、解体撤去した廃材であります、これについては産業廃棄物になります。ですから、解体業者はそれなりの資格、それから産業廃棄物の運搬までの資格

は当然必要でございます。なお、町内、全員協議会でご説明いたしました補助の要件の中で、町内の解体業者が行う解体撤去にかかる費用ということでございまして、町内には13社、解体撤去の資格といたしますか、できる業者がございまして、そのあとの廃材の利用をということになりますと、そういうところもあるかとは思いますが、この条例の解体撤去の部分では、そこまではちょっと考えてございません。

それから、最後に相続放棄者の対応ということでございまして、これにつきましても、全員協議会でお答えしましたとおり、相続放棄をしても、損害賠償の責任は負うということに民法上なっておりますので、そこらを相続放棄された方には、町のほうからきちんとご説明をして、きちんとした管理は相続放棄をしても必要ですよというようなことは、町のほうからご説明をしたいと考えてございます。

なお、相続財産管理人でございまして、現在1件、町内でそういったケースが、相続放棄の関係でケースがございまして、1件、依頼をして、その方に相続財産管理人になっていただきまして、相続放棄された土地だけありますけれども、その処分を現在作業中でございます。費用でございまして、かかる費用とすれば、例えば登記所、法務局ですか、行きまして、例えば抵当権入っている土地であれば、それを抹消しないと、今度売れないわけですから、そういった手続きの手間ですとか、そういった費用はかかります。なお、基本的には、その財産が、その相続放棄された財産が処分されて、お金になったとき、その方に、相続財産管理人に費用として行くわけでございます。ただ、売れなければ、無報酬になるわけでありまして、それは町も関係ございましたので、いくらかの費用については、町から謝礼という形で、現在その方にはお支払いしてございます。ですから、売れないような財産が相続放棄された場合に、相続財産管理人を立てて、その財産を処分するというのは、どこの町村も今課題になってございまして、なかなか売れない財産については、相続財産管理人を立てて処分までにはいっていないような状況であります。

以上です。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この人の権利ということですから、昔のように家督相続だと問題ないわけですが、相続放棄しても、放棄した人が亡くなっても、その子どもにこれがまた行くということになるわけですから、昔のようなことにはならないでしょうが、やはり、こんなことがあるから今、原発絡みの土地で非常に問題になっているわけで、それはさておきまして、そういう相続放棄をしたいという人たちに、こういう実態をきちっと何らかの形で知らせる方法とか、あるいは寄附行為を、売れないような土地もらってもしようがないとなるかもしれませんが、土地の処理としては、やはり寄附をしていただいて、例えば集落に寄附したとなれば、集落で地縁団体を設立すれば問題が生じないわけですから、そういうところまで配慮といたしますか、すべきではないのかなど。そうすると、この相続放棄された土地は、財産管理人じゃなければ、その処理の仕事ができないのか。

それと、いわゆる代執行であります。やはりこれは条例に入れるべきだと、これは町の強い決意です。これがあるとないとでは、最終的には代執行で処分されて、その費用はされた人が払わなければならないわけですから、これはそういう町の意志の表示でありますからいいなど。ただ、やっぱり代執行を設けても、現に代執行までいかないように、最大

の努力を町としてはしていかなければならないだろうと、安易に、簡単に代執行があるからというようなことではなくて、本当に努力に努力を重ねて、最終的に代執行ということになるならば、それは町民の皆さんも理解をしていただけるのではないかなと思っていますが、その代執行に関しての見解をお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 今、議員がお話されたとおり、町としましても代執行は本当の最後の最後の手段ということで、それをやらないと、町民の方の生命、身体、財産が守れないという場合には、最後の手段として代執行をしますと、ただ、それに行く前は、当然、この条例にもございますとおり、助言、指導、勧告、命令、さまざまな方法がございますので、それに行かないように、町としてもその所有者等とは交渉を進めながらやっていく考えでございます。

あと相続放棄の部分でございますけれども、相続放棄はされても、固定資産税はかかっているわけです。相続放棄者、権利のある例えば5人、7人、権利のある方がいれば、その方には納税の通知を差し上げています。当然その危険な空き家の所有者が相続放棄された場合でありましたら、この条例によって相続放棄をされても管理義務はありますので、きちんとした管理をしてくださいというような通知は、当然この条例ができましたら、相続放棄された方に、それぞれお出しして、きちんとした管理をお願いすると、そういったことでやっていく考えでございます。

○議長 財産の寄附の方法はいいんですか、寄附する場合とかという質問あったけど。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 解体撤去したあとの土地であります、実は先ほど申し上げた、昨年度1件取り壊しがありまして、その方はもう土地もいらないと、その土地には固定資産税がかかっているわけです。その方の希望とすれば、自治区に寄附をしたいと、そこらは町は関与できませんので、その方と自治区のお話し合いで、寄附をされれば、その自治区ではそれを寄附してもらって、例えば雪捨て場に使ったり、そういった使い道があるのであれば、それも可能ではないかというようなお話はしてございますが、先ほど議員申されたとおり、地縁団体にないと登記がかけられないということで、そこらの問題はある思います。ただ、町として、例えばその方の財産、空き家でありますとか、底地の宅地でありますとか、町に寄附するからということで、町が受けるということは、町としてはできないと考えてございます。寄附を受けることはできないと考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私は積極的に町だって、その寄附してもらってもいいなと思っています。できないという理由はなんなのか。

それと、地縁団体に関しては、やはりそういう知識が皆さんお持ちであるならばいいでしょうが、なかなかこの制度もそんなに理解をされていませんで、こんなの自治区に寄附してもらっても困るとなれば、こういう地縁団体の方法がありますよということならば、ああそうならば寄附してもらって、地縁団体で管理していったほうがいいなというふうに私はなと思っていますが、そこら辺、やはり丁寧に説明すべきであろうと、指導、助言、相談にあずかるべきだと思います。

それと、いわゆる相続放棄された土地の管理、相続されない、放棄しなくても、相続人がたくさんいて、まだその手続きが終わらないというときには、町民税務課では財産管理人を決めるわけですが、その場合は、町内におられればいいでしょうが、関係者が全員地元にはいないなんていう場合の管理人はどのようにしていますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まず納税管理人ですか、相続者が町内にいなくて、全部他町村にいるような場合の連絡、連絡といたしますか、誰を立てるのかというお話でございますが、お葬式、西会津町でやる場合は、その喪主の方に、まずご連絡を申し上げて、兄弟、何人かいれば、その中の1人の方を納税管理人として届出をしていただきたいというようなことで、今事務は取ってございます。

それから、例えば空き家条例に則して解体撤去をした場合、その底地の部分、宅地の部分でございますけれども、そこら辺は町として、その助言指導の中で、こうなればこうなりますよというようなところまで、町としてご相談にのって、相談いただければというよりも、町としてこうなりますよという部分はきちんとご説明はしながら、解体撤去までやっていただくというようなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1点だけお尋ねしますが、全員協議会の中でもお尋ねしました、これは空き家等の適正管理に関する条例でありますけれども、実際、空き家じゃなくても、大変危険な状況の家屋があると、その中で、それにはしっかり対応するというようなご説明でありましたが、実際にこの条例の、いわゆる7条、8条、9条、10条、本当に危機に対処しなければ危険な状態にある家屋が現存します。実際そういうのの対処は、この条例で対応するような形になるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

この条例につきましては、空き家等の適正管理に関する条例ということで制定、今、上程しているわけでございますけれども、人が実際に住んでいる空き家について、失礼しました。人が住んでいる家屋が危険家屋であると、そういった場合には、この条例の適用はできないと思います。ただ、本当に人の生命、身体、財産に危険を及ぼす可能性が高いということでありましたら、この条例とはほかの方法で、町として対処していくというように考えてございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 具体的に対処できるような条例とか何かが、現在あるのでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 条例にはございませんが、法律がございますので、その範囲の中で対処をしていくということでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 その緊急安全措置に関しては、本当に、あまり役場にはそういう話があがってこないということではありますが、やっぱり近隣、近所では脅威に感じている話も、私も聞

きます。実際に冬場、屋根、軒先等が崩れて、町道に倒れてきているようなものも見ておりますので、その辺はしっかり調査して、現在、対応できるものがあるのであれば、この条例ができなくても対応できるわけですから、しっかりと対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まさしく町としましては、この条例制定うんぬんもありますが、基本的には町民の生命、財産、身体、それをきちんと守る、安全安心を確保するというのが基本だと考えてございますので、今、議員がおっしゃられたケースについても、きちんと対応してまいる考えでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 今、空き家が倒壊しそうだから壊してくれということで壊した場合、本人が。今度は更地にした場合に、固定資産税は上がりますよね、そういう場合に、町として何か助成措置みたいなものはあるのでしょうか。

もう一つは、この自治区、町内会なんかに寄附します、私、これいらぬからと言った場合に、自治区に登記とか、そういう費用はどうなんでしょうか。くれると言ったって、ただではできないんだし、登記するにもその費用がかかると思うんですけども、どうなりますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず固定資産税であります、宅地の場合は、住宅が建っていると宅地の評価額の軽減措置がございます。それが更地になってしまえば、固定資産税、土地の固定資産税は上がるということでございまして、それに対する軽減措置は現在考えてございません。

それから、仮に更地にして、自治区に寄附をされるという場合、当然、登記が必要だと思いますが、登記費用につきましては、それは当事者、自治区とその所有者、土地の所有者のお話し合いで、どちらが出すかという話し合いの上で決めていただくというようになります。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 この空き家適正管理条例というのは、会津管内においては、相当数の市町村が制定されているのかどうか。

あともう一つは、この空き家の適正管理に関する条例と、このあとの条例もそうなんです、これこの条例が制定されますと、町民税務課が事務事業を担当すると思うんですが、今の町民税務課の、課の職員数で十分対応できるのかどうか、二つお尋ねしたいと思えます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず会津管内の空き家条例の制定状況でございますが、現在まで南会津町と会津美里町、二つの町が制定してございます。ですから、本町は3番目と、通れば3番目ということでございまして、あと全国的にも、昨年10月現在で、全国で270、80の自治体しか制定し

てございません。

それから2点目の職員体制の話でございますが、当然、業務的には増えると思うんですけども、実際そのどのくらいの数か、そういった指導、助言をしなければいけないのかという部分がまだ不透明でございますので、とりあえず出だしの空き家の把握、それにはある程度の手間がかかると思いますけれども、それ以降の事務的な部分につきましては、まだやってみないと不透明な部分がございますので、やってみて、それからという話になると思います。

以上です。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、西会津町空き家等の適正管理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町空き家等の適正管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町快適環境づくり条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　議案第2号、西会津町快適環境づくり条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、空き缶等のごみの散乱などを防止するため、対策や手続き等を体系化し、町民の快適な生活環境を確保することを目的に制定するものであります。なお、全員協議会でご説明申し上げましたとおり、本条例の制定にあたりましては、まちづくり基本条例第3条の規定によりまして、意見公募や説明会の開催など、町民等の意見を踏まえ策定したところであります。

それでは議案書をご覧ください。

まず第1条は、目的であります。ただいま申し上げました内容を目的としております。

第2条は定義でありまして、空き缶等、ポイ捨て、町民等、事業者のこの条例において使用する用語の意義を定めるものであります。なお、空き缶等の定義は、飲食料品の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずなどの捨てられ、または放置されることにより美観を損ねるものとししました。また、町内に居住する者だけでなく、通勤・通学者や旅行者も町民等としてこの条例の対象といたしました。

第3条は町の責務を定めたもので、環境美化に必要な施策に努めなければならない旨を規定しております。

第4条は町民等の責務を定めたもので、空き缶等の処理や飼い犬のふん等の処理、町の施策への協力などに努めなければならない旨を規定しております。

第5条は事業者の責務を定めたもので、空き缶等を散乱させない措置や消費者に対するポイ捨て防止の啓発などに努めなければならない旨を規定しております。

第6条は重点区域の指定を定めたもので、町は、空き缶等の散乱などを特に防止する必要がある区域を重点区域に指定できる旨を規定しております。

第7条は施策の重点実施を定めたもので、町は、前条の重点区域における空き缶等の散乱防止などの施策を重点的に実施する旨を規定しております。

第8条はポイ捨て及び犬のふんの放置の禁止を定めたもので、何人も公共の場所等においてはポイ捨てや犬のふんの放置をしてはならない旨を規定しております。

第9条は飲食料品の容器及び宣伝物の散乱防止を定めたもので、自動販売機の販売者や宣伝物等の配布者などの責務を規定しております。

第10条は助言または指導を定めたもので、ポイ捨てによる空き缶等の散乱防止や犬のふんの放置防止などに必要と認めるときは、関係者に対し、助言や指導を行うことができる旨を規定しております。

第11条は勧告でありまして、第9条の規定に違反して空き缶等の回収容器を設置しなかった者などに対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告できる旨を規定しております。

第12条は命令を定めたもので、第8条の規定に違反してポイ捨て等をした者や前条の勧告に従わなかった者に対し、必要な措置を講ずるよう命令できる旨を規定しております。

第13条は立入調査等を定めたもので、第9条第1項の規定に違反して自動販売機の空き缶等の回収容器の設置などをしていない場所に立入調査できる旨を規定しております。

第14条は職員による助言、指導、勧告、命令、質問を定めたもので、町長は指定する職員に各条の規定による助言、指導、勧告等を行わせることができる旨を規定しております。

第15条は身分証明書の携帯等を定めたもので、第13条の規定により立入調査を行う職員や前条の規定により助言、指導、勧告等を行う職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、提示しなければならない旨を規定しております。

第16条は罰則を定めたもので、各条の規定に違反し、命令に従わなかった者や立入調査や報告の求めを正当な理由なく拒むなどした者に対し、3万円以下もしくは2万円以下の過料を科す旨を規定しております。

第17条は両罰規定を定めたもので、法人の従業者等が前条の違反行為をした場合には、その法人等に対しても同様の過料を科す旨を規定しております。

第18条は規則への委任でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定しております。

次に附則であります。施行期日でありまして、町民等への周知期間を踏まえ、本年10月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 今ほど、1号議案の中で14番議員が条例の規則について話しましたが、1号議案は規則載っていたんですが、この2号議案に関しては規則が載っていないので、これなぜ載っていなかったのか。中身はわかりませんから、ちょっとお尋ねしますけれども、いわゆる今回、過料を課すというような罰則規定がある、大変厳しい条例であります。これ実効性のあるものにするには、誰がどのような形でこの過料の範囲を決めるのか、本当に過料を取れるのか、大変疑問に感じるところであります、その点をお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

快適環境づくりの条例施行規則、今回お示ししなかったのはなぜかというおただしであります、規則案については、もうすでにできてございます。規則の内容であります、空き家条例と違いまして、空き家条例の場合は、規則で補助の関係がうたわれてございませぬ。今回、快適環境づくりの施行規則につきましては、本当にその内容的に、例えば、勧告、命令、立ち入り調査の調査員証とか、様式を定めているものがほとんどでございまして、条例の中までの部分がないということでお示しはしませんでした。なお、あとで規則はもう原案できてございますので、お示しはできます。

それから過料の件でございますが、今回、快適環境づくり条例を制定する際に、やっぱり罰則規定は必要であるというような、庁内の会議等でそういう話になりまして、ただ、罰則規定も過料なのか、罰金なのかという部分も、どちらでも構わないわけでございませぬけれども、罰金になりますと、刑罰ということで、役場職員が取れるものではない。警察じゃないと罰金は取れませんよと、やっぱり刑の重さが罰金のほうが重いんですね。そこまではということで、過料にした経緯はございます。

ただ、過料をどう課すのかというご質問でございますけれども、例えば、道端歩いている人が缶をポイッと投げて、すぐ取れるのかという部分と、いろいろあるわけでございませぬけれども、実際に過料を、本当に度重なって指導をしたにも関わらず、そういうことを人前でやっている方がいれば、それは当然対象になると思えますけれども、主に自動販売機を設置されている方は、当然その散乱しないように、販売機の脇には回収容器の、この条例でも回収容器を設置しなければならないというふうになっておりますので、そこら辺、もし回収容器がなければ、町のほうできちんと容器を設置してくださいという助言指導をした上で、それでも従わない場合は過料もあるよと、そういったケースが、たぶん過料に該当するのかなと、なかなか難しいところではございますけれども、ただ、やっぱりこういった罰則規定がないと、なかなかせつかく条例をつくっても、なかなか効力というのはないのかなというような町の考えで、過料というか、罰則規定は設けたわけでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 東京のほうで、たばこ等の投げ捨て、ポイ捨ての禁止、いわゆる条例をつくって効果をあげているところ、私いろいろニュースなんかで聞いたことありますけれども、いわゆるこの過料を取るにあたって、じゃあこれ役場庁舎の中に、そういう組織というか、班をつくって、具体的には対応なさるようになるのか、それとも全然そういうところは検



討していないのか、その点をお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 東京あたりですと、たばこのポイ捨て、即過料というようなところもございます。ただそれは、誰が見て、誰が取るのということだと思わんですが、東京で取っているところは、監視員といますか、そういう人たちを雇って、そういった過料を課しているわけでございます。それでは、はたして西会津町でそういった方を雇って、監視員を雇って、監視をしながら過料を取るのかという部分は、なかなか町として難しいところかなと考えてございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 第6条の中の重点区域の指定であります、これ町長が重点区域を指定することができるとなっているんですが、町ではどのあたりが区域になるか予想されますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 重点区域の指定、6条に関するご質問にお答えをいたします。重点区域といますのは、場所はどこに限らず指定することはできるわけでございますけれども、やっぱり、例えば人が多く集まる場所、町外から多くの方が訪れる場所、例えばさゆり公園であったり、観光地であったり、そういったところはやっぱり、空き缶が捨てられていたり、ごみが捨てられていたりということでは、町のイメージダウンにつながりますので、そういったところも当然重点区域の指定区域にはなると思います。

あと、そのほか、例えば自治区等で、例えばよくごみが捨てられている場所といますか、当然あると思うんです。そこらについても実態がかなり、実態を判断しながら重点区域として指定する。そういったこと、ケースも考えられると思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 二つほど、役場の前にキャッシュカードありますよね、あのそばに自動販売機がありますけれども、あの回収容器を置いていないというのは、何か理由がございますか、自分で持ち帰れということでしょうか。

あともう一つは、犬のフンありますけれども、猫の場合はここには該当しないということらしいんですけれども、やっぱり芝草地区辺りでもね、猫に困っているんだと、それで何とかしてもらえないかと、区長さんもたいぶ近隣の住民の皆さんも困っておられるようなんですけれども、猫に対しての、野良猫に対してのこういう対策というのは考えておられますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず役場の自販機であります、現在設置してございません。基本的に役場職員だけではないんですけれども、役場職員は当然あそこで買って、飲めばきちんと洗って分別して出すということでありまして、ただよその人も使われるということもありますので、現在は持ち帰りが町の基本として考えてございますけれども、条例ができましたら、きちんとした形で回収容器は設置をするということでございます。

それから、猫の話でございますが、今回、飼い犬の犬のフンはきちんと飼い主等が責任を持って片すと、放置はしないというような内容でございますが、猫の場合、飼い猫なの

か、野良猫なのか、猫の散歩をしている人とは、まずいないと思うんですが、そこら辺の判断もございまして、ただ、野良猫だって明らかにわかる分については、町に言うだけであれば、それは町のほうで対応をさせていただきます。ただ一番難しいのが、野良猫なのか飼い猫なのかと、わかるかどうかだと思うんです。それがわからないままに町でその猫を処分して、あとで飼い主が現れたとかというのが非常に難しい部分でございまして、猫についての規定はございませんけれども、そういった各自治区等で、そういった野良猫に困っているということでありましたら、それは町に相談いただければ、町のほうで対処は考えますということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変、快適環境づくりの条例ですから、大変興味深い、町民の皆さんもかなり関心を持っているかと思えます。1点、2点ほどちょっとお尋ねをしたいんですけども、ごみをとにかくきれいに処理をする。そして美しい景観にしていくということが目的にもあるようでございます。このごみそのものが、生活ごみを自分の敷地内で燃やしてしまったあとの状態が生じたときの対処、これ一番大事なことだと思います。これがこの条例に当てはまるのか、当てはまらないのか。

それから、どうしてもこの条例ができたときに、町の勧告そのものが活かされずにいたときに、県の保健所などに対応するようなことはできるかどうか。

それから、このポイ捨てをやって見つけたときに、情報提供という部分がない。これらが個人情報との関係がどう絡んでくるのか、言って悪いのか、言っていいのか、そこら辺のところの町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

第1点目の自分の敷地で燃やした部分の処理、対処というご質問でございしますが、自分の敷地であっても、基本にごみは燃やしてはだめだということでございますので、燃やしてはいけないということでございます。

それから、情報提供の部分でございしますが、町のほうに、例えばこういったところで捨てられているよというような話はしていただいて結構だと思いますし、通常ですと、例えば子どもが缶をポイッと投げれば、大人は駄目だよというようなことも当然当たり前のことだと思います。

それから、保健所の話がありましたが、例えば保健所とはちょっと違うんですけれども、不法投棄とか、缶とか、そういった、例えば包装容器とかのポイ捨てとは違って、本当に古タイヤを捨てたり、例えば産業廃棄物のようなものを捨てた場合は、今度は県の管轄になりますので、そこら辺の情報提供はもちろん町のほうにいただければ、町として県に、県と連携を図りながら、そういった不法投棄については対処をしていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今も出ましたが、不法投棄、粗大ごみに関してはどのようなになっているか、この際、説明していただきたいと思えます。

あと、この条例をつくることによって、クリーン推進員とはどういう関わり合いを持つ

のか、このクリーン推進員の方々にも、それ相応のご努力をお願いしたほうが快適な環境づくりに役立つのではないかなと思いますので、クリーン推進員との関係をお尋ねしておきます。

それと、西会津では聞いておりませんが、ときどき宅地、敷地内にごみがあるから処分してくれと、これはごみではない、俺が集めて、有効資源だからなんていうケースがマスコミで報道されたりしていますが、西会津ではそういうケースはないと思いますが、そこら辺はどうつかんでおられるか。

今、猫の話も出ましたが、これもたくさん、5匹、10匹じゃない、何十匹も飼育、飼ってらっしゃる家庭があるみたいですが、それらについての苦情とか、相談とかありませんでしたか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず1点目の不法投棄についてでございますが、町としまして、不法投棄対策といたしまして、まず不法投棄監視員、県の委嘱でございますが、その方が定期的に町内を巡視をしながら不法投棄の調査をしております。それから、今年でもう5、6年になると思うんですが、緊急雇用を活用しまして、不法投棄の撤去事業、それも26年度、採択されたので、それらについても実施をしております。毎年かなりの量が不法投棄の回収ということで量的にあがっております。

それから、あとこの条例とクリーン推進員との関係ということでございますが、当然、クリーン推進員さんについては、この条例の中身については、きちんとご説明をしながら、ご協力をいただくようなことで、今月会議でございますが、その中でこの条例ご議決いただきましたら、きちんと説明をして、協力をいただくということで考えてございます。

あとごみ屋敷と申しますか、個人の所有する敷地内に、そういったごみが大量に置かれて、その周辺の住民の方に迷惑をかけているようなケースということでございますが、今ほど議員がおっしゃられたとおり、本町においては、まだそのような実態はないということではありますが、実際におきた場合は、町としては、その周辺の住民の方からのそういったお話があれば、町として何らかの対策、対策と申しますか、その所有者の方にはお話をしながら、最終的には撤去をしていただくようお願いはしていく考えでございます。

あと猫の苦情は、町には来ています。野良猫がその方の家とか、周辺の住宅に来て悪さをして、困っているというような話は来てございます。根本的な対策と申しますのは、結局、その野良猫であれば捕獲をし、対処をするしかないのかなということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、飼い猫なのか、野良猫なのかという部分もありますので、そこらをきちんとした上で対処をしないとどうなのかなということでもあります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 この条例は、町が目指している「住んでみたい、行ってみたい町へ」というようなことのまちづくりのために、ごみのないきれいな町にしようというようなことでもあります。近隣の自治体でもポイ捨て禁止条例というようなものを制定しているところもありますが、これは先ほどこの条例の中にも罰則規定がある、過料があるというようなことですが、やはり一番は、いかに守ってもらうかと、これを遵守してもらうかということ

あります。それには、やはりいかに皆さんにお伝えをして、守ってもらうというようなことだと思えます。全員協議会でも周知の方法というようなことで、お尋ねしましたけれども、看板を立てるなり、あるいはまたいろんな広報をしてもらうというようなこともありますが、例えばジュースを飲む、コーヒーを飲む、本当に町民全員が対象者かなど、そのほかまた、西会津を通行される方々なり、それぞれが対象になるわけですが、そうすると、やっぱり幅広い周知の仕方と申しますか、各家にチラシなり配って、家庭内でのそういう話もしてもらったり、あるいは学校等にも、町でこういうふうになったんだよというようなことのご指導もいただければ、子どもたちだって、かえって子どもたちのほうがよく守ってくれるのかなとは思いますが、そういう周知の仕方でも必要ではないのかなと思いますが、いかがお考えですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今、議員が申されたとおり、当然、空き家条例、この条例であります快適環境づくり条例、ともにやっぱり周知の部分は必要、重要な部分だと考えてございます。今、議員が申されたとおり、あらゆる手段、あるとは思いますが、皆さんにわかっていただくような周知方法を考えながら、今後やっていきたいと考えてございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、西会津町快適環境づくり条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町快適環境づくり条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第3号、西会津町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、本条例改正案の概要について、ご説明いたします。本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、税制抜本改革法の規定に基づいた国の平成26年度税制改正に伴う、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことから、町税条例におきましても所要の改正を行うものであります。

地方税法の主な改正内容につきましてご説明いたします。

まず、改正の1点目ではありますが、軽自動車税の標準税率の引き上げであります。本日も配りいたしました議案第3号関係資料をご覧ください。A3判の資料であります。

まず、表の左側の平成27年4月1日から変更となる税率であります。一番上の原動機付自転車の50シーシー未満から一番下の2輪の小型自動車250シーシー以上までの税率が改正案のとおり1.25倍もしくは1.5倍となります。

次に右側の二つの表については、平成28年4月1日から変更となる税率であります。上の表であります。一番上の軽自動車3輪から一番下の軽自動車4輪貨物自家用までの区分については、平成27年4月1日以降にはじめて車輛番号の指定を受けたもの、いわゆる新車登録をしたものの税率が、改正案のとおり1.25倍もしくは1.5倍となります。なお、現在所有している軽自動車につきましては、新車登録から13年を超えなければ平成28年度以降も現在と同じ税率となります。

次に下の表であります。3輪以上の軽自動車に対する重加算税の課税でありまして、車輛番号の指定を受けた日から起算して14年を経過した月の属する年度以後については、改正税率の概ね20パーセントの重加算税を課すこととなります。

次に、改正の2点目ではありますが、法人住民税の税割の引き下げであります。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の税割の税率を現行の100分の12.3を100分の9.7に引き下げるものであります。なお、引き下げ相当分は新たに創設される国税の地方法人税の税収となり、地方交付税などの財源となります。

以上が地方税法の主な改正内容の概要であります。

なお、今回の地方税法の改正によりまして、町税条例の一部を改正する条例と、昨年12月議会定例会でご議決をいただきました町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、それぞれの改正が必要となったため、第1条、第2条に分け改正条文を作成いたしました。

それでは改正条文についてご説明申し上げます。議案書と併せて条例改正案新旧対照表をご覧ください。

議案第3号、西会津町税条例等の一部を改正する条例。

まず、西会津町税条例の一部改正であります。第1条、西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項は、町民税の納税義務者等を定めておりますが、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備であります。

第33条第5項は、個人町民税の所得割の課税標準を定めており、地方税法の改正により適用条項が変更となったことにより改正するものであります。

第34条の4は、法人税割の税率を定めておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、現行100分の12.3から100分の9.7に引き下げるものであります。

第49条第2項は、法人の町民税の申告納付を定めておりますが、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことに伴う改正であります。

第52条第1項は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金を定めておりますが、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴い、改正するものであります。

第 58 条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第 60 条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告を定めておりますが、ともに地方税法の改正により適用条項が変更となったことによる改正であります。

次に第 83 条は、軽自動車税の税率を定めておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり、第 1 号の原動機付自転車、第 2 号の軽自動車及び小型特殊自動車、第 3 号の二輪の小型自動車について、それぞれ税率が改正となります。

次に附則であります。附則第 4 条の 2 は、公益法人等に係る町民税の課税の特例を定めておりますが、租税特別措置法の改正に伴い適用条項が変更となったことから、改正するものであります。

附則第 6 条は居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、附則第 6 条の 2 は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、附則第 6 条の 3 は阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例を定めておりますが、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するとの国の通達により改正するものであります。

附則第 7 条の 4 は、寄附金税額控除における特例控除額の特例を定めておりますが、地方税法の改正により適用条項が変更になったことによる改正であります。

附則第 8 条第 1 項は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例を定めておりますが、適用期限を 3 年間延長し、平成 27 年度までを平成 30 年度までとするものであります。

附則第 10 条の 2 は、地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合、いわゆる、わがまち特例であります。環境や災害等に配慮した施設・設備の設置に対する固定資産税の課税標準額の特例であります。現行では、下水道除害施設、雨水貯蔵施設、協定倉庫が対象施設でありましたが、新たに水質汚濁防止法、大気汚染防止法、土壌汚染対策法に基づく施設及び浸水防止、フロンガス防止に係る施設も新たに対象となったことから項を追加するものであります。

次に附則第 10 条の 3 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を定めておりますが、新たに耐震改修を行った住宅が減額の対象となったことから、項を追加するものであります。

附則第 16 条は、軽自動車税の税率の特例を定めたもので、先ほどご説明いたしましたとおり、車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の三輪以上の軽自動車に対する重加算税の規定であります。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を定めたもので、適用期限を 3 年間延長し、平成 26 年度までを平成 29 年度までとするものであります。

附則第 19 条、附則第 19 条の 2、附則第 19 条の 3 は、それぞれ、一般株式等、上場株式等、非課税口座内上場株式等の譲渡所得等に係る町民税の課税の特例を定めたもので、規定の明確化及び法律改正に伴う適用条項の変更により改正するものであります。

附則第 21 条及び附則第 21 条の 2 は、旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固

定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告を定めたもので、規定の明確化及び移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止に伴う改正であります。

附則第 22 条は東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、附則第 22 条の 2 は東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例、附則第 23 条は東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例であります。東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しないこととするとした国の通達により、削除するものであります。

次に、附則第 24 条及び第 25 条は、前条の削除によって、それぞれ繰り上げをするものであります。

続きまして、第 2 条の西会津町税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。先に申し上げましたとおり、昨年 12 月議会定例会でご議決いただきました西会津町税条例の一部を改正する条例につきましても、今回の地方税法の改正により適用条項の変更等が生じることから、改正するものであります。

それでは改正条文についてご説明申し上げます。

第 2 条 西会津町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。附則第 21 条の 2 は旧民法第 34 条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告を定めておりますが、地方税法の改正により適用条項が変更になったことから改正するものであります。

次に、附則であります。第 1 条は施行期日を規定しており、第 2 条は町民税に関する経過措置を、第 3 条は固定資産税に関する経過措置を、第 4 条から第 6 条までは軽自動車税に関する経過措置を、それぞれ規定するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛　何点かお尋ねしますが、まず、いわゆる町税に関しての影響額であります。その前に、外国法人を今度、法の施行地に本店、または主たる事務所、もしくは事業所を有しない法人という言い方になったみたいですが、これとか、公益法人等というのは、本町には実際どのくらいあるのか、ないのか。

それとあと、いわゆる法人町民税に関しては、減税になるみたいですが、これは 25 年度実績の状況に比べれば、どのくらい減になるのか。逆にこの軽自動車税は、27 年、28 年から変わる税率であります。25 年度の実績にあてはめれば、どのくらいの増になるのか。

それとあと、法人町民税の減額分は、地方法人税で補てんされるということですが、軽自動車税が増収になって、法人税が減になると、相殺の中で、減った分はこれ、いわゆる補てんされるようなことになるのか、このもろもろの町税に関する影響額をお尋ねいたします。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　お答えいたします。

まず町税への影響というご質問でございますが、まず軽自動車税であります。軽自動車税につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、まず原付の50シーシー未満から、2輪の小型自動車まで、バイクでありますけれども、それは古くても新しくても、来年度からの税金が上がると、資料のとおり、改正案のとおり上がると、この分の影響額であります。約150万円、これは黙って税収が増えるということでございます。ただ、資料の右のほうであります。新たに来年4月1日以降に購入される軽自動車等あります。それはまだどのくらいの台数かというのは先の話なのでわかりませんが、現在持っている方については、13年を超えない限りは、例えば軽自動車の乗用の自家用ですか、現在、年間7,200円の軽自動車税であります。これについては変わりがないと、ただ、来年4月1日以降に新車登録をされた部分については、1.5倍の1万800円になるということで、あともう一つ、一番表の下であります。新車登録をしてから14年を経過したものの台数あります。現在、各市町村とも、これ軽自動車協会ですか、そこから来るわけでございますけれども、今、現在各市町村ともその台数はつかめないところです。今後、来年の課税までには軽自動車協会から、その数字がき、この14年を経過したものについては重加算税を課すようなことで、その影響額についても、現時点ではわからないということでございます。

それから、法人税であります。法人税につきましては、現行100分の12.3が、100分の9.7に引き下げになるということございまして、この部分については税割の部分だけございまして、均等割については変更はないということございまして、25年度の実績、法人税の税割の実績額が、1,517万7,700円でございます。これに単純に減った分で計算しますと、町の影響額、39万4,620円の減ということになります。先ほど議員も申されたとおり、この分は補てんされる予定だということございまして、先ほど申し上げました軽自動車税の150万ほど税収が上がるといふ部分の影響につきましては、地方交付税、普通地方交付税の中で、税収、さまざまな税収がありまして、基準財政収入額の中に軽自動車税も入ってございまして、結局、75パーセント分は、150万の75パーセント分は、町の実際の収入増とすれば、150万の4分の1の額、約40万弱ですか、それは町の財源として増えるということになります。

それからもう一つのご質問であります。公益法人ですとか、外国法人、これにつきましては、本町には該当はございません。

以上です。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 まったくといいますか、今までやっていてこんなことを聞くのはちょっと恥ずかしいような気もしますが、いわゆる法人の町民税、法人税割の税率、何に対してこの税率が出てくるのか、出てくる元になるもの。

それと、西会津には法人税の税割、課せられる法人はどの程度おありかと。今回、これ国で決めたということですが、この背景、下げるといふ背景は何にあるのかなと、どんなふうにとらえておられるかと。

あともう1点は、いわゆる大震災関係が削除されると、東日本大震災に関わる、これについては、直接的には西会津に影響はないと思っておりますが、あるのかなのか。これ



もどういう背景で削除されるようになったのか、つかんでおられるならばお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず1点目の町の法人税率、現行100分の12.3を100分の9.7に引き下げるといってございまして、その根拠となる法人税であります、これは国の法人税額であります。その、今までは12.3パーセントが町の法人税割であったものが、今度は9.7になるということでございます。

それから、町内、どのくらいの事業所が税割を納めているのかというご質問でございますが、まだ25年度の法人税の資料はちょっとつくってございまして、平成24年度決算の数字を申し上げます。まず法人町民税全体で132社、納めていただいております。その内、税割を納めていただいたのが54社ということでありまして、だいたい4割の事業所が法人税の税割を納めていただいております。

それから、法人税を引き下げる背景は何かというご質問でございますが、これにつきましては、今、国のほうで景気回復といいますか、そういった施策をしている中で、結局、今の法人税に限らず、今回の税制改正ではございませんでしたが、企業に対する固定資産税、特に償却資産ですか、設備投資にかかる分の固定資産税も今、国のほうで論議になっているところでございます、そういった背景があった中で、今回、法人税率を引き下げたということだと思います。

もう1点ございました。結局、今年の4月から消費税5パーセントから8パーセントに引き上げになったわけでございます。さっき議案の説明でも申し上げましたけれども、結局、地域間の税源の偏在性というか、偏りを是正するための部分の引き下げの部分もあったということでございます。

それからもう一つ、東日本大震災の部分の削除のご質問でございますが、これにつきましては、先ほど議案説明でも申し上げましたが、必ず条例によって定めなければならないとされている事項を除き、こういったものは決まりきったものなので、条例には規定しないこととすると、国の通達によりまして、これが削除されても、この今の大震災の部分は影響なく、法律として適用されるということでありまして、そういったことで削除しても適用は以前と変わりなく適用されるということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私のお尋ねが悪かったのか、のみこみが悪かったのかということになるわけですが、法人税割の100分の、その100というのは何の100なんですか。それに対してお答えください。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 例えば、国に納める法人税、その金額が100万納めたとします。と、その100万に対して100分の12.3ですから、12.3パーセントということで、国に100万法人税を納めていけば、町には12万3千円を納めていただくと、そういうこととなります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 じゃあその法人税というのは、どういう、いわゆる儲けでなのか、収入で

なのか、あるいは何で法人税がかかるのかと、かける対象とといいますか、それがちょっとのみこみ悪いのもう一回お願いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 その企業の、その年度の収支ですか、利益があつて、収入があつて経費があつて、それを差し引いて、それでその残った部分というのが、それに対するまた率をかけたのが法人税になるわけございまして、当然、赤字の企業は税割はかかりません。ただ、均等割は赤字であつても納めていただくということであります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号、西会津町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたとおり、地方税法の改正及び平成26年度分に係る税率の改正であります。まず、地方税法の改正に伴う国民健康保険税条例の改正について、ご説明いたします。お配りいたしました議案第4号関係資料A4判1枚の国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充をご覧願います。A4判1枚の紙でございます。

一つ目の改正につきましては、課税限度額の見直しでありまして、資料の上にあります課税限度額について、医療分の基礎課税額は現行の51万円に変更ありませんが、後期高齢者支援金分が現行14万円から16万円に、介護納付金分が現行12万円から14万円に引き上げになります。

次に二つ目の改正は、保険税軽減の拡充でありまして、資料の下にありますとおり、7割軽減の基準額は現行のとおり33万円に変更ありませんが、5割軽減の基準額について、現行は基礎控除額33万円プラス24万5千円掛ける世帯主を除く被保険者数プラス特定同一世帯所属者数であります。このうち世帯主を除く被保険者数が被保険者数に変更になります。これにより、世帯主が国民健康保険の被保険者であれば、基準額が24万5千円引

き上げになります。

次に2割軽減の基準額については、現行、基礎控除額33万円プラス35万円掛ける被保険者数プラス特定同一世帯所属者数であります。このうち35万円を45万円に引き上げます。これにより被保険者数または特定同一世帯所属者数1人当たりの基準額が10万円引き上げになります。

続きまして、2点目の改正である平成26年度の税率案についてご説明申し上げます。国民健康保険税は、保険給付費などの1年間に必要な経費から国・県の負担金等を差し引いた額を被保険者の所得や加入者数をもとに、世帯ごとに算定し課税される税であることから、毎年税率の改正が必要となります。

まずはじめに、税率算定の基礎となります平成25年度の国民健康保険特別会計・事業勘定の決算見込みと、平成26年度予算の医療費などの所要見込み額の考え方について、ご説明いたします。関係資料として配布しておりますA3判の議案第4号関係資料、平成26年度西会津町国民健康保険税の税率改正（案）の1ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計・事業勘定の平成25年度と平成24年度の決算比較表であります。平成25年度の決算見込みにおける歳入合計は10億2,715万4,101円、歳出合計は9億7,414万6,491円であり、歳入歳出差引額は、5,300万7,610円の黒字となる見込みであります。このうち、3,100万円は平成25年度の精算により国庫等へ返還しなければならないため、残りの2,200万7,610円が平成26年度に減税財源として充当できる最高限度額となります。

右側の表は基金の最低保有額であります。平成25年度末の支払準備基金保有額は、1億1,710万8,933円であり、最低保有額の7,981万3,997円より3,729万4,936円上回っております。第5期国保財政3カ年計画では、減税財源として今後2年間で4千万円を取り崩すこととしておりますので、若干不足している状況であります。

次に2ページをご覧ください。一番右側の表が平成25年度一般被保険者に係る保険給付費であります。月平均が3,693万8,883円と平成24年度の4,272万1,578円と比較して大きく減少しております。被保険者数の減少もありますが、一人当たりの月平均でも平成24年度の1万9,611円に対して平成25年度は1万8,041円と減少しております。しかし、本年5月の支払い分が4,336万2,131円と増えてきていることから、平成26年度の給付費の見込みは、過去3年間の1人当たりの平均額1万8,800円に月平均被保険者数見込みの1,970人を乗じ、月額3,703万6千円、年額4億4,443万2千円としたところであります。なお、この額は、昨年度と比較して1カ月当たり396万4千円、1年間で4,756万8千円の減額となっております。

次に3ページをご覧ください。一般医療分の税率改正に係る資料であります。

まず、表下段の歳出、保険給付費の項目の中の療養給付費であります。2ページでご説明いたしましたとおり、平成26年度の療養給付費として4億4,443万2千円を見込みました。

次に表上段の歳入であります。国県支出金はルールや実績等に基づき算定したもので、年間の歳出見込み額からこれらの額を差し引きまして、不足する額が国民健康保険税として必要な額となります。

歳入の下から13段目にあります保険財政共同安定化事業交付金8,307万4,064円及びその下の高額医療費共同事業交付金2,083万2,938円であります。これは県内の市町村間の保険料の平準化と財政の安定化を目的に国保連合会より交付されるものであります。

次に下から11段目にあります前期高齢者交付金2億456万7,357円であります。これは65歳から74歳の割合等により概算交付され翌々年度に実績により精算をされるもので、概算交付額算出の基礎数値が全国平均で算定されるため、医療費等の伸びが全国平均より低い場合は、返還額が多くなります。今回は平成24年度の精算返還額が昨年より多いことから前年度と比較すると1,368万3,862円の減額となっております。

次に下から7段目の国保支払準備基金繰入金であります。第5期国保財政3カ年計画に基づき2千万円を繰り入れし、その下の繰越金では2千万円を減税分に充当し、合計で4千万円を減税財源としたところであります。その結果、歳入の一番上の欄の国民健康保険税の現年課税分は9,642万4,160円となりました。

次に4ページをご覧ください。後期高齢者支援分の税率改正に係る資料であります。

平成20年度から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療への財政支援として負担しているものであります。その負担額は、社会保険診療報酬支払基金から示され、本年度の負担額は、1億1,572万7,526円であります。この額から国県支出金等を差し引きまして、不足する4,334万1,627円が国民健康保険税となります。

次に5ページをご覧ください。介護分の税率改正に係る資料であります。

この介護分は、65歳以上の高齢者に係る介護保険制度を運営するために必要な介護納付金の財源として、40歳から64歳までの第2号被保険者から納付いただくもので、一定の割合、ルールにより国県等からの補助金や国保税によって賄われております。その額につきましては、社会保険診療報酬支払基金から示され、本年度の必要額は、5,667万1,142円であります。この額から国県支出金等を差し引き、不足する2,556万5,705円を国民健康保険税として納めていただくこととなります。

次に、6ページから12ページまでの資料につきましては、平成26年度の税率（案）の概要であります。まず6ページをご覧ください。

医療分の基本方針であります。①の国民健康保険税として必要な額は、先ほどご説明いたしましたとおり、一般医療分で9,642万4,160円でありまして、昨年度より約799万円減少しております。また、収納率は平成25年度の実績等を勘案し、昨年度と同じく95パーセントを見込んだところであります。

次に、②の国保税算定の基礎数値であります。本年4月1日現在の世帯数、被保険者数及び基準総所得金額等を確定するための基準日として、5月13日を設定したところであります。

次に、③の応能・応益の賦課割合につきましては、平成29年度に予定されております国民健康保険の広域化移行を見越し、資産割の割合を段階的に引き下げることとし、昨年度の8パーセントから2パーセント引き下げ、6パーセントとしたところであります。なお、この2パーセントの引き下げ分は所得割で負担するようにし、応能・応益の割合は、昨年度と同じく50対50となるよう調整いたしました。

次に、④の低所得者に対する軽減措置の適用であります。引き続き7割・5割・2割の税負担を軽減することといたしました。なお、先ほど説明いたしましたとおり、地方税法の改正により、5割・2割軽減世帯の拡充が図られたところでもあります。また、後期高齢者医療制度創設に伴う激減緩和措置による軽減につきましても引き続き行うこととします。

以上のことを勘案し、税率を計算した結果が、右の表の2、医療分に係る税率、賦課割合、軽減額であります。

まず、税率であります。所得割が5.64パーセント、資産割が16.20パーセント、均等割が2万1千円、平等割が1万6,400円となりました。

次に、賦課割合につきましては、応能割が49.99、応益割が50.01となり、ほぼ前年並みとなったところでもあります。

次に、低所得者層への軽減であります。均等割額2万1千円、平等割額1万6,400円に対しまして、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字であります。軽減対象者数であります。平成26年度の該当人数は1,195人で、被保険者全体の58.81パーセント、軽減該当世帯は732世帯で、世帯全体の60.85パーセントの世帯が該当することになります。

先ほどご説明いたしましたとおり、地方税法の改正により5割・2割軽減世帯の拡充が図られたため、該当人数、該当世帯とも前年度より増加しました。なお、この軽減される額の4分の3は県が、残り4分の1は市町村が負担することとなります。

次に7ページをご覧ください。一般医療分に係る算定基礎表であります。

まず、左側の大きな表の区分1、所得割課税標準額であります。前年度と比較しまして約4,200万円の減額となりました。この減額の主な要因は、米価が下落したことなどによる農業所得等の減であります。なお、所得金額につきましては前年度と比較し、約4,200万円の減額となりましたが、被保険者数も減少しているため、被保険者1人当たりの所得では、前年度と比較して2,687円の減であり、さほど大きな減少ではありませんでした。

次に右上の表をご覧ください。1人当たり及び1世帯当たりの税負担額であります。今年度は所得割以外の税率を引き下げており、1人当たりの税負担額は昨年度より2,125円減額の4万9,966円となり、1世帯あたりの税額も5,546円減額の8万4,398円となります。

次に8ページをご覧ください。後期高齢者医療制度への支援分であります。

①の税として必要な額は4ページで説明いたしましたとおり、4,334万1,627円で昨年度より約360万円の減額となりました。②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置の適用については医療分と同様であります。

この結果、支援分に係る税率は、所得割が2.32パーセント、資産割が6.70パーセント、均等割が8,700円、平等割が6,800円となりました。なお、応能・応益の賦課割合は医療分と同じくおよそ50対50となっております。

次に軽減額であります。均等割額8,700円、平等割額6,800円に対して、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字であります。平成26年度の軽減該当人数は1,301人で、被保険者全体の58.37パーセント、軽減該当世帯は782世帯で、世帯全体の60.43パーセントの世帯が該当することになります。

次に9ページをご覧ください。支援分にかかる算定基礎表であります。

右上の1人当たり及び1世帯あたりの税額につきましては、必要額が減額となり税率が下がったことから、1人当たりの税負担額は昨年度より462円減額の2万431円となり、1世帯あたりの税額は、1,466円減額の3万5,194円となります。

次に10ページをご覧ください。

介護分の税率改正(案)であります。①の税として必要な額は5ページで説明いたしましたとおり、2,556万5,705円で、昨年度より約44万円減額となっております。②の基礎数値、③の賦課割合、④の軽減措置につきましては、一般医療分と同様であります。この結果、介護分にかかる税率につきましては、所得割を2.50パーセント、資産割を10.50パーセント、均等割を1万2,600円、平等割は6,700円とするものであります。

次に賦課割合であります。応能割合と応益割合の比率は50対50となったところであります。

次に軽減額であります。均等割額1万2,600円、平等割額6,700円に対して、それぞれ7割・5割・2割を掛けた数字であります。軽減該当人数は508人で、被保険者全体の54.16パーセントとなります。また軽減該当世帯は426世帯で、全体の56.72パーセントの世帯が軽減を受けることとなります。

次に11ページをご覧ください。介護分にかかる算定基礎表であります。

右上の1人当たり及び1世帯当たりの税負担額につきましては、資産割以外の税率が上がったことから1人当たり税負担額が昨年度より2,438円増額の2万8,603円となり、1世帯あたりの税額は2,272円増額の3万5,725円となります。

次に12ページをご覧ください。

左上の表であります。平成25年度と平成26年度との被保険者数及び世帯数の比較であります。本算定時点で、被保険者数が78名、世帯数が19世帯の減となりました。

次に左下の表であります。平成25年度と平成26年度との税額の比較であります。今まで説明したものをまとめたものであります。減税財源を投入し負担の軽減に努めた結果、1人当たりの必要額が伸びた介護分を含めても合計では昨年度より減額となりました。合計の税額であります。1人当たりは9万9千円で、前年度と比較して149円の減額。一方、1世帯当たりでは15万5,317円で、前年度と比較して4,740円の減額となったところであります。

次に、13ページをご覧ください。

国保税率の対前年度比較であります。一番左端が平成25年度の税率であり、左から2番目の表は基金も繰越金も減税財源として充当しない場合、左から3番目の表は基金を2千万円充当した場合の税率であり、一番右端の表が今まで説明いたしました基金2千万円、繰越金2千万円を減税財源として充当した場合の表であります。4千万円の充当により、減税財源を全く投入しない場合と比較しますと、1人当たりで1万7,223円、1世帯当たりで2万9,091円の減税となっております。

次に、14ページをご覧ください。今回の税率改正により4つのモデルケースで税額がどのように変わるかを比較したものであります。

増額になるケース、減額になるケースそれぞれありますが、1人当たりの必要額が増額

となった介護分がない世帯については、減額となり、介護分がある世帯については、若干の増額となる結果となりました。

それでは、条例の改正内容についてご説明を申し上げます。議案書と併せて条例改正案新旧対照表をご覧ください。

西会津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第4項は、先にご説明いたしました地方税法の改正による課税限度額の引き上げによりまして、後期高齢者支援分が14万円から16万円に介護納付金分が12万円から14万円に改めるものであります。

第3条から第5条の2までは、医療分に係る税率の改正であります。第3条は所得割の額を100分の5.64に、第4条は資産割の率を100分の16.20に、第5条は均等割額を2万1千円に改めるものであります。また、第5条の2は平等割額を規定しており、一般世帯を1万6,400円に、特定世帯を8,200円に、特定継続世帯を1万2,300円に改めるものであります。

第6条から第7条の3までは、支援分に係る税率の改正であります。第6条は所得割の率を100分の2.32に、第7条は資産割の率を100分の6.70に改めるものであります。また、第7条の3は平等割額を規定しており、一般世帯を6,800円に、特定世帯を3,400円に、特定継続世帯を5,100円に改めるものであります。

第8条から第9条の3までは、介護分に係る税率の改正であります。第8条は所得割の率を100分の2.50に、第9条は資産割の率を100分の10.50に、第9条の2は均等割額を1万2,600円に、第9条の3は平等割額を6,700円に改めるものであります。

第18条は、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収であります。地方税法施行規則の改正によりまして規定する条番号を変更するものであります。

第23条は、国民健康保険税の軽減額についての規定であります。地方税法の改正による課税限度額の引き上げによりまして、後期高齢者支援分が14万円から16万円に介護納付金分が12万円から14万円に改めるものであります。また、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減の軽減額を定めたものであり、均等割額と平等割額について、軽減額をそれぞれ記載の金額に改正するものであります。

次に附則であります。第1項は施行期日、第2項は適用区分を定めるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、本条例の改正案につきましては、去る5月27日開催の西会津町国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、適当と認めるとの答申をいただいております。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休議します。(12時02分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、日程第4、議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今年度の税率ということですから、説明は、そのとおりだと思いますが、

ただ、やはりケーブルテレビをとおして、町民の皆さまに理解してもらわなければならないことは説明していただきたいなど、そういう観点で一つだけお尋ねをします。というのは、新田課長の説明の中でも、広域化の見通しという言葉が出ました。それで、市町村の国民健康保険が29年度には福島県一つになると、まずそこら辺もやはり町民の皆さんに理解をしてもらわなければならないだろうと。それで、そこで問題になるのが基金であります。今年、減税財源2千万ということですが、昨年、10分の1に基金ということに改正しましたが、この基金をどうするか。29年となりますと、26、27、28、この3カ年で基金をすべて取り崩してもおかしくはないのかと、理由になると思うんですよ。ただ、それがまだできない理由もあるわけでありますから、やはりこの際、その基金の取り扱い、県がどういう動きであるのか、すべて28年までに基金を減税にすべて充当するわけにはいかないという辺りは、やはりこの際、喫緊の課題でありますから、やはり町民の皆さまに理解をしていただくためにも、この場で説明をすべきだと思いますので、そこら辺の背景、流れを説明していただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 国民健康保険税の広域化の問題でありますので、健康福祉課のほうからお答えをさせていただきます。

現在、今ほど長谷沼議員がおただしのように、平成29年の4月1日に国民健康保険が市町村から県、福島県に一本化になるという動きで現在進んでおります。これにつきましては、今、市町村、国保につきましては、財政的な部分で、所得の低い方が多くいるというような部分と、退職されてから医療費のかかるような人がいっぱいいるというようなことで、なかなかその財政的な部分で市町村が負担をしているところが多くなってきておまして、その財政運営がなかなか大変になってきているということがございまして、今、その財政の安定化を図るために広域化というようなことで、現在、県が保険者になって、財政運営の責任も県が持っていくというような動きで、現在、進められております。

現在、国レベルで検討会を行っておりまして、この8月にその大きな方向性というか、そういったものが、法律的なもので国会のほうに提出される、8月か9月、そのくらいを目途に国会のほうに法律が提出されるというような動きになっております。

それを前提としまして、じゃあ基金の考え方についてということでございますが、現在、25年の4月に改正していただきまして、その国保の基金の最低保有額につきましては、先ほど説明申し上げましたように、過去3年間の平均の100分の10に相当額ということになりますので、7,900万、約8千万ほどを基金として積み立てしておくというようなことになっておりますが、来年度の減税財源ということでもございますので、今回、2千万円、基金から取り崩しをしても、最終的に9千万からの基金が残るようになります。それで、その基金を29年に福島県統一になるのであれば、基金は今後3年間で使い切っているのではないかなというような考え方もございますが、ただ今現在、保険料、これから県が一本化になった場合の保険料の考え方が、まだ正式な考え方が出されておられません。考え方としましては、一つは県が一本になるので、全県統一した保険料というような考え方がありますが、一方、各市町村において、医療給付費、平均の医療給付費も異なりますし、あと税の徴収率なんかも異なりますので、それをまるっきり一本化にされてしまったのでは、今



まで医療費削減に努力してきた市町村、税率向上のために努力してきた市町村の努力がまったくなくなってしまうだろうというようなことがありまして、その県のほうで、標準保険料を示して、それに基づいて市町村に配分して、それを市町村が保険徴収率とか、そういうものを勘案して税率を決めると、市町村によって税率が変わるといふ、二つの考え方が今現在ありまして、もし、その市町村で税率を決めていいというようなことになった場合、その際の基金を、そこに充当できるのかどうか、その辺の動きも全然、今のところわからないことが、まだまだわからないことが大変多いものですから、今年度につきましては、第5期介護保険事業計画で考えました2千万円だけを取り崩しまして、そのほかのものについては、今年度については手を付けずに基金として残しておく、ただ、先ほど言いましたように、今後8月、9月ころにある程度の方向性が出て、基金のことについてもわかるようになった時点では対応を考えていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いずれにしても、国保会計は清算といいますか、しなければならなくなるわけですから、この場合は、やはりこの清算をする場合には、国保税として集めておるわけですから、国保加入者で清算すると、そういう方向でやるべきだと思いますが、そこら辺のお考えはどうですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

基金といいましても、当然、今ほどおっしゃいましたように、その国民健康保険税で集めたものうちから積み立ててきたものでございますので、当然、国民健康保険の加入者に還元するのが筋かなというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第5号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第3次)の調製につい

てご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。社会保障・税番号制度の導入に伴うシステム改修費、徳沢自治区の集会所新築や野沢地区克雪活動実行委員会が購入する除雪機械へのコミュニティ育成事業補助、県道上郷下野尻線・上野尻地内の消雪施設整備に伴う埋蔵文化財発掘経費などを新規に計上するとともに、有害鳥獣捕獲報償金の増額や西会津中学校の空調設備設置工事費などを追加計上するものであります。

以上の財源といたしましては、国・県支出金などを充当し、財源調整の結果、不足する分につきましては、財政調整基金から繰り入れすることといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成26年度西会津町の一般会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,213万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,381万9千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。5ページをお開きいただきたいと思っております。

まず歳入であります。12款使用料及び手数料、1項6目教育使用料49万7千円は、教職員宿舍使用料の増であります。

次に、13款国庫支出金、2項1目民生費国庫補助金146万3千円は、臨時福祉給付金及び子育て世帯支援臨時特例給付金の増であります。6目総務費国庫補助金670万円は、社会保障・税番号システム整備費補助金の新規計上であります。

14款県支出金、2項1目総務費県補助金300万円は、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金の増であります。8目教育費県補助金165万3千円は、公立学校等校舎内緊急環境改善事業補助金の増であります。3項5目教育費委託金222万5千円は、遺跡発掘調査事業委託金の新規計上であります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金2,776万1千円は、今次補正に係る不足財源を繰り入れするものであります。この結果、補正後の積立金残高見込みでございますが、9億7,839万3千円となる見込みでございます。

19款諸収入、5項4目雑入867万円は、コミュニティ助成事業補助金と鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金の新規計上などでありまして。

次に、7ページをご覧いただきたいと思っております。歳出であります。

2款総務費、1項3目電算管理費1,246万5千円は、社会保障・税番号制度システム改修委託料の新規計上であります。8目自治振興費886万7千円は、町民憲章策定経費と徳沢自治区及び野沢地区克雪活動実行委員会へのコミュニティ育成事業補助金の新規計上であります。10目ふるさと振興費300万円は、来年度、交流物産館よりっせへ太陽光発電施設を設置するための、実施設計委託料の新規計上であります。

次に、3款民生費、1項5目臨時福祉給付金等給付事業助成費146万4千円は、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係るシステム導入業務委託料の追加であります。

次に、6款農林水産業費、1項5目農地費346万8千円は、農地・水・環境保全向上対策事業について、制度拡充に伴い地域協議会への負担金を追加するものであります。2項1目林業総務費54万円は、有害鳥獣捕獲報償金の追加などであります。

次に、10款教育費、3項1目中学校の学校管理費1,850万9千円は、中学校校舎空調設備設置に係る設計監理委託料と工事請負費の追加であります。4項3目文化財保護費264万9千円は、上野尻遺跡発掘の試掘及び本発掘に係る調査費用であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　いくつかお尋ねをする前に、一つだけ確認しておきますが、8ページの農業振興費の需用費、役務費というのは、農地中間管理業務のための費用だと、はい、わかりました。

今、農地中間管理業務というのは、どういう業務だかというのを説明していただきたいと思っておりますが、今回、ここに予算を、需用費なり役務費なり、計上しなくても、既決の予算で処理していったら、足りなくなってきたら補正を組むというやり方もあると思うんです。それで、この前、町から説明を受けましたが、花見山、唐突でありますね、これ。やはり町としてはきちっとした計画のもとに、基本構想、基本計画、実施計画と、そういう中で本来はやるべきだろうと、その中においても、新しく、何も配慮していることないから、取り上げてやっていくというも、これもまた、それはそれで認めますが、ただ、町がこれ主体で花見山やると言っているわけですが、じゃあこれに関する予算は、ここに計上してあるのかなのか、おそろくないはずですよ。そうすると、それは既決予算の中でやっていったら足りなくなってきたら、まあ、そういうやり方も、何も否定はしませんが、やはり町としてこういう事業を起こしてやる場合には、説明責任、あるいは予算の編成、やっぱりそういう点では細心の注意を払ってやっていただかないと、町民の間に不信感が芽生えてくる。ここら辺は大いに反省して仕事に取り組むべきだろうし、その件についての感想といいますか、所見をまずお伺いしたいわけでありまして。

それと、今回も町長の提案理由、差し替えがありました。その差し替えは、町民憲章にありますか、それが新しく加わっていました。提案理由の中で、本年町制施行60周年の節目の年を迎えることから、新たなる協働のまちづくりの推進や、西会津町の未来に向けた大きな飛躍を目指し、町民の総意に基づき町民憲章制定に向けた作業を開始する。で、俺が引っかかったのは、新たなる、さらなる協働のまちづくりを推進するというならば理解できますが、新たなる、改める、新しく協働のまちづくりを推し進めるというふうにとらえたわけでありまして。そういう点で、今回、24万円あがっていますが、新たなる協働のまちづくりまで踏み込んで、町民憲章を策定とするとなると、私は24万なんかでは足りないのではないかなと。この新たなるという真意はどこにあるのか。

それと、いわゆる遺跡の発掘調査は、その自治体が補助も何もない、いわゆる自己財源でやっていくというとは聞いていました。今回は、県道に関わることだから県がお金を出して、それを受けて西会津が実施する。そうすると、これが試掘ではなくて本調査をしな

ければならないときも、当然それは県から出てくるというふうに理解をしていいのかわか。

それともう一つは、農林水産業費の負担金であります。聞くところによりますと、これは当初予算では見合わせしたが、今回、補正であげたと、これは会津耶麻町村会での総意でこういうことにしたということで聞いておるわけですが、この会津流域林業活性化センターというのは、それは会津耶麻だけではなくて、会津全体で負担をしていると思いますが、それで間違いがあるかないか。その場合、負担しているとするならば、ほかの町村会、それはどのような動きになっておるのか、このセンターという、そもそもどういう仕事をしておられるのかをお尋ねをします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、第1点目の西会津花見山構想ということで、今回、6月14日に町民の皆さんにも周知したわけですが、多くの町民の皆さんのボランティア、そういったものを活用しまして、現在、さゆり公園のオートキャンプ場、そのオートキャンプ場の管理棟の裏山になるわけですが、ここが現在、雑木林になっておりまして、ここを雑木林を伐採いたしまして、その伐採した跡地に、四季折々の花木等を植えて、さゆり公園を訪れる町民の方や、また町外からおいでになる観光客の方々に親しんでいただいたり、憩いの場にさせていただこうというような、そういった山になるように、今回、皆さんの、町民の皆さんのお力を借りながら、花木等を植栽しようというようなことでございます。

そもそものこうした事業を起こそうとした理由でございますけれども、裏山等の雑木林がかなり老木化しておりまして、病虫害や、また老木になっておりまして、コテージ等へ倒れるなど、そういった被害等がないように、そういうことで伐倒しようということで、今年予算等は、そういう伐採等にかかる予算等については予算化したところでございます。せっきやくそういった伐採をするのにあたりまして、その跡地を有効利用を図ろうというようなことで、そういった四季折々の花木を植えようというような、そういったことから、今回、6月14日にそういった多くの皆さんにお集まりいただいて、植栽事業をしようというようなことを計画したところでございます。

予算的には、先ほど言いましたように伐採等にかかる予算については、コテージ裏の伐採委託料というようなことで、これは当初予算に計上させていただいていたところでございます。また、今回植栽します花木等につきましても、県の緑化協会から無償でいただけるということで、約1千本ほど今回いただくというようなことでございます。

それから、あと植栽に関わる消耗品等、15万くらいを見込んでいるわけですが、これも県の森林環境税、こういった補助金がございますので、それを有効活用させていただこうというようなことでございます。

その他、温泉等の入浴につきましては、これは振興公社が将来的に誘客にもつながることですので、こちらは振興公社のほうから負担していただくというようなことでございまして、現在、商工観光課が持っている予算等の流用はしない形で、現在ある予算化した事業費で実行するというような内容でございます。

そういった予算を使いまして裏山の有効活用を図っていくこと、そういった内容でござ

いますので、ひとつご理解いただきたいなと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町民憲章制定に関するご質問にお答えします。

今次、町民憲章にかかる予算というようなことで、7ページの2款1項8目自治振興費の中に、報償費としまして24万円。それから、旅費としまして2万7千円、需用費として30万円というような形で計上させていただきました。これが町民憲章策定にかかる費用ということでございます。今回の町民憲章につきましては、町制施行60周年という節目を迎えるということでございまして、その記念式典に合わせまして町民憲章を、町の町民憲章を策定していきたいということでございまして、策定委員会を立ち上げまして、策定作業を進めて行くというふうに考えているところでございます。それにかかる報償費であったり、費用弁償であったり、さらには必要な消耗品等の計上でございます。

それで、新たな協働のまちづくりという言葉をご載せさせていただきました。協働のまちづくりは、これまでも取り組んできたところでございまして、さらなるというような言葉が本当は正解だったのかもしれませんが、60年からさらに町を発展させていこうということで、新たなまちづくりに取り組んでいくんだというような意味合いを込めまして、新たなというような言葉をちょっと使わせていただきました。ご理解いただきたいと思ます。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 文化財保護費の件でご質問にお答えします。

議員おっしゃったとおり、今回の発掘につきましては、上野尻地内の県道上郷下野尻線、いわゆる群岡診療所前の道路につきまして、来年度から消雪パイプを敷設をしたいという話がございまして、それに伴いまして、本年度試掘をするというものでございます。この発掘につきましては、試掘については当該市町村、つまり西会津町の負担で行うというふうにされておりまして、試掘を行い、遺物、いわゆる物が出れば本発掘というふうになりまして、そうなれば事業者の負担、つまり喜多方建設事務所の負担という形でございます。

今回、予算を計上させていただきましたのは、試掘と本発掘を合わせた金額で264万9千円というふうに計上させていただきました。あそこの場所につきましては、県の文化財の地図にも載っていますように、上野尻遺跡というふうになっておりまして、県の指導をいただきましたところ、十中八九、出てくるものという形で予算についてはお願いしたいということがございましたことから、今回こういう形で予算を計上させていただいたところでございます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 会津流域活性化センターの負担金のご質問にお答えしたいと思ます。

まず、会津流域林業活性化センターであります。この組織は、会津の17市町村、それから会津管内の3つの森林組合、それから8つの林業関係団体で構成されておりまして、会津流域の森林の管理だったり、計画づくりだったり、あと各関係団体の情報の交換、あとは加速化事業等については、会津流域全体としての事業のとりまとめ等を中心に行っている組織であります。

今回、そういう組織でありますので、町村会的には3つの町村会が、会津の3つの町村

会が構成団体になっておりまして、それぞれの町村会で26年度の負担金についての検討がされておりまして。それで、会津耶麻については、今年度はこれまでの事業目的と、あと現在の事業推進状況からして、26年度の、前年度、その事業の見直しを図ってくださいということで、町村会として話しがしてありましたので、それについてちょっと改善が見られないということで、26年度については負担金は出さないという方向を付けていたところなんです。両沼町村会については、負担金に合った事業実施をしていただきたいということと、経費の削減に努めていただきたいということで、負担金は26年度出しましょうということで、南会津地方の町村会については、やっぱり事業実施区域が全体を網羅したような形でない部分もあったりして、26年度限り負担金を負担して、27年度については全体的にもう一度検討していく必要があるだろうというような結論で、会津のそれぞれの市町村が負担金を計上したところ、計上しないところということであったんですけども、再度、林業活性化センターと関係町村会でお話をしまして、26年度については、今後の事業計画の見直しも含めて、運営のために各地町村として負担金を計上しようという結論になりましたので、今回の補正で計上させていただきました。

それでは、農地中間管理機構についての、新たな事業でありますのでご説明を申し上げたいと思います。

該当する部分としては、補正の諸収入の中で、農地中間管理機構の受託収入として17万。それから6款のほうで事務経費として17万、計上させていただいております。これにつきましては、平成24年から、その農地をきちんと守っていこうということで、人・農地プランの作成が始まったわけですが、その中で、やっぱりきちんと出し手、受け手を調整していただけるような第三者的な組織があれば、その土地の受ける人、出す人のつながりがうまくいくであろうということで、25年度に農地中間管理事業ということで、国のほうで法律化をされまして、今年度から各都道府県で農地中間管理機構ということで、出し手と受け手をつなぐ役割をする組織を、一組織ずつ立ち上げまして、その組織に対して各市町村が情報を提供したり、受け手の情報を出したりして、事業を実施することになりました。

福島県は、県の農業振興公社がその農地中間管理機構の、県との協定を4月の末に結びましたので、今後7月になって、各市町村との協定を結ぶようになります。具体的には、人・農地プランで位置付けられた区域の土地を、農業できなくなったので貸したいということで情報を提供しますと、その前に、その受け手の登録がありますので、その中で受け手を調整して、農地中間管理機構の中でマッチングしたものについては、例えば離農する方については協力金をいただいたり、あとそれぞれの地域で大まかな集積が図られれば、地区に協力金が支払われたりするという制度でありまして、具体的には人・農地プランに位置付けられた地域の土地ということで、西会津町では、今までやっていた農業委員会の農地の貸し借りと合わせて、人・農地プランを使って貸し借りをすることによって、メリットのある方については、この制度を利用して取り組んでいきたいということで考えています。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 花見山であります、いいことだと喜んでるんですよ。ただ、町がこう

いうのを計画してやる場合には、それなりの説明責任は果たしていかなければならないと、今回、提案理由に間に合わなかったからしなかったでしよが、やはり新規の事業は努めて提案理由の中で説明をする、提案理由だけではなくて、計画、町の計画に載せて、それ以外のことをやる場合には、速やかに、やはり議会にお知らせをして、理解をして、お互いに協力しあってそれに取り組む、そういうふうにしてやっていただかなければだめだなどいうふうに思っていますので、十二分に配慮してやっていただきたいと思います。

憲章はわかりました。協働のまちづくりではなくて、新しいまちづくりのために、そういうふうに理解してくださいということですから、そういうふうに理解します。そのとおりであります。本当に言葉一つでいろいろ幅広く解釈できるような文言のときには、やはり気を付けていただきたいなと思います。

最後の農地中間管理業務であります。そうするとこれは、町でもこういう調整といいますか、担当する委員会をつくるのかつくらないのか、つくらなければならないのか。今、課長説明されましたが、私は十二分、農業委員会の仕事で、責任で、こういう農地のあつ旋、売買、相談、それから資金等は、農業委員の方々に十分私は間に合うのではないかなと、そういうふうにして農業委員の方々が一生懸命やっておられるのではないかなと、思っているわけですが、中間管理業務というのは、受け皿として町でもつくらなければならないのかということの説明をしてください。

それから、流域であります。平たく言えば時代に合わない組織になってしまったというふうにとらえていいのか、役立っているならば、これは継続してやっていかなければならないわけです。なかなかセンターの存在、活動がわからないといいますが、明確でない、はっきりしないから、負担金を計上しなかったと、今回限り、じゃあ26年度は補正であげましようという結論に達したということですが、やはりこういう点はきちっと継続していく方向であるならば、存続する方向でいくなれば、もっと仕事というものは明確にしなければならないと思いますが、もう一回このセンターの具体的な仕事の内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

まずはじめに、農地中間管理機構の業務については、従来どおり農業委員会のほうの業務の一部でありますので、新たな受け手の態勢はしなくても、従来の形のままで情報提供をしたりして実施をしていきたいと思っております。

それから、林業活性化センターの役割であります。例えば、今、会津のバイオマス発電の需要があるわけですが、ああいう場合、例えば材を必要としているところと、材を提供したいという地域の合意形成を行っているのも、この流域活性化センターでありまして、これまで行っていた林業情報の共有だったり、それから林業技術の向上だったりという部分に加えて、新たにそういう役割もありまして、現在そういう重要な仕事も受け持っております。また、加速化計画とか、森林関係の事業、森林整備計画、全国のありまして、それは流域ごとに全国で44の流域がありまして、会津は会津流域ということで、新潟の阿賀系と一つの流域の中で、半分は会津が同じ流域で、その森林を守っていくという形の中に位置付けられております。

そういうことで、例えば県の加速化事業等については、市町村がやる林業事業、それから森林組合が行うそういう加速化の事業、事業全体の調整をして、会津流域としての事業計画を県に申請するというような役割もありますので、当初の事業目的等も達成した部分もありますが、さらに現在、新しい役割が増えてきているということで、今後、それらの部分をしっかり見える形で実施をしていきたいという、事務局、それから活性化センターのお話がありましたので、市町村等もそれらに林業の活性化のための協議の場でもありますので、積極的な事業効果が出るような形でかかわっていきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 かなりこの問題、根が深いような気がしました。全国44とおっしゃいましたかな、その流域。そういう位置付けをされているものを、なくすという方向、方法はなだらう、やはりセンターが本来の業務をしなければならぬのに、町村長の皆さん方が、いまいちピリッとしたところがないから、見合わせというような動きになったのかなという気もしますが、やはりそういう役割があるならば、きちっと町村会をとおして、このセンターが仕事をできるように、やはりてこ入れするように、機会あるたびに働きかけをしていってほしいなと思っておりますが、そこら辺の考えを聞かせてください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 林業活性化センターの役割は、今、議論されたとおりであります。毎年、町村が負担をすべき内容について、これだけではありませんけれども、何項目があって、一つ一つ、それが現実的に活動しているのか、妥当かどうかという審査を実は行うわけがあります。たまたまこの林業活性化センターについては、南会津のほうでは、極端な話、これはあまりわれわれにとってそう大きなメリット性がないというようなことで、町村会ではばらばらな対応を取るようなことであれば、本来的な役割は担っていないのではないかと。そして、じゃあ具体的にこの流れや経過を見た場合に、ただ、こういってはなんでありませけれども、人の雇用の、事務局雇用のためにしかなっていないのではないかとという極端な話も、実はその辺り出たわけでありませ。じゃあ具体的な事業名とこれまでの経過をきちっと説明してくださいという、なかなかそこには納得できないいろんな問題点が出てきたということでありませ、本来的には、今ほど課長が答弁したような内容で、しっかりこの林業を抱える課題とか、さらにはそれに要する、いわゆる町村ごとの林業の実態にてらした事業を行っていけば、やはり負担すべきだろうというふうには思っておりますが、両沼においても、また同じような問題が出てきたということでありませので、今回は、やっぱり足並みを揃えて、今回は負担するけれども、これがしっかり対応できていないと、ちなみにこの会長というのは、喜多方市長であります。ですから、そういった形を含めて、いろいろ現在検討しておりますし、また今後、1年間をとおした実態を見ながら、本当にこれがしっかり対応しているかどうか見定めて、そして来年は検討しましょうというふうになって、とりあえず、今回、これがすぐ廃止ということについては、そこまで行っていないということでありませので、予算化をさせていただいたということでありませ。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 7ページの歳出で1点ほどお伺いします。

まず2款の8目の、これはコミュニティ育成事業補助金でございませが、830万の計上



でございますが、この中で補助率は、国県の補助率は何パーセントですか、お伺いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 コミュニティ育成事業補助金についてのご質問にお答えいたします。

これ 830 万というような形で支出計上してございますが、二つ事業ございまして、徳沢のコミュニティセンター、集会所をつくるという補助金が 720 万、それから、野沢克雪実行委員会に小型の除雪機械を買うという予算 110 万円、合わせて 830 万円というような形になっております。

それで、徳沢の集会所に関しましては、補助率が 60 パーセントということでございまして、全体の事業費が 1,208 万 9 千円ほど見込んでいるわけでありまして、それに対して 720 万円の補助金ということでございます。

それから、野沢克雪実行委員会に対する除雪機械につきましては、110 万でございまして、全額、定額 110 万円が補助金として入ってくるというようなことでございます。

○議長 5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 歳出の 10 款 3 項の中学校費の中で、今次の補正に 1,850 万 9 千円ほどあがっているんですが、これは新年度予算で 1,683 万 2 千円というのが計上されているんですが、その辺の説明、予算の説明ですか、お願いをいたします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。

教育費の学校管理費でございまして、いわゆる中学校の空調設備、エアコンの設置でございまして、これにつきましては、当初予算におきまして福島県の補助事業を採用するという形で掲げておりました。その後、設計に見ていただきましたところ、当初予算の中では対象となる面積に対するエアコンの設置、いわゆる後付けエアコンということで、店舗や事務所等で付いている、こういうタイプのエアコンで一応考えておりましたらば、学校の場合、事務所店舗と違いまして、ずっとこのエアコンを入れ続けるという状態ではなく、暑いときに使う、つまりずっとは使い続けられないというエアコンであるから、もっと出力の大きいものじゃないと十分な効果が得られないということがございまして、横付けのエアコンから天井に付けるタイプの大きなエアコンに、今回変えるというような変更をさせていただいたことから、今回大きな増額となったものでございます。

なお、これにつきましては、県の補助事業ということで、補助金は 3 分の 1 でございまして、残りの 3 分の 2 については、復興の特別交付税のほうでほとんどが補てんされるという事業でございまして。

○議長 4 番、渡部憲君。

○渡部憲 6 ページの長谷沼清吉議員のものにも関わるんですけども、6 ページの 14 款、これ遺跡発掘調査委託金 225 万補正、これなんですけれども、工事あるたびにこの仕事はあるんですよね、いろんな遺跡が出てくると。だけど、これ今、群岡中学校に集まっているだけですよね、ひとつも日の目が見ない、そして郷土資料館もないんだと、そうするとそのままずっと群岡中学校に置きっぱなしで、何のこともない、町民の人たちもわからない。これ教育長にお伺いいたしますけれども、こういうことについてどう思われますか。やる人は佐藤さんしかないんだよ、小島の。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 今ご質問あった件については、今までも何度かおそらくご質問があった内容だと思います。現在では、発掘されたもの一部が、町の、それほど多い施設ではないんですけども、ところに展示されております。そういう状況で、現在まで発掘されたものについては、今後どうするかということについては、まだはっきりとした具体的な方向性は、現在のところはないというのが実情です。ただ、西会津町が1万2千年ほど前にも、すでにここに住んでいる人がいたという、そういうふうな歴史がありますので、その辺のところは、今後検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、平成26年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第6号、平成26年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、水道事業費の営業費用で受託工事費の追加と、資本的支出における、工事請負費の追加であります。

それでは予算書をご覧ください。

第1条、平成26年度西会津町の水道事業会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

第2条、平成26年度西会津町の水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。(4)主要な建設改良事業施設改良事業費で、既決予定額448万4千円を700万円増額いたしまして1,148万4千円といたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入ですが、第1款水道事業収益、既決予定額1億5,997万1千円を100万円増額しまして合計額を1億6,097万1千円といたします。その内訳であります、第1項営業収益につきましては、既決予定額1億386万9千円を100万円増額しまして、1億486万9千円といたします。

次に支出です。第1款水道事業費であります。既決予定額1億5,997万1千円を100万円増額しまして、合計額を1億6,097万1千円といたします。その内訳であります。第1項営業費用につきまして、既決予定額1億1,987万9千円を100万円増額しまして、1億2,087万9千円といたします。

第4条、本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,401万3千円は、当年度分損益勘定留保資金5,269万1千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額132万2千円で補てんするものとするを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,101万3千円は、当年度分損益勘定留保資金5,569万1千円、建設積立金400万円及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額132万2千円で補てんするものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入です。収入についてはありません。

次に支出です。2ページをご覧ください。

第1款資本的支出であります。既決予定額9,966万2千円に700万円増額しまして、合計額を1億666万2千円とします。その内訳ですが、第1項建設改良費について同額700万円を増額し2,485万2千円とします。

3ページをご覧ください。

平成26年度西会津町水道事業会計補正予算実施計画により補足説明をいたします。

収益的収入及び支出の中の収入です。

1款水道事業収益、1項3目受託工事収益100万円の増額です。本年度に入り、水道加入の申し込みが2件あり、本管から加入家屋までの給水管の受託工事費について、今後申し込み者に対応するための増額です。

次に支出です。

1款水道事業費、1項3目受託工事費100万円の増額です。支出においても収入と同じ理由による増額でございます。

4ページをご覧ください。資本的収入及び支出の内の支出です。

1款資本的支出、1項3目施設改良費700万円の増額です。小島水源におきまして、逆洗装置に不具合が生じ、修繕をしなければならなくなったことから、逆洗装置の修繕と井戸の洗浄の仮設工事が重複するため、来年度予定しておりました井戸の洗浄を今年度実施するための増額です。

これで説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、平成26年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）を採決しま

す。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成26年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

議員の皆さんに申し上げます。このあと議会活性化特別委員会を開催してください。その後、議会運営委員会を開催してください。その後、議員互助会世話人会を議会委員会室で開催いたします。

本日は、これで延会いたします。(14時02分)

平成26年第3回西会津町議会定例会会議録

平成26年6月12日(木)

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	農林振興課長	佐藤美恵子
総務課長	伊藤要一郎	建設水道課長	酒井誠明
企画情報課長	杉原徳夫	会計管理者兼出納室長	会田秋広
町民税務課長	新田新也	教育委員長	田崎敬修
健康福祉課長	渡部英樹	教育長	新井田大
商工観光課長	大竹享	教育課長	成田信幸

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

### 第3回議会定例会議事日程（第7号）

平成26年6月12日 午前10時開議

#### 開 議

- 日程第1 議長諸報告  
請願の受理・委員会付託
- 日程第2 提案理由の説明
- 日程第3 議案第7号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 報告第1号 平成25年度西会津町繰越明許費繰越計算書
- 日程第5 報告第2号 喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第6 報告第3号 株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類
- 日程第7 請願第2号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書
- 日程第8 請願第3号 集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願
- 日程第9 請願第4号 小綱木寺線の改良工事に関する請願書
- 日程第10 陳情第1号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対の陳情
- 日程第11 陳情第2号 向原・村中線の改良工事に関する陳情書
- 日程第12 意見書案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第13 常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出について
- 日程第14 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第15 経済常任委員会の継続審査申出について
- 日程第16 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第17 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第18 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

日程第19 保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(全員協議会)

(議員互助会総会)

(議会広報特別委員会)





○議長 おはようございます。平成26年第3回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議長諸報告を行います。

6月定例会第4日目以降、本日までに受理しました請願が1件あります。会議規則第90条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、経済常任委員会に付託いたします。

日程第2に入る前に、皆さんに申し上げます。

追加議案として、町長から議案第7号、監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。議事日程を調整する前でありましたので、議会運営委員会に諮り、追加議案にかかる提案理由の説明及び議案第7号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを本日の議事日程に加えましたので、ご了承願います。

日程第2、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第3、議案第7号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第7号、監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現職委員の辞職により、現在1名の欠員となっております監査委員についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、尾野本・森野在住の齋藤哲夫さんを適格者として認め、選任したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

齋藤さんについて、ご紹介を申し上げますと、昭和18年10月、尾野本・森野の生まれで、県立喜多方高等学校を卒業後、昭和37年4月に福島県職員として採用され、県立医科大学学生部学生課を振り出しに、生活福祉部障害福祉課主幹、商工労働部職業能力開発課主幹兼課長補佐、人事委員会事務局職員課長、保健福祉部参事兼医務福祉課長などの要職を歴任されました。この間、昭和43年3月に福島大学経済学部短期大学部を、昭和42年3月には中央大学法学部を卒業され、平成15年3月、会津総合病院事務局長を最後に県職員を退職されました。

退職後は、県林業公社の常務理事や専務理事、社会福祉法人あいあい福祉会・みずの和の郷特別養護老人ホーム施設長などを務められました。また、公職においては、町特別職給与等審議会委員や町介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定委員会委員などを務められ、温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方です。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、齋藤哲夫さんを監査委員として選任したいので、なにとぞ満場一致をもって、ご同意を賜りますよ

うお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから議案第7号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第4、報告第1号、平成25年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 報告第1号、平成25年度西会津町繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条の規定により、本年3月の議会定例会において、国の補助事業の交付決定の遅れや平成25年度国の補正予算が本年2月6日に成立したことなどにより、翌年度に事業を繰越して実施できるよう、ご議決をいただいたところであります。この繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

まず、1の一般会計であります。

2款総務費、1項総務管理費であります。次世代自動車充電設備設置事業は、繰越額784万2千円、完了予定は9月30日であります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費であります。社会福祉施設整備事業は、繰越額1億380万円、完了予定は8月31日であります。2項児童福祉費の子ども・子育て支援新システム構築事業は、繰越額893万2千円、完了予定は平成27年3月31日であります。

次に、6款農林水産業費、1項農業費であります。地域連携販売力強化施設整備事業は、繰越額1,230万円、完了予定は12月26日であります。2項林業費であります。林道開設舗装改良事業は、繰越額2,992万9千円、完了予定は10月31日であります。

次に、8款土木費、1項道路橋りょう費であります。町道改良舗装事業は、繰越額1,545万円、完了予定は10月31日であります。次に、橋りょう改修事業は、繰越額9,199万円、完了予定は平成27年1月30日であります。

次に、10款教育費、3項中学校費であります。天井等落下防止対策事業は、繰越額8,874万円、完了予定は12月26日であります。

次に、2の簡易水道等事業特別会計であります。1款水道費、1項簡易水道費、飲料

水供給施設拡張事業は、繰越額 963 万円、完了予定は 6 月 30 日であります。

各事業の財源内訳につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

以上をもちまして、繰越明許費繰越計算書の報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回の説明を聞いておりますと、国の補正予算との関係で繰り越しせざるを得ないということではありますが、最初は、これはもう当初予算に組まれていたことであって、補正予算とは関係ない。それで、予算編成時はやはり私は難しいと思いますよ、12 月ころから始まっているそうでありますが、ただ、昨日も補正予算で明らかになりました中学校のクーラーなんかは、もう 2 倍のお金をかける。それでは、町の計画というのはそんなにいい加減かと言われかねないわけでありまして。やはり調査、十二分に調査をすべきではないのか、情報の収集をすべきではないのか。今、自動車関係で言えば、製造しなくなってしまった。そういうような情報は、もっともっと早く担当課なり、企画あたりでは、もう承知しておかなければならないのではないのか。その規格が変わったために、それより優秀な機械が入ってくるわけですが、それはそれでいいわけですが、そういう情報の収集のまずさ、それから電圧の関係で、二つから一つにせざるを得ない、やはりこれは大いに町全体として、もっといい仕事をするために、私はがんばって行ってほしいなど、そういう意味では、やはりこういうような提案は残念で仕方がないわけです。

こういうような仕事に対して、やはり町長はもっと指導監督といいますか、職員の力が十二分に発揮できるように、私はすべきだと思いますので、今回この件については、町長から答弁をしていただきたいと思います。

あと、それぞれ完了、完成予定日がお話されましたが、これらの事業についてはもう発注をしておるのか、おらないのか。それをお答えをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 お答えいたします。

まず、予算というのは、そのときの状態、あるいはお金の出し入れの関係の中で、十分にその年度に対応できるように組んでいるつもりであります。しかしながら、年度途中で、その状況の変更というのも余儀なくされる場合もあるわけでありまして。そういう中で、適切にその補正とか、あるいは年度の中で変わったものについては、4 回の定例の議会の中で変わった分についてはご報告をしながら、訂正すべきところは訂正していくということで、それぞれ、そうしたところで議論をしていくということも必要な場合もあります。

今回、この繰越明許にあげた内容については、確かにおっしゃる内容について十分理解をするわけではありますが、しかしながら、このいかんともしがたい、いわゆる当初の計画どおり、例えばこの次世代の自動車充電器についてでありますけれども、これも当初で考えていたのが、途中で大幅にその機種が変わったり、あるいはその内容等が変更したということになってしまいますと、これは町のほうの考え方そのものも、これ変更せざるを得ないということで、外的に非常に難しい状況の場合については、これは繰越明許なり、あるいはその期間でなかなか事業が対応できないということで、繰り越しをいたすわけでありまして、今回の場合については、それぞれやむを得ない事情ということで、ご理解をい

ただくしかないのかなというふうに思います。

なんととっても、基本はやっぱり単年度主義で事業を行っておりますので、その期間の中でできるものについては、十分に対応できるように指導をしてまいりたいというふうに思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 2点目の今次の繰り越しをいたしました事業の発注の状況でございますけれども、ここに計上されている事業の中で、教育費の天井等落下防止対策事業につきましては、現在実施設計中でございますけれども、そのほかについては、すべて工事の発注済みということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いい仕事というのはしなければならぬ、心がけるべきだと、いきなり急速のあれが製造中止になる。そういうのはもう半年とか、1年前とか、そういう情報は私あると思うんですよ。何月何日に、業界あるわけですから、それを、何か説明でありましたが、そういう業界団体からどうのこうのと、やっぱりそういうところとコンタクトを取っておれば、情報の収集はもっと早くできるのではないのかと、そういうふうに私は心がけていってほしいなど、今の場合はやむを得ないとわかっていますよ、だけれども、これに、クーラーに、こういうことが加われば、やはりこれはいい仕事だとは言えない。

そして、この件に関しては、3月の議会で、本来ならば提案理由の中で説明すべきなんです。それが無いから3番議員から一般質問があったわけですから、やはりいい仕事というのは、いい仕事、心がけていただいて、そういう変化があったならば、その喫緊の議会でやはり報告していくと、そういうふうにしてやって行くべきだと、行けば、町民の信頼が得られますよと、こういうふうに見積りが甘かったとか、読みが甘かったなんていうことを継続するならば、町民の皆さんに不信をいだかせてしまいますよということでも申し上げているわけですから。

それで次、発注しているということですが、ただ、6月1日付けの議会でわたったあれには出ていなかったような気がしますが、そこら辺はどうですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議員がおただしの施工状況につきましては、いわゆる建設事業の部分に限っての施工状況でございますので、それ以外の委託事業とか、そういった部分がございますので、すべてがこの施工状況に載っているということではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だから、ここに出ている土木関係、林道、町道、橋梁、こういうのが発注してあるのかなのか、発注してなければ、これは継続事業でやっていますから、速やかに発注をして、速やかに完了していく。いや、1日以降に発注しているなら発注したでいいですが、6月1日付けではこれが出ていなかったと私はみていますので、お尋ねをしているわけです。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 繰越計算書の中の、6款の農林水産業費の林道開設舗装改良事業でございます。

すけれども、これにつきましては、施工状況の一番下にございます岩井沢檜木平線、これでございます。

それから、8 款の土木費の町道改良舗装事業、これにつきましては、橋立野沢柴崎線の橋立 3 号橋、施工状況の下から二つ目でございます。

それから、橋梁改修でございますけれども、これにつきましては、明神橋、施工状況の一番上でございますけれども、ここに記載してございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで報告第 1 号、平成 25 年度西会津町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

皆さんに申し上げます。報告第 2 号及び第 3 号につきましては、報告のありました書類の内容については、質疑することはできませんが、公社への出資金が出資の目的に従って適正に管理されているかの点に限定されるべきものであることから、公社自体にかかる問題、経営方針、人事の問題については質疑できないこととなっておりますので、ご配慮くださるようお願いいたします。

日程第 5、報告第 2 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 報告第 2 号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況についての説明をさせていただきます。お手元に配付しております平成 25 年度喜多方地方土地開発公社事業報告及び決算書をご覧くださいと思います。

事業報告の説明に入らせていただく前に、ご承知のこととは存じますが、喜多方地方土地開発公社につきまして若干説明させていただきます。

喜多方地方土地開発公社は、地域の秩序ある整備と圏域内の住民福祉の増進に寄与することを目的に、昭和 48 年に喜多方広域市町村圏組合の構成市町村、当時は 7 市町村でありましたが、が出資しまして設立されました。

資料 10 ページをご覧くださいと思いますが、現在の構成市町村は、喜多方市と北塩原村と本町の 3 市町村でありまして、本町は 194 万円の出資をしているところでございます。

それでは提出書類について説明させていただきます。1 ページをご覧くださいと思います。

事業報告書の 1、総括事項であります。平成 25 年度中に喜多方地方土地開発公社が公有用地取得事業として受託した事業は、記載のとおり喜多方市の綾金地区運動施設用地取得事業の 1 事業でございました。本事業の明細につきましては、8 ページに載せてございますので、8 ページをご覧くださいと思います。

8 ページの公有用地明細表でございますが、期首残高が 3 億 9,035 万 1 千円であり、当期増加高が 35 万 4,845 円、当期減少高が 3 億 9,070 万 5,845 円となりまして、期末残高は

面積、金額ともゼロとなったところでございます。

再度1ページにお戻りいただきたいと思います。ただいまの明細表のとおり、全面積を喜多方市に売却したところでございます、公社の保有面積は処分を完了したところでございます。

次に、平成25年度の損益計算でございますが、事業及び事業外収益合計額が3億9,077万251円であり、事業原価と一般管理費を合計した費用合計が3億9,073万845円でありましたので、差し引き3万9,406円の当期利益となり、準備金で整理した結果、当期末の準備金合計額は、986万4,643円となっているところでございます。なお、これらの補足する資料としまして、3ページに貸借対照表、4ページに財産目録、5ページに損益計算書、6ページにキャッシュ・フロー計算書、7ページに現金及び預金明細表が添付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、理事会の議決事項でございますが、1ページの後段に記載のとおり、理事会は2回開催されております。議決事項は平成24年度の事業報告及び決算の認定、平成25年度及び平成26年度の事業計画と予算の調製を行っております。なお、ただ今説明をしております平成25年度の事業報告及び決算につきましては、去る4月24日開催の理事会において認定を受けているとのことでございます。

次に、平成26年度の事業計画でございますが、資料の最後のページに綴られておりますのでご覧いただきたいと思います。ご覧のとおり、公有地取得事業として喜多方市のふれあいパーク喜多の里用地取得事業の1事業、事業費といたしまして577万7千円が計画されております。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、説明する書類を提出し報告といたします。

○議長 　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 　最後で説明されました喜多方のふれあいパーク喜多の里関係であります、これ、いつから始まって、いつころまでにと、この事業そのものでつかんでおられることがあるならば、お聞かせいただきたいということと、今後、この開発公社を使いたいというような意向があるのかなのか、そこら辺もおわかりであるならばお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 　お答えいたします。

まず26年度の事業計画にあがっておりますふれあいパーク喜多の里の用地取得事業ということでございますか、これにつきましては、もう喜多の里という道の駅のあるところでございますが、それらについては、事業はほとんど、ほとんどと言いますか、終えているわけですが、一部未買収地があるということでございまして、その取得のために、今年度公社の用地取得の可能になった際に、土地開発公社の事業を使わせてほしいというようなことで、今次計画されたということでございます。

それで、先ほど説明しましたように、25年度で、すべて綾金地区につきましても事業が完了したということで、土地開発公社の保有する土地はなくなったということでございま

して、われわれ事務方で、今後土地開発公社についてはどうしていくのかというような議論もしたところでございます。今後、解散というようなことも考えられるのかなというようなことになったわけではありますが、こういった形で、喜多方市としてももう少し残してほしいというような話がございます、26年度も事業計画がされたということでもあります。話の中では、もう土地開発公社の役目はそろそろ終わったのかなというようなことでありまして、事業が完了次第、解散という方向で検討していきたいというようなことになっていきます。

- 議長　これで報告第2号、喜多方地方土地開発公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

日程第6、報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

- 商工観光課長　報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類についてご報告いたします。

内容につきましては、お配りしてあります書類のとおりであります、その概要について申し上げたいと思います。それでは1ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、事業報告であります、平成25年度は、NHK大河ドラマ、八重の桜効果に伴い、観光分野では回復の兆しが見られたものの、依然として、東日本大震災に伴う東京電力福島原子力発電所の事故による風評被害の影響が残る中、公社全体においては、厳しい経営環境の1年でありました。

こうした状況の下、町の指定管理者として、さゆり公園など6施設の管理運営業務をはじめ、交流人口の拡大を目指した事業など、公社設立の趣旨である地域の活性化を図るための事業展開を推進してまいりました。事業概要であります、まず、ロータスインについては、レストランのリニューアルをはじめ、レストランや宴会、休憩所などにおける地元素材を生かした料理内容にするなど、料飲部門の改善を図ってまいりました。また、道の駅よりっせでは、八重の桜効果などにより、利用者は対前年5パーセントの増加、売上では対前年8パーセントの増となりました。企画、旅行部門では、なつかしCarショーなどのイベントやグリーンツーリズム全国大会の分科会や教育旅行の受入れなどを実施し、地域の活性化やPRに寄与するとともに、町外からの誘客を図ってまいりました。施設管理においては、指定管理制度の趣旨に沿いながら安全安心を第一に快適な利用環境の提供に努めてきたところでございます。

この結果、本年度の経常収支は190万3千円の黒字となり、累積欠損金は1,148万2千円であります。

次に、(2)の事業の内容、(3)の会社の概要、(4)の役員及び従業員の構成、(5)資本金の増減につきましては、1ページから3ページに記載されているとおりであります。

続いて、4ページの平成25年度の決算について申し上げたいと思います。

まず、(1)の貸借対照表であります、表、左の資産の部から申し上げます。流動資産の内訳は、現金・預金、売掛金、棚卸資産、未収入金等の計上であります。未収入金は役

場からの委託料等の未収入分であります。固定資産の内訳につきましては、記載のとおりです。以上、資産の部の合計額は、4,911万6,117円であります。

次に、右の負債及び純資産の部についてであります。買掛金は、商品や食材などの未払い分であり、未払い税金は、消費税、町県民税などであり、未払い費用は、3月分の重油、灯油代、光熱水費などであり、流動負債の計は、2,509万8,519円となりました。

以下、資本金3,550万円、前期繰越損失金1,338万571円、及び当期末処分利益190万3,169円を計上し、純資産計は2,401万7,598円となったところであります。したがって、負債及び純資産の部の合計は4,911万6,117円であります。

次に、5ページの(2)損益計算書について申し上げます。まず、右の欄の収益の部についてであります。売上高については、料飲部門の見直しなどに伴う、営業時間の短縮や休業などにより、前年度より減益があったものの、雑収入などにより収益の部の合計額は4億2,145万59円となったところでございます。なお雑収入の主なものは、原子力損害賠償金や緊急雇用による受託収入などでございます。

次に、左の欄の費用の部であります。仕入れや一般管理費それに人件費などの営業費用の計が4億1,871万3,885円となり、これに、法人税等81万7,500円までを合計しますと4億1,953万1,385円となり、収益の部の合計額4億2,145万59円から、ただいま申し上げました営業費用などの4億1,953万1,385円を差し引いた190万3,169円が当期利益となり、平成25年度も黒字決算となったところであります。費用の部の合計は、4億2,145万59円でございます。

次に、(3)の利益金処分計算書につきましては、当期末処分利益190万3,169円を前期からの繰越損失金1,338万5,571円に繰り入れいたしましたので、次期繰越損失金は1,148万2,402円となりました。

7ページにいきまして、平成26年度の事業計画であります。公社を取り巻く経営環境は依然として、東日本大震災による風評被害などにより、厳しい経営状況にあります。こうした中で、平成26年度におきましては、一昨年、設置しました経営戦略会議を中心として、経営改善や組織の健全化に向けた作業を推進し、地域経済活性化の先導的担い手として、町の発展と町民の利益に資するという公社設立の目的が達成できるよう、各種事業に取り組んでいくこととしております。

このことから、町といたしましても、振興公社との連携を強化し、より一層の経営改善が図られるよう支援してまいりたいと考えてございます。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告といたします。

○議長　ただいまの報告に対し、質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　毎年、この振興公社の業績の報告について、どこまで聞いていいのかちょっと悩むところではありますが、2、3お尋ねをいたします。

トータルで190万3千円の黒字となったということでもありますけれども、昨年までは500万から600万程度の黒字で推移してきて、それは支配人の人件費等が少なくなったということもあって、あと1、2年でこの累積欠損はなくなるのかなという期待をしていたわけなんです。25年度に関しましては190万の黒字になってしまったと。商工観光課長から



内容を聞いてみますと、いわゆる料飲部門にレストランの改修費にお金がかかったのと、あと改修にかかる期間、休んでしまった、その分が料飲部門の収入減になったという話がありましたけれども、この振興公社の収益部門の中で、よりっせの稼ぎ頭筆頭に、いろいろ旅行部門だとか、宿泊部門だとかあるわけですがけれども、このいわゆる料飲部門だけは右肩下がりで、毎年大変な赤字をしてきたという、私、認識をしておりました。それで昨年、大改革をして、料理人2人を削ってといいますか、新しいスタッフで太陽のレストラン、オープンしております。実際にその太陽のレストランがオープンしてから、その料飲部門の収益性というのはどのように改善されたのか、その点をまず1点お尋ねします。

それと、これも料飲部門だと思うんですが、従業員の構成を見ますと、いわゆる準社員、委託社員が去年は3人だったのが、これゼロになっているということで、これ料理人がなくなったということで、私、認識しておりますが、総従業員数では56名と人数は変わっていない。私この人件費に関しては、昨年から賞与も出せるようになったということで、待遇改善に取り組まれて、大変いいことだなという思いでおりましたけれども、人件費に関してはどのくらい減額というか、少なくなったのかなということを私お尋ねしたかったんですが、これは年間では、ちょっと計算しづらいんでしょうけれども、わかっている範囲であれば、その点もお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 8番、多賀剛議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずはじめの料飲部門についてでありますけれども、この料飲部門につきましては、以前からいろいろお話いただいているように、右肩下がりでなかなか収益が上がらないということで、その部門につきまして、昨年度いろいろと経営改善、そういった作業を進めてきたところであります。経営コンサルタントの方とか、料理コンサルタントの方の、そういった指導を受けまして、やはり今の時代に合った料理内容に改善すべきではないかというようなことで、地元素材を使った地産地消の、そういった料理内容にメニューを変更しようというような、そういったことを進めてきたわけでございます。

そういった中で、以前おられた料理人の方にもお辞めいただきまして、その代わり、既存の調理員の方々が、今度研修をしたりとか、それから料理指導者の方にいろいろ指導を受けるというようなことで、実際、6月から11月のオープンの間まで、そういった期間、研修したりとか、あちこち先進地研修に行ったりとか、そういったやっていた期間中、レストランについてはメニューの限定とか、あとは休憩所についても営業時間の短縮とか、あと宴会につきましても、ある程度制限をしたというようなことで、そういった意味で、売上等が落ちたということがあるわけですがけれども、それが11月から、新たに太陽のレストランというようなことでオープンしたわけですがけれども、それに伴いまして、現在の営業売上の申しあげますと、この6月までに、11月からこの6月までに料飲部門におきましては、対前年に比較して4パーセントの増ということになっております。レストラン部門だけを見ますと、4割ぐらいの増というような形になっております。宴会につきましては、昨年、対前年並みというようなことでございます。ただ、今年度につきましては、料飲部門だけ、4月、5月ですがけれども、15パーセントぐらいの増になっていると。そういうことで、全体的に、そういった料理内容の見直しを図った結果、営業成績の向上につな

がっているというような、そういった状況でございます。

それから、人件費でありますけれども、会社全体の社員数、あとはパートタイマーとか、そういった人数的には変わらないわけでありまして、昨年、給与の高い方などが辞めたというような、そういったこともありまして、25年度の人件費としては870万ほど減額になったと、そういった状況でございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 内容はわかりました。そうすると、レストランが順調に売り上げを伸ばしているということでもありますから、稼ぎ頭のよりっせ筆頭に、今度は、いわゆる観光交流協会も旅行部門には相当貢献できるのかなと私期待しておりますから、そうするとこの人件費に関しても相当少なくなっている、来年はもしかすると累積欠損が、この報告でなくなるようなことを私期待しているんですが、その辺は先の話ですからはっきりは申し上げられないと思いますが、順調に、今までよりっせにおんぶにだっこだったのが、各部門で収益を出せるようなシステムになるというのは大変理想的なことでもありますので、来年は、ぜひ黒字を大幅に伸ばしていただいて、この累積欠損、来年度でなくなるような経営努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 内容については、あまり細かく質問できないようではありますが、ただ、お金の流れについて説明いただければと思います。今の質問の中にありましたが、よりっせで大きなプラスになっているということの中で、今の課長の話の中でも5パーセント、15パーセントプラスになっていると、施設に関わるマイナスもあろうかと思いますが、経常収支は190万ということは、何かこう少ないような気がしますが、数字が示されておられないので、私の素人の判断で、よりっせの数字、またロータスインの数字を示していただければと思います。

それと、今年はなつかしCarショー、2万人が来られたと、大イベントだと思います。わが町の6千人台の中で、2万人ということは大変ななつかしCarだと思います。その中で駐車場が2千台だと、300円のという内容を聞いております。

あともう一つは、教育旅行であります。その学校の方が修学旅行に来られたのか、いろんな団体が来られたのか、そういう人数とか、そういう名前など、もし教えていただければと思いますが、その点。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 まずよりっせの売上でございますけれども、今年は、先ほど申し上げましたように、八重の桜効果で対前年よりも利用客が5パーセント、売上でも8パーセントの増というようなことありまして、売上の対前年よりも1,300万ほど増であったというようなことあります。収益的にも対前年よりも600万ほどの増になったと、そういった状況でございます。

それから、なつかしCarショーにつきましては、まだ収支というか、決算総会というか、やっておりませんので、結果的にどんな収支かというのはちょっとわかりませんが、お話のように2万人ほどの方が来場されたというような、そういう発表を聞いてお

ります。

それからあと、教育旅行ですけれども、昨年につきましては、県内の小中学校ということで、9校、500名ほどがロータサインを利用したと、そういったことでございます。具体的ですと、喜多方の小学校あたりがこちらに来られたとか、あと中通りのそういった小中学校がおいでになったというようなことを聞いております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 いろんな面で向上されていることでありますが、中には感じるものは、やっぱり専門職員がついているということがプラスになっているのではないかと思います。特にほかから客を誘致、交流するということに対しては、大変すばらしいものがあると思います。そういう中でいろんな振興公社の人事を見ると増えております。私はそういう専門的な人事が増えれば、必ずそれに専念して、そのルートの開拓が実現できると思っている一人でありましたので、ぜひその点も力を入れて、もっともっと飛躍できるような振興公社にさせていただきたいと思います。その点、一つ。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

公社の事業の中に、いわゆる地域の活性化とか、あとは観光振興による町外からの誘客とか、そういった事業内容も含まれておまして、現在、公社の中の旅行部門の中で、首都圏のほうに営業に出かけまして、そういった教育旅行とか、また友好都市である鶴見区とか、今度は埼玉県の三郷市、そういったところにも足を運びまして、積極的にそれぞれの都市の小中学校を学年旅行とか、そういった教育旅行を誘致しようというようなことで努力しているところでございます。

また今回、観光交流協会も新たに設立されましたので、それも振興公社の職員ということでありますので、それらとも連携しながら、誘客に向けていろいろ努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 一つだけお聞きします。よりっせの中にある、大変おいしいと言われております評判のいいレストラン櫟というのがございます。これはこの施設の中には入らないのでしょうか。どういう扱いになっておるのでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

よりっせ内にある食堂、レストランの櫟さんについてですけれども、これは経営については振興公社とは別組織で経営しているということでございます。ですから、今回報告しました会計の中には含まれておりません。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、これからA区画にいろんなテナントが入る予定がありますけれども、募集もありますよね、それとはまた別な扱いになるんだということですね。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 A区画に新しい施設ということで、地域連携販売力強化施設というのができるわけですけれども、ここの現在の考え方としては、また指定管理者を指定しまして、

その方が運営するというような形ですので、現在のよりっせとは、今後どういう形になるかというのは、今後いろいろと中身を詰めながら、一体として管理するか、それとも別個として管理するかと、そういったものを含めて今後検討していきたいと思っておりますので、現在のところ、こうだというふうにはちょっとご説明できかねますので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 振興公社全体で黒字決算になったと、去年も私ここでお願いといたしますが、お話申し上げましたが、部門ごとに報告できないのか、例えばロータスはロータス、よりっせならよりっせだとか、そういうふうにしていただければ、やはり振興公社の経営にどのような問題点があるのかというのが、われわれも把握することができるのではないかなと思っているわけです。それは今回なされていませんから、それはそれでやむを得ないのかもしれませんが、やはり、町が一番最高額出資して、委託料をお支払いして経営しているわけでありますから、ここでそういうことを明らかにできないとか、しないとするならば、委託料の件とか、指定管理のときに、やはり説明をしていただいて、いかなければならないのかなというふうに思っています。何かそういう点では、今言ったような部門別に報告することに問題、差し支えがあるのか、問題があるのか、改めてお尋ねをします。

それと、従業員であります、12人お辞めになった。そしてまた新しく12人、56人のうちで12人という交代といたしますか、これ多いのか少ないのかと、にわかには言えませんが、私はちょっと12人というのは多いような気もしますが、このお辞めになった要因というのはどんなふうにしてつかんでおられますか。

それと、今年度であります、やはり観光交流協会ですか、できましたので、これとどう連携、タイアップとかして、公社の営業成績を上げようとしておられるのか、そこら辺、大いにこの観光交流協会ができましたので期待しているわけでありますが、やはりそこら辺で、一番親密といたしますか、連携といたしますか、していくのが私は振興公社ではないのかと思っておりますので、観光交流協会との関わり合いとか、連携とか、そういうことで26年度でどう、新しいあれですから、もっと検討していることがあるならば、ここでお知らせをしていただきたいなと思います。

あと、事業報告では、その他の業務委託ということで、ケーブルテレビでのあれがかかっていますが、26年度の計画にはそれは出ていないとこう見ましたので、前年度と変わらないから、特に問題がないから載せなかったのかという気もしますが、そこら辺もお答えしていただければと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

まず部門ごとの、ロータスインならロータスイン、よりっせならよりっせの、そういった経営状況というか、売上、それからそれにかかる人件費とか、そういったものにつきましては、当然、株主総会等でそういったものをお示ししまして、そういった面でいろいろと株主総会の中でもいろいろお話していただいているところでございます。それをこの議会の中でお示しするのに問題があるのかどうかというようなお話ですけれども、その辺ちょっと中身を調査しておりませんので、その辺、十分調査させていただいて、またご回答

したいなというふうに思っております。

それから、従業員の数でありますけれども、12人の増減というようなことでありますけれども、実際に退職、採用したのは8人というようなことでございます。残り4人につきましては、例えばパートタイマーという臨時職員から、社員に昇格した人とか、そういった形で、内部異動でパートタイマーから社員というような、そういったことになっておりますので、実際は8人の方の退職、採用ということでございます。退職された方々につきましては、それぞれご自分のいろいろな考え、またいろいろな、別な職業を見つけたとか、そういった理由で辞められたのかなという、自己都合がほとんどでございます。

それから、観光交流協会との連携についてありますけれども、先ほども申しましたように、現在、観光交流協会の職員は振興公社職員というようなことで、身分については振興公社の職員というような形にしておりまして、当然そういった職員でありますので、振興公社との連携は強固にしていきたいなというふうに思っております。今日も振興公社と観光交流協会が合同で、グリーンツーリズムの研修会に出かけているというような状況でありまして、当然これまでグリーンツーリズム関係は振興公社が事務局としてやっていたわけですので、そういった内容の引き継ぎ、それから指導と、そういったものをきちんと観光協会のほうにお伝えいただくというようなことで、現在そういう作業をしております。当然これから町外からの誘客に当たりますとも、当然これまで出歩いていた首都圏等につきましても、振興公社等の職員が十分そういった首都圏等の学校等、十分知っておりますので、そういったこともいろいろと観光協会のほうに引き継いでいただくと、そういった作業を今年1年、十分やしていきたいなというふうに思っております。

それから、ケーブルテレビにつきましては、26年度については、今のところ現状と変わらない状況でありますので、前年度どおりということでありましたので、特に記載はしなかったということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 従業員であります、一般社員がお2人増えていきますから、これはやはり、できる限り、いわゆる内部で待遇改善といいますか、図ってほしいなと思います。実質8人だということですが、私は公社自体でかなり異動することによって、もし不本意でお辞めになるような人がおられれば、異動することによってそういうのを防げるのではないかなということと、やはり内部で異動することによって、仕事のレベルアップを図っていくべきではないのかなと。役場の職員の皆さんも課が異動があるわけでありませう。そういうふうに、振興公社でも異動することによってレベルアップにつながるのではないかなと、お辞めになるのも辞めなくていいのではないかなという、私そういう感じをしておりますのでお尋ねをしたわけですが、そういう内部の異動等はどうか把握されておられますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

先ほど社員の採用ですけれども、実質社員の方は2人お辞めになったわけですが、そのほか、調理人の方が委託職員ということだったので、実質的に4人の社員の方がお辞めになったということで、4人の社員を採用したというような状況でございます。

それから、職員の人事異動についてでございますけれども、昨年度から、いわゆる社員間のそういった異動を横断的にやろうというようなことで進めております。これは、今までですと、例えばさゆり公園はさゆり公園、ロータスはロータス、そういった縦割りの採用なり、人事なりをしていたということで、やっぱり職員同士がほかの部門がどんなことをやっているかというのが、やっぱり実態をよく知らないということで、例えば、当然、教育旅行などでロータスに来た場合、当然、さゆり公園を利用したりとか、あとはコテージを利用したりとか、そういった別な部門のところも、そういった利用するわけですので、その内容についてもほかの部門が知らないでは仕方ないだろうということで、なるべく横断的な職員の異動をしようというのも、ひとつ昨年から心がけておまして、そういった縦割りではなくて、広くいろいろな部門を経験することによって、振興公社全体の職員のレベルアップにつなげようというようなことを昨年から実施しております。

○議長　これで報告第3号、株式会社西会津町振興公社に係る経営状況を説明する書類の報告を終わります。

暫時休議します。(11時08分)

○議長　再開します。(11時30分)

日程第7、請願第2号、「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書及び日程第8、請願第3号、集团的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願についてを議題とします。委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、青木照夫君。

○青木照夫　請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第2号。付託年月日、平成26年6月6日。件名、「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

請願第3号。平成26年6月6日。集团的自衛権の行使に反対する意見書提出を求める請願。

委員会の意見、継続審査を要するものといたします。

以上であります。

○議長　これから請願第2号、「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから請願第2号、「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書についてを採決します。

お諮りします。

請願第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号、「手話言語法定を求める意見書」の提出を求める請願書については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、請願第3号、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから請願第3号、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願についてを採決します。

お諮りします。

請願第3号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号、集団的自衛権の行使容認に反対する意見書提出を求める請願については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、請願第4号、小綱木寺線の改良工事に関する請願書についてを議題とします。委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは、経済常任委員会より請願審査報告書を朗読をもって報告いたします。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

記。

受理番号、付託、年月日、件名、審査の結果、委員会の意見の順で報告いたします。

請願第4号、平成26年6月12日、小綱木寺線の改良工事に関する請願書でございます。委員会の意見、継続審査を要する。

以上でございます。

○議長 これから請願第4号、小綱木寺線の改良工事に関する請願書についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから請願第4号、小綱木寺線の改良工事に関する請願書についてを採決します。

お諮りします。

請願第4号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号、小綱木寺線の改良工事に関する請願書については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、陳情第1号、要支援者を介護予防給付から外すことに反対の陳情についてを議題とします。委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、青木照夫君。

○青木照夫 陳情書審査報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第1号。付託年月日、平成26年6月6日。件名、要支援者を介護予防給付から外すことに反対の陳情。委員会の意見、継続審査を要するをいたします。

以上です。

○議長 これから陳情第1号、要支援者を介護予防給付から外すことに反対の陳情についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第1号、要支援者を介護予防給付から外すことに反対の陳情についてを採決します。

お諮りします。

陳情第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、要支援者を介護予防給付から外すことに反対の陳情については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、陳情第2号、向原・村中線の改良工事に関する陳情書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは、経済常任委員会より陳情審査報告書を朗読をもって報告します。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告をいたします。

記。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見の順で報告を申し上げます。



陳情第2号、平成26年6月9日、向原・村中線の改良工事に関する陳情書。委員会の意見、継続審査を要する。

以上で報告を終わります。

○議長 これから陳情第2号、向原・村中線の改良工事に関する陳情書についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第2号、向原・村中線の改良工事に関する陳情書についてを採決します。お諮りします。

陳情第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、向原・村中線の改良工事に関する陳情書については、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時43分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第12、意見書案第1号、「手話言語法」制定を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは、意見書第1号、提出者、青木照夫、多賀剛、長谷沼清吉、長谷川義雄、三留正義、猪俣常三、清野佐一。

「手話言語法」制定を求める意見書。

標記の意見書案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先、内閣総理大臣、安倍晋三様。

それでは、朗読をもって意見書とします。

「手話言語法」。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は、可能な限り、言語、手話を含む、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められた。また、同

法第 22 条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であろうと考える。

よって本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。  
記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第 1 号、「手話言語法」制定を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号、「手話言語法」制定を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、常任委員会の所管事務調査（管内）実施申出についてを議題とします。

各常任委員会よりそれぞれの所管に係る事項の現況を把握するため、9 月議会定例会前の閉会中、3 日以内において管内行政調査を実施したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決定いたしました。

加えて申し上げます。所管事務調査の結果は、9 月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第 14、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 15、経済常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

経済常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 16、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 17、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、保育施設運営に係る調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

保育施設運営に係る調査特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

保育施設運営に係る調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、保育施設運営に係る調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 6月議会閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、6日から7日間の日程での定例会、大変ご苦労さまでございました。本定例会は、初めての条例となります空き家条例と、ごみ、缶類などのポイ捨てを禁止する快適環境づくり条例についてご審議をいただきました。また、一般会計補正予算におきましては、本町町制施行 60 周年を迎えるにあたり、新たなまちづくりに向けて、町民の指標となり町民憲章の策定費用や、西会津中学校エアコン設置の工事費などを計上したところであります。

いずれも議員各位の慎重なるご審議を得て、全議案とも原案どおりご議決賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

これら執行にあたりましては、賜りましたご意見等、十分配慮しながら、町政運営にて対応してまいります。

本町は今、田植えも一段落となり、初夏の鮮やかな緑に囲まれ、大山まつりも開催中があります。また、この 15 日には、奥川健康マラソン、22 日には、町商工会のにぎわいまつり、そして 29 日は、消防団民友旗受賞式典が開催されるなど、各種行事が目白押しとなっております。議員各位におかれましても、万障繰り合わせてのご出席をいただきますようお願いいたします。

これから梅雨も明け、本格的な夏の暑い日がやってまいります。皆さまには、健康には十分留意され、町勢伸展のため、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、議会閉会にあたってのあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

去る 6 月 6 日の開会以来、本日まで 7 日間にわたり、条例制定、平成 26 年一般会計補正予算をはじめ、重要案件についてご審議を賜りましたが、本日をもって全議案とも原案の

とおりの議決成立を見ました。

会議を通じ、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議、あるいは委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く要望いたします。

これから、本格的な梅雨や猛暑の季節を迎えますが、町当局をはじめ、議員各位におかれましては、この上ともご自愛くださいまして、町政の積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会の言葉といたします。

これをもって平成26年第3回西会津町議会定例会を閉会します。(13時15分)